

山口大学大学院東アジア研究科  
博士論文

# 中国農村金融と農村信用合作社の役割

平成 21 年 9 月

張文芳

## 要　旨

本研究の目的は、信用社と農村金融市場という 2 つのサイドから、農村フォーマル金融供給サイドにおける問題とその問題の原因を解明し、農村金融システムの改革について提言し、農村生産者の資金需要を満たすことである。供給サイドにおける問題とその原因を解明するためには、農家と農村企業という 2 種の借り手が中国農村において並存しているという視点が重要である。以下、本研究の内容を述べる。

第1に、農村の2種の借り手である農家と農村企業は共に、フォーマル金融供給が不足した状態にある。また、農村フォーマル金融市場において、信用社は農家と農村企業へ貸付を行う唯一の金融機関として独占的な地位を得ている。この状態は農村企業への資金供給の独占だけではなく、農家への資金供給の独占でもある。したがって、本研究において、信用社を主な研究対象として取り上げる。一方、信用社は農家と農村企業への主な資金供給者という役割を果たしている。そのため、農家と農村企業は信用社の貸付を競い合う関係にある。そして、商業経営の信用社は農家貸付を農村企業貸付より増加させており、貸付の重点を農村企業から農家と農村企業という2者に転換していると見られる。

第 2 に、政策金融の農家少額貸付は、高返済率の実現、貸付費用の大部分を信用調査に参加する行政組織や住民などへ転嫁すること、農家少額貸付をサポートする低利の貸付を人民銀行から得ることなどで営利的な金融商品となる。これは商業経営の信用社が農家少額貸付を実施する大きな原因である。こうした農家少額貸付は、政府の支援政策がなければ営利にならない。また、農家少額貸付には問題や限界が現れている。農家少額貸付の高返済率を実現するために、信用戸となる条件(換金できる資産)が高く設定され、貸付上限が農家の換金できる資産より低く決められている。そのため、農家の資金需要を満たさない問題が起こりうる。そして、農業不確実性に対応し切れない限界がある。

第 3 に、不良債権処理と所有制度改革において二つのジレンマが生じた。一つは、所有権の改革が不良債権の処理のために行われ、そして、株式制が他の株式合作制や協同組合制よりも不良債権の発生防止に有効だと考えられるが、多くの農村信用社は株式制の条件に達したとしても、株式合作制にとどまった。もう一つは、郷鎮など地元政府の干渉が不良債権の主な原因である点からみて、その発生を防止するためにはコーポレートガバナンスを確立して郷鎮など地元政府の干渉から逃れが必要であるが、所有権改革とともにあって、農村信用社を管理する権限が地方政府へ移行され、公的資金の投入を受ける条件に達すために、郷鎮など地元政府の干渉を断つことが出来ないばかりか、その干渉が強まる可能性がある。そのため、不良債権の処理がうまく進まず、所有権の改革も徹底されていない。

最後に、以上の信用社サイドからの研究を踏まえ、農村金融市場サイドから、農家と農村企業への主な資金供給者としての信用社の独占的な位置付けは、この 2 種の借り手への

資金供給不足を同時に起こす主要因であることを明らかにした。信用社は、農家と農村企業への資金供給において独占的な位置付けにあり、農家と農村企業への主な資金供給者という役割を果たしている。しかし、商業経営のため、融資上で弱い立場にある農家より、企業への貸付に重点を置いている。そこで、農家の資金需要を満たし、信用社に農家金融を実施させるために、様々な支援政策が実施されている。これにより、農家貸付が営利的な金融商品となっている。その結果、信用社は農家貸付を大幅に増加させ、農村企業貸付との差を縮小しており、貸付の重点を農村企業から農家と農村企業という 2 者へ移転している。そして、農家と農村企業への資金供給における信用社の独占的な位置付けはより堅固になっている。しかし、信用社の独占的な位置付けは、農村金融の不備や競争のないことによる金融サービスの改善努力の不足などの問題をもたらしている。そして、商業経営の信用社が農家政策金融を行うことは、信用社の所有権改革(商業金融の実施)及び政策金融の実施に影響している。そのため、こうした信用社の独占的な位置付けは、農村の 2 種の借り手への資金供給不足を同時に起こす主要因である。元々、商業経営の信用社が融資コストと返済リスクの異なる農家と農村企業を同時に主な貸付先にすること自体が問題である。2006 年末に農村新型金融機関の参入が許可されたが、信用社に対抗する競争力を持っていないばかりか、その貸付先も農家か農村企業のどちらでもいいという同様の問題に直面している。その結果、農家と農村企業への資金供給不足が改善されていない。従って、農家と農村企業の資金需要を満たすためには、この 2 者間の融資競争を改善し、信用社の独占的な位置付けを改革することが重要である。これを実現するためには、ただ農村新型金融機関を増やすだけではなく、農家あるいは農村企業へ金融サービスを提供する金融機関をそれぞれに設立するように、信用社や農村新型金融機関の貸付先を決めるほうが適当だと考えられる。

信用社の「農家の協同組合制の変形」によって、信用社が農家の協同組合制への復帰が困難である。そして、農家は貸付先として農村企業より弱い立場にあり、農家の資金需要を満たすためには、農家のための専門金融機関が必要となる。一方、農村企業のための金融機関も存在する必要がある。商業経営の信用社は、農家より企業へより多く貸し付けていた現状から見れば、農村企業のための金融機関になりうる。ただし、営利的な経営の道を進む信用社は、農行と同じように、農村離れや農村からの資金流出を引き起こす恐れがあり、農村企業への貸付が不足する事態も予想される。そうならないようにするためには、信用社を、農村企業を組合員とし、組合員への貸付を目的とする協同組合に改革する必要があるが、協同組合金融機関としても発展するためには、政策金融の押し付けを止め、郷鎮政府からの干渉を防ぐことがより重要である。

## 目 次

序 章 研究課題 .....	1
第1章 農村フォーマル金融システムにおける信用社の位置付けと役割 .....	6
第1節 はじめに .....	6
第2節 中国農村金融機関の機能不全に関する先行研究 .....	6
第3節 農村生産者の融資不足 .....	8
第4節 農村金融システムの再編成 .....	13
第5節 信用社の現状と問題点 .....	19
第6節 まとめ .....	27
第2章 農家少額貸付—信用調査の役割— .....	31
第1節 はじめに .....	31
第2節 農家少額貸付に関する先行研究 .....	32
第3節 農家少額貸付の試行と信用調査 .....	35
第4節 信用調査のプロセスと農家情報の収集・処理—筆者の調査地を例に .....	39
第5節 農家少額貸付をめぐるインセンティブ構造とその返済 .....	47
第6節 農家少額貸付の発展・限界 .....	50
第7節 まとめ .....	55
第3章 不良債権処理と所有制度改革のジレンマ .....	61
第1節 はじめに .....	61
第2節 不良債権に関する先行研究の現状 .....	63
第3節 信用社における所有権の不明確と所有権改革の重要性 .....	68
第4節 不良債権処理と国有商業銀行の不良債権問題 .....	70
第5節 所有権の不明確の状態にある不良債権処理と問題 .....	72
第6節 公的資金の注入と不良債権処理に対する影響 .....	75
第7節 所有制度の改革と不良債権処理におけるジレンマ .....	80
第8節 まとめ .....	90
第4章 農村金融システムの問題と信用社の将来像 .....	93
第1節 はじめに .....	93
第2節 農村新型金融の構造と問題 .....	94
第3節 信用社改革における問題と原因の再考察 .....	98
第4節 農村金融システムの将来像 .....	103
第5節 まとめ .....	106
終 章 結論 .....	109
第1節 結論 .....	109

第2節 農村金融市場からの再考察と農村金融システム改革のための提言	111
参考資料	113
参考文献	122
謝辞	130

## 図表の目次

### 1. 図

図 1-1 フォーマル金融機関の貸付における農家貸付や農村企業貸付の割合	9
図 1-2 農家貸付における信用社のシェア(シェア A)と農村企業貸付におけるシェア(シェア B)の変化	23
図 1-3 信用社の貸付における農家貸付と農村企業貸付の割合	25
図 3-1 信用社における不良債権額と不良債権比率	62

### 2. 表

表 1-1 農村経済の変化	8
表 1-2 2001年から2005年まで農家貸し借りの発生率	10
表 1-3 1995年から1999年まで農家借金の構成	11
表 1-4 農家年末貸し借りの構成	11
表 1-5 各年の農村企業固定資産投資と銀行・信用社からの借入	12
表 1-6 農行による貸付	14
表 1-7 農行の農家貸付と農村企業貸付(割合)	19
表 1-8 信用社と全金融機関の農村貸付	21
表 1-9 信用社の貸付と預金	24
表 2-1 農家少額貸付の規則や制度	37
表 2-2 農家少額貸付を実施する信用社の数	37
表 2-3 全国信用社における農家戸別ローンとグループローン	38
表 2-4 XX区農村信用聯社の財務状況	41
表 2-5 XX区信用社の「信用戸格付、条件及び貸付の上限額」の定量的指標	45
表 2-6 XX区における信用戸の変化	45
表 2-7 XX区農村信用聯社の不良債権	47
表 2-8 農家少額貸付を受けた全国農家戸数の変動	52
表 2-9 XX区農村信用聯社における農家少額貸付の残高	53
表 3-1 貸付の分類	70

表 3-2 信用社の不良債権の推移 .....	78
表 3-3 ①～③に移行する条件.....	80
表 3-4 信用社の選択—各モデルに移行された数.....	83
表 3-5 農村商業銀行と農村合作銀行の例の比較.....	84
表 4-1 農村新型金融機関の 3 モデル .....	94

## 序 章 研究課題

### 1. 問題提起と研究対象

中国の高度経済成長の中で、農村・農業・農民という問題、いわゆる「三農問題」<sup>(1)</sup>が極めて重要な社会問題となっている。三農問題の解決については、これまでのところ、労働力の移動、土地所有権を農民に帰すこと、農村の都会化などの議論が多くあるが、農村金融市場における資金需給に関する研究も欠かせない。

貨幣が経済の血液として、農村金融市場においてその需給のバランスを保つことは、農村経済や三農問題の解決にとってより重要なことである。実は、現在の農村金融を資金の需給から見れば、両サイドでは次のような問題が存在している。

まず、農村金融市場における資金需要サイドから見れば、農村経済には農業部門と非農業部門がある。生産下請負い制の時から現在に至るまで、農業経営の多くが零細な小農経営であり、農業部門の主な経営者が農家である。一方、農村企業の発展により、農村企業は非農業部門として農村経済の大きな存在となっている。すなわち、多くの農村金融市場において、2種の借り手(農家、農村企業)が共に大きな存在として昔から併存している。これは中国農村経済生産者の構成や、金融需要サイドの大きな特徴である。

農家の融資は少額でコストが相対的に高く、そして、担保物がほぼないため、フォーマル金融機関に敬遠されている。その結果、農家の借金の多くはフォーマル金融機関ではなく、インフォーマル金融ルートを通じて調達されている。そして、農家だけではなく、農村企業の資金調達も主にインフォーマル金融に依存している。さらに、インフォーマル金融の多くは高利貸しである。それにもかかわらず、両者はともに資金需要が満たされていない状態にある(第1章)。

高利貸しの多くの存在や資金の不足は生産への投資を妨げている。これは生産者の生産積極性や収入の増加などに抑制するようになっている。農村の2種の生産者の資金需要を同時に満たし、生産の資本投入を増やすことは三農問題の解決にとって重要な課題であるが、この資本投入は農村金融機関からの資金供給に依存している。

また、こうした需要サイドの問題は供給サイドにおける金融供給不足、特にフォーマル金融供給不足によってもたらされた問題である。資金供給不足は資金供給者である中国農村金融システムや農村金融機関に問題があることを表している。インフォーマル金融は基本的に禁止されている<sup>(2)</sup>ので、農村金融供給不足は農村フォーマル金融機関やそのシステムに問題があるといえる。また、農村フォーマル金融はインフォーマル金融より農村金融において役割が小さいこと自体が大きな問題である。

農村金融供給市場は、2006年まで3種のフォーマル金融機関があり、それらは農村信用合作社(「信用社」と略称)、商業性金融機関の中国農業銀行(「農行」と略称)、政策性金融機

関の中国農業発展銀行(「農發行」と略称)である。商業経営の農行は1996年の信用社への指導の停止をきっかけに農村離れを加速している。政策性の農發行は農家に貸し付ける業務を直接的にしておらず、貸付先となる企業は主に専ら農作物(主に食糧、綿花、油)の流通を行う企業だけに限られている。信用社は1996年から中国人民銀行<sup>(3)</sup>(「人行」と略称)の管轄下に置かれているが、2003年から設立された中国銀行業監督管理員会<sup>(4)</sup>(「銀監会」と略称)に管理されている。信用社は三農向けの唯一の金融機関である。すなわち、信用社は同時に農家と農村企業の貸し手であり、そして、主なフォーマル金融供給者である。信用社は農村金融市場において独占的な地位を有する(姚2006)。そのため、本研究は信用社を主な研究対象とし、1996年から今までの信用社と農村金融に注目している。そして、信用社の役割を明らかにするために、1993年から1996年までの改革前の時期にも遡ることもある。

信用社は2006年末、1万9348社あり、中国の全農村をほぼ覆う金融機関である(中国金融学会2007)。元来は農家が自発的に結成した協同組合で、建国以前から存在した。建国後、人民公社期を経て、事実上、国家銀行の末端組織と集団有(人民公社や生産大隊)の組織<sup>(5)</sup>となっていた。改革開放後も国有専門銀行の1つである「農行」の末端組織とされたが、1996年には農行の管理下から離れ、各信用社が独立かつ自立の経営者となる。だが、農家の協同組合だという性格に反して、信用社の主たる貸付先は農村企業であり、農家に対する貸付には消極的であった(阮2000b)<sup>(6)</sup>。農家の資金需要を満たすために、1999年になってようやく農家を貸付先とする政策金融の農家少額貸付が信用社によって始まった。

また、1996年の農行との分離によって、信用社は巨額の不良債権を抱える問題が浮き彫りとなつた<sup>(7)</sup>。巨額の不良債権は、信用社の経営に大きく影響しているので、早く処理を行う必要がある。国家や信用社は不良債権処理を進めるためにさまざまな改革を行っているが、不良債権総額の大幅な削減にはつながっていない(姚2006)。信用社のみで巨額の不良債権を処理することが困難であるため、2003年から公的資金が注入され、同時に、信用社の所有制度の改革が始まった。所有権改革の最終目標は株式制であるが、多くの信用社は株式合作制を選択した。

ここでは、信用社の所有権改革の方向性と農家少額貸付との整合性が問われる。所有権改革が進むにつれて、信用社が少額貸付から撤退する可能性がある。また、信用社の所有権改革が進展すれば、農家少額貸付をどう扱うかが問題になる。この矛盾した問題を放置したまま、金融機関の農村におけるネットワークの不足や農村金融機関間の競争不充分、及び農村金融供給の不足を解決するために、2006年末に3種類の農村新型金融機関が農村金融市場に参入できる政策が制定された。農村新型金融機関は2008年末31社設立されたが、結局、信用社と競争できず、思うように預金が集められない問題などが生じた(阮2008)。

農村の資金需要を満たすためには、まず、農村金融供給サイドの問題、すなわち、不良債権処理の問題、信用社の所有権改革の方向性と農家少額貸付との矛盾、および農村新型金融機関と信用社との競争問題などを解決する必要がある。

## 2. 研究の内容と意義

信用社は1996年に農行と分離してから、独立経営を行うことができるようになった。その後、農家少額貸付の実施、所有制度の改革、農村新型金融機関の参入という信用社に関する重大な改革が行われた。これらの改革は矛盾しており、様々な問題が現れた。

そのため、本研究では、これらの改革における主な問題点、問題を起こす原因の解明に焦点を絞る。そして、信用社と農村金融市场という二つのサイドから考察する。具体的には、第1に、農村金融機関の変化を踏まえながら、農村金融市场の需給状況や農村の2種の借り手への貸付に占める信用社のシェア、信用社の貸付変化の分析を通じて、農村金融における信用社の位置付けおよびその役割を明らかにする。第2に、主として信用社のサイドから、農家少額貸付や所有制度の改革が実施される原因、改革内容、結果を考察する。最後に、これらの分析を元に、農村金融市场サイドから、農村新型金融機関が信用社と競争できない原因、矛盾した改革が行われた原因、農家と農村企業との資金不足の原因を明らかにする。その上で、農家と農村企業の資金需要を同時に満たすために、農村金融供給システムの改革に提言を行う。

信用社は農家と農村企業へ貸付を行う唯一の金融機関であり、農家と農村企業への主な資金供給者という役割を果たしている。そのため、信用社の改革における問題と問題の原因を解明すれば、農村金融供給市場における重要な問題を掴むことができると考えられる。一方、信用社の改革における問題は、信用社が改革どおりに進んだことによって引き起こされた問題(信用社の所有権改革の方向性と農家少額貸付との矛盾)でもあります。そのため、信用社だけではなく、農村金融全体から考察し、矛盾する改革が行われた原因を解明する意義がある。

## 3. 先行研究と研究視点・方法

論文の全体に関する先行研究は次の通りである。各章の先行研究は各章でまとめている。

信用社が1996年まで農家の資金需要を満たさずに農村企業に多く貸し付けることに関しては、信用社の協同組合制が薄くなり、国家銀行の末端機関となることや、郷鎮政府の行政介入が強いこと(阮 2000b)、集団内融資(河原 2005)などの要因が多くあげられる。これらの要因は全て信用社の貸付に影響する外部要因である。ただし、1996年に農行と分離してから自主経営を行うようになった信用社も、変わらずに農村企業に多く貸付を行っている。この問題に関しては、外部要因で説明しきれない。さらに、1996年にも信用社を自立した協同組合制の金融機関として発展させることに決まったが、政策どおりに進まず、2003年について信用社の所有制度を改革し、信用社を地域金融機関として改革するようになった。これにより、条件が揃った信用社は農村商業銀行に移転できるようになった。そのため、現段階では信用社貸付に影響する外部要因より、内部要因である信用社の商業性経営

に注目する必要がある。本研究で信用社の商業性経営に注目して分析を行うことは、先行研究と異なる視点である。

もう一つ先行研究と異なるところは、信用社の 2 種の貸付先である農家と農村企業と一緒に取り上げている点である。農家の資金供給不足から出発したこれまでの研究は、農家の資金需要を満たすことに重点を置いていたので、農村企業への貸付を軽視する可能性がある。三農問題の解決にとって、農村 2 大借り手として並存している農家と農村企業の資金需要を同時に満たす必要がある。

研究方法に関して、本研究は農村金融論、協同組合金融理論、少額金融理論などに基づいて先行研究の成果を踏まえながら分析を行う。また、信用社が政策性融資(農家少額貸付)を行う原因については、主に内モンゴルにおける実地調査に基づく実証的な研究方法を用いることで明らかにする。さらに、1993 年から 1996 年までの改革の前後における信用社の役割や、農家と農村企業の融資上の長所、短所などに関して比較する研究を行う。

#### 4. 論文の構成

本研究は、序章と終章に加えて次の 4 つの章から構成される。各章の主な内容は、以下のとおりである。

第 1 章では、農村金融市場の需給状況や農村金融機関の変化を分析し、また、フォーマル農村金融供給(農家と農村企業への供給)市場における信用社のシェア、信用社の貸付変化とその特徴を解明し、その上で、農村金融における信用社の位置付けと役割を明らかにする。

第 2 章では、内モンゴルの貧困な地域における実地調査に基づいて、1999 年に開始した農家少額貸付が急成長を遂げた原因、特にコストを低くしながら高返済率を実現した原因を解明する。また、信用社が農家少額貸付を実施するようになった原因と、信用社による農家少額貸付の限界を明らかにする。

第 3 章では、信用社の不良債権の発生の原因を分析し、1996 年から現在までの不良債権処理における問題を分析し、不良債権処理のための所有制度の改革の内容とその結果を考察する。また、多くの信用社が外からの干渉に晒されずに不良債権の発生を低くすることができる株式制へ移行しなかった原因を明らかにする。

第 4 章では、まず、農村金融市場に参入する農村新型金融機関が直面する問題とその原因について解明する。また、農村金融市場サイドから、農村新型金融機関が信用社と競争できない原因、矛盾した改革が行われた原因、農家と農村企業への資金供給不足の原因を明らかにする。その上で、農家と農村企業の資金需要を同時に満たすために、信用社の改革や農村新型金融機関の参入など農村金融供給システムの改革のために提言を行う。

注記:

- 
- (1) 簡略にいえば、農業の低生産性、農村の荒廃、農民の貧困という問題である(経済産業省 2005)。
  - (2) 1999 年に農村基金が全面廃止または信用社に吸収合併された(厳 2002)。
  - (3) 中国の中央銀行である。
  - (4) 銀行業等金融機関に対する監督・管理を行う。
  - (5) 1979 年まで、中国の金融システムは人行による单一体制であった(斎 2000)。この間、農行は設立・廃止を繰り返し、最終的に 1979 年に復活となった(山本 1999)。建国後、農家の協同組合である信用社は、まず、社会主义的改造の手段として位置づけられ、政治的な方面に重点を置かれ、また、業務水準の向上のために、国家銀行(人行か農行か)に統合され、さらに、人民公社の形成に合わせ、人民公社や生産大隊、国家銀行に交互に組み入れられた(斎 2000)。
  - (6) 農家少額貸付制度に取り組む以前に、信用社から貸付を受けられた農家は全体の 19.4% にすぎなかった(何 2002)。
  - (7) 甘粛省における信用社は、1996 年の不良債権率が高くて 42.38% であった(人行蘭州中心支店課題グループ 2002)。

## 第1章 農村フォーマル金融システムにおける信用社の位置付けと役割

### 第1節 はじめに

中国の経済改革過程において、三農問題がますます注目されている。貨幣が経済の血液として、農村金融市場でその需給のバランスを保つことは、三農問題の解決にとってより重要なことである。

農村企業の発展によって、中国の農村では農家と農村企業が共存している。そのため、農村における借り手は農家だけでなく農村企業も含む。農村企業は、農村労働力の吸収や農家の収入増加などに役立っているので、その発展が農村にとって重要である。一方、農業生産の多くは零細な農家によって行われている。三農問題の解決には、両者の資金需要を同時に満たすことが重要である。

しかし、農家と農村企業はともに潜在的に融資不足であり、十分なフォーマル金融サービスを受けることができず、インフォーマル金融に強く依存している。生産3要素から考察すれば、農村では労働力や土地が資本より豊かだと考えられるので、農業生産や企業生産にとっては、資本の大幅な増強が重要となる。資本投入は農村金融供給に依存している。

農村金融供給市場において、2006年まで3種<sup>(1)</sup>のフォーマル金融機関があり、これらは信用社、商業性金融機関の農行、政策性金融機関の農發行である。この農村フォーマル金融システムは、1993年から1996年までの金融改革によって形成された。しかし、農家と農村企業が多く資金をインフォーマル金融から調達しているので、農村フォーマル金融システムは農村借り手への資金供給において上手く機能していないといえる。また、フォーマル金融の資金の多くは農村の余剰金だと考えられる。すなわち、直接金融市場が発達していない農村において、多くの農村余剰金は、フォーマル金融機関ではなく、インフォーマル金融機関に流れ込んでいる。これは、フォーマル金融機関の貯蓄動員も不足したことを見ている。

本章では、現在までの農村におけるフォーマル金融システムの機能不全という問題を明らかにし、これに対処すべき農村のフォーマル金融供給システムにおける独占的な地位を占める信用社の来歴と現状を示し、信用社の役割を解明する。

### 第2節 中国農村金融機関の機能不全に関する先行研究

農家など農業経営者の資金需給に関する実証研究は多数存在する。これらの研究は、概して、農家は資金不足状態にあることや、借金の多くをインフォーマル金融から調達していることを明らかにした(何1999、温2001、王・李・霍2007など)。

また、農村金融システムを研究した上で、農村の資金不足問題を検討した研究もある。たとえば、農村金融の制度と実態を分析し、農村金融制度問題の所在と政策課題を明らかにした厳(2002b)や、農村金融システムの構造的な問題を明らかにした王(2005)などの研究がある。これらの研究は、総体として見た農村からの資金流出を問題として指摘している。また、前者は、農業部門の資金不足の原因が金融機関の機能不全や政府の金融政策にあることを指摘している。後者は、信用社における多額の不良債権問題や信用社が協同組合的金融への改革を行っていないことを問題点として取り上げている。さらに、農家の資金需要とのミスマッチという側面から農村金融機関の問題を分析した研究(阮 2000b)もある。

しかし、これらの研究は、概して、農家の資金需給のみから農村金融機関の難点や機能不全を問題にしており、農村企業の資金需給の問題を考慮していない。そのため、金融機関の機能不全や難点の検証は不十分だと考えられる。

信用社に関して、様々な側面からその問題点を指摘する研究が多数存在する。特に、信用社を真の協同組合組織へと改革する上での課題やそれに伴う信用社の機能に関する研究は多い。たとえば、1996 年以降、信用社の協同組合組織への移行が進まない組織上の原因に関する分析(河原 2005b)、信用社の合作制改革過程における所有権およびガバナンス問題に関する分析(孫 2002)などがある。結論は、協同組合の見地から見て、信用社には様々な問題があるため、うまく機能されていないことである。

農村金融システムにおける信用社の位置づけに関しては、斎(2000)が 1979 年から 1994 年までの農行と信用社の農家への貸付・農村企業への貸付(主に郷鎮企業への貸付)のデータを使って、信用社の位置付けと役割を明らかにしている。また、姚(2006)が 1997 年から 2002 年までのデータを用いて信用社が独占的な地位にあることを指摘したが、1993 年前と 1996 年後との比較研究や 2002 年から今までの研究はされていない。

本研究では、農村金融市场における信用社の位置づけを明らかにするために、中国におけるすべての金融機関<sup>(2)</sup>の農家への貸付(以下で「農家貸付」)<sup>(3)</sup>・農村企業への貸付(以下で「農村企業貸付」、場合によって郷鎮企業貸付で代替する)<sup>(4)</sup>のデータ(1979 年から 2006 年まで)を用いて分析を行う。

以上の先行研究における農村金融機関の機能不全に関する研究の欠落を踏まえ、本章では、以下の面に留意する。

まず、資金の需要サイドであるが、農村金融の需要は農家だけでなく、農村企業からのものもある。表 1-1 に示す通り、1985 年には農村社会総生産に占める農村企業総生産は 43% であったが、その比率は漸増し、2005 年には約 85% に達している。農村企業は農村経済における重要性が極めて高くなっている、農村金融においても、その資金需要の考察は欠かせない。

表 1-1 農村経済の変化

(単位：億元)

項目 年	農林牧漁業総生産ア (ア/ウ*100)	農村企業総生産 (イ/ウ*100)	農村社会総生産ウ (ウ=ア+イ)
1985	3, 619. 5(57. 0%)	2, 728. 4(43. 0%)	6, 347. 9
1990	7, 662. 1(47. 5%)	8, 461. 6(52. 5%)	16, 123. 7
1995	20, 340. 9(22. 8%)	68, 915. 2(77. 2%)	89, 256. 1
2000	24, 915. 8(17. 7%)	116, 150. 0(82. 3%)	141, 065. 8
2005	39, 450. 9(15. 3%)	217, 818. 6(84. 7%)	257, 269. 5

出所：斎(2000)、張(2007)、中国国家統計局(2006)、中国農業年鑑編集委員会(2006)より筆者作成。

注：この農村企業総生産は郷鎮企業総生産のデータであり、そして、2005 年のデータは郷鎮企業の営業収入で代替する。

また、信用社の農村金融システムにおける位置づけという問題がある。改革開放以来の農村金融の経過を考察すれば、信用社はフォーマル農村金融において次第に地位を高め、現在では独占的な地位を占めるようになっている。

### 第 3 節 農村生産者の融資不足

農村借り手は農家だけでなく農村企業も含むが、両者ともに潜在的に融資不足であり、十分なフォーマル金融サービスを受けることができず、インフォーマル金融に強く依存している。

#### 1. マクロ経済から見た融資不足

国内総生産(GDP)に占める第 1 次産業の割合は、1984 年までほぼ 3 割以上、1985 年から 1992 年まで 2 割以上、1993 年から 1996 年まで約 2 割であったが、1997 年 19. 09%、1999 年 17. 7%、2004 年の 15. 17%と一貫して減少している（中国国家統計局 1984-2005）。これに対し、フォーマル金融機関の全貸付に占める農家への貸付の比率は、図 1-1 に示すように、1997 年の 4. 42%から 2006 年の 5. 92%へと漸増しているものの、その対 GDP 比に比べてかなり小さい。

この傾向は農村企業に関してはさらに強い。GDP に占める農村企業の割合は 1990 年に 45. 26%であったが、1998 年 27. 9%、2000 年 26. 8%と低下したが、2005 年に 27. 7%にやや増加した<sup>(5)</sup>。他方、フォーマル金融機関の全貸付に対する農村企業貸付の比率は、1997 年に 6. 72%であったものが、2006 年には 4. 06%にまで低下した（図 1-1）。

このようにマクロ的に見ると、農業も農村企業もその国民所得に比して過小なフォーマ

ル金融しか受けていないように見える。

図 1-1 フォーマル金融機関の貸付における農家貸付や農村企業貸付の割合



出所：中国金融学会(2001、2003、2006、2007)より筆者作成。

注：フォーマル金融機関は農村企業へ貸付を行っているが、入手できたデータによると、その貸付先は郷鎮企業である。この農村企業貸付は郷鎮企業貸付で代替する。

## 2. 農家の資金不足

### (1) 農家の資金需要の増大

経済の発展に従い、農村の資金需要は大幅に増加している。中国農業部農村経済研究センターの農村固定観察点における 20,307 戸の農家に対する調査の結果によれば、1995 年には、農家 1 戸当たりの借入金額は 5,443.2 元であったが、2000 年には、9,449.4 元となり、73.6% 増加している(鄭・谷口 2003c)。また、李(2005)の浙江省の 10 村における 1986 年から 2002 年までの農家の貸し借りの調査によると、農家の借入の残高は 1986 年の 176.7 元から 2002 年の 3,334.5 まで約 18 倍、貸付の残高は 1986 年の 96.3 元から 2002 年の 1,376.9 元へと約 13 倍増加している。さらに、霍・屈(2005)による伝統農業地区である陝西省渭北における 2000 年から 2004 年までの 102 農家の貸し借りの調査によると、貸し借りの総計は 2000 年の 12.96 万元から 2003 年の 38.04 万元まで増加している。

また、農家の貸し借りの発生率は高まっている。上述の霍・屈(2005)の調査では、農家の年ごとの貸し借りの回数は 2000 年の 1.57 回から 2003 年の 2.29 回に増加したとされる。さらに、貸し借りを行った農家の割合は 2000 年の 31% から、2003 年の 61.2% にまで高まり、2004 年には 102 農家のうち 89 戸つまり 87.3% の農家が借入を行っていた(霍・屈 2005)。表 1-2 に示すように、王・李・霍(2007)の陝西の 248 戸農家の調査でも、農家の貸し借りの発生率は 2001 年の 34.7% から 2005 年の 84.3% まで上昇したとされる。

表 1-2 2001 年から 2005 年まで農家貸し借りの発生率  
(陝西省の農家 248 戸に対する調査)

(単位：戸)

項目	年	2001	2002	2003	2004	2005
貸し借りの戸数		86	127	155	197	209
貸し借りの発生率		34.7%	51.2%	62.5%	79.4%	84.3%

出所：王・李・霍(2007)。

以上で見たように、経済発展の先進地域(浙江省)であれ、遅れた地域(陝西)であれ、農家の貸し借りの発生率は上昇しつつあり、資金需要も大幅に増えている。こうした多くの農家の資金需要はどのように満たされるか、あるいはどのぐらい満たされるかを次で明らかにする。

## (2) 高いインフォーマル金融の比率

社会科学院農村発展研究所の 1998 年の調査では、借入希望者のうち 72.6%に当たる 119 戸は実際に借入できたが、その借入の 86.6%はインフォーマルルートからであった(阮 2000b)。人行杭州中心支店の 2000 年の調査では、借入希望者の 69.9%に当たる 6,784 戸の農家はインフォーマルルートから借入を行った(阮 2000b)。汪など(2003)が行った四川、貴州、陝西、甘粛省の四つの貧困県の 229 戸農家の貸し借りに関する 1997 と 2000 年の調査によると、フォーマル金融から借入を行う農家の割合は減傾向で、インフォーマル金融から借り入れる農家の割合は増えている(楊蓮娜 2005)。

また、鄭・谷口(2003c)の 1998 年の調査では、フォーマル金融機関からの借入割合は僅か 23.2%であった。また、表 1-3 に示した温などによる中国東部、中部、西部の 15 省 24 個の地区におけるサンプリング調査結果では、農家のインフォーマルルートからの借金は 1995 年から 1999 年まで約 74%以上という高い割合を維持していた。さらに、何(1999)の浙江、江蘇、河北など 21 県の 365 戸の農家におけるアンケートの調査では、農家の借入の 30.6%、3.6%がそれぞれ信用社、農行からのもので、残り 61.0%の借入はインフォーマルルートから調達されたものであった。さらに、農村固定観察点弁公室的調査(曹 2000)によると、2000 年の農家の累積借入額は 1020 元で、その 68.6%、約 700 元がインフォーマルルートから得たものであった。前掲の霍・屈(2005)による伝統的な農業地区での調査では、農家の借金は 2000 年から 2002 年までの間では 79.3%、2000 年から 2003 年まで間では 75.0%がインフォーマルルートから調達されていた。一方、李(2005)によれば、先進的地域である浙江省においても、2000 年と 2001 年の農家借入の 80%以上がインフォーマルルートからであった。これは 2002 年に大きく減少するが、なお 70%以上にとどまった(表 1-4)。

表 1-3 1995 年から 1999 年まで農家借金の構成  
(中国東部、中部、西部の 15 省 24 個の地区サンプリング調査)

項目	年	1995	1996	1997	1998	1999
銀行・信用社		24.2%	25.4%	24.0%	20.7%	24.4%
インフォーマル金融		75.8%	74.6%	76.0%	79.3%	75.6%

出所：温(2001)より筆者作成。

表 1-4 農家年末貸し借りの構成  
(浙江省での調査結果)

(単位：元)

年	項目	借入の構成		借入の残高	貸付残高
		銀行・信用社	インフォーマル		
2000		11.5%	88.5%	2,845.3	1,188.8
2001		14.1%	85.9%	2,918.9	1,240.5
2002		28.1%	71.9%	3,334.5	1,376.9

出所：李(2005)。

### (3) 高利貸し

前述の何(1999)の調査によれば、農家の借入の月利子率は平均で 9.54% であり、最高は 30%、同時期のフォーマル金融機関の利子率の 3 倍であった。また、温(2001)の調査では、インフォーマル金融の発生率は 95% に、高利貸しの発生率は 85% に達した。温(2001)は、高利貸しは農村においては特別な現象ではないと主張している。

以上で見たように、農家資金の調達の構成は地域によって様々だが、少なくとも農家借金の半数以上はインフォーマルルートから調達されたものであった。農家への資金供給で主要な役割を果たすのは、農村フォーマル金融機関ではなく、インフォーマル金融である。なお、ある程度の借入希望者はどこからも借り入れられず、資金需要がまったく満たされない状態にある(霍・屈 2005)。農家が利子率の高いインフォーマルルートから資金を調達せざるを得ないのは、フォーマル金融からの資金供給の不足のためであり、農家金融では、フォーマル金融機関は上手く機能しているとは言えない。

## 3. 農村企業への金融

### (1) 農村企業へのフォーマル金融機関による貸付

1990 年以前の農村企業は、資金調達を銀行と信用社との貸付に強く依存しているのが特

徴であった。姜(2003)は農村企業の銀行と信用社からの借入と固定資産総額の関係を明らかにしている。農村企業の固定資産総額に対する借入の割合は1978年9.6%から、1985年に37.0%、1987年に46.9%と上昇し、この状態は1989年の45.1%まで続いた(姜2003)。一方で、農村企業の資産総額と比較すれば、借入の割合は1978年に5.8%であったが、1985年に22.2%、1987年に28.1%と上昇し、1989年には22.7%であった。

他方、1990年から2000年までの間の各年の農村企業の固定資産投資についてみると(表1-5)、総額の増加率では1992年を頂点にして、1995年まで高い増加率を示したが、1996年に鈍化、以後はマイナスとなる年もあり、金額では96年を頂点に停滞している。

これに対して銀行・信用社の融資は、1990年代前半の投資急増とともに増加してはいるが、総投資額に占める比率は1991年から漸減傾向が続いている。2000年にはピーク(1991年:17.2%)の1/3まで減少している。融資の絶対額でみれば、1994年に伸びが鈍化し、1997年以後はマイナスとなっている。

農村企業の固定資本投資に関して言えば、銀行・信用社というフォーマル金融機関は1990年代を通じて次第に役割を縮小してきており、農村企業は内部留保金やインフォーマルルートでの金融、政府資金などに頼るようになってきている。

表 1-5 各年の農村企業固定資産投資と銀行・信用社からの借入

(単位: 億元)

項目 年	A. 固定資産 投資総額	A の増加 率	B. 固定資産投資に対する銀 行と信用社からの借入	B の増加 率	B/A
1990	230.5	—	79.6	—	34.5%
1991	322.2	39.8%	152.0	91.0%	47.2%
1992	1,204.8	273.9%	420.3	176.6%	34.9%
1993	2,176.3	80.6%	671.0	59.6%	30.8%
1994	2,542.8	16.8%	717.6	6.9%	28.2%
1995	2,936.7	15.5%	748.7	4.3%	25.5%
1996	3,126.9	6.5%	768.0	2.6%	24.6%
1997	2,952.0	-5.6%	630.4	-17.9%	21.4%
1998	2,571.3	-12.9%	471.8	-25.2%	18.4%
1999	2,653.2	3.2%	432.6	-8.3%	16.3%
2000	2,731.6	3.0%	406.9	-5.9%	14.9%

出所: 姜 (2003)。

## (2) インフォーマル金融への依存

張、季（2003）によれば、1994年の農村企業の負債総額における銀行や信用社からの借入の割合は27.1%であるのに対して、インフォーマル金融<sup>(6)</sup>の割合は38.1%であった。張、季によれば、1993年までは銀行や信用社からの借入が農村企業にとっての最大の資金源であったが、銀行や信用社は1994年にこの地位を失ったとされる。

人行常德中心支店課題組(2001)の調査によると、湖南常德の334個体工商戸(個人業主)に関するインフォーマル金融から資金調達する割合は76.6%であった。個人業者は一般に金融機関から融資を受けるのが難しいから、さほど高い数字とはいえないかも知れない。他方、張など(2002)の50個体工商戸、50私営企業の調査によると、インフォーマル金融からの資金調達の発生率はそれぞれ82%、94%であった。私営企業もやはりインフォーマル金融に強く依存するようになっている。

## 第4節 農村金融システムの再編成

このような農村フォーマル金融の機能不全は、農村金融システムの歴史の産物である。現在の農村金融システムは1993年から1996年までの改革によって生まれたものであるが、この改革に至る過程の検討を通じて、現在のシステムの問題を明らかにする。

### 1. 「住み分け」構想<sup>(7)</sup> 前の農村金融

#### (1) 改革開放後の農行

1978年に改革開放政策が開始され、農村においても戸別農家による生産請負制(包産到戸)が実施される。生産請負制は、生産を農家に委託し、ノルマを超えた農産物の自由処分を認めるものであり、このインセンティブ付与により小農化された農家の生産意欲が高まり、またより高付加価値の農産物に生産に移行することによって、農業生産は増大し農家所得も急速に高まる。これによって人民公社は形骸化して崩壊し、郷鎮政府や村委員会という行政組織に移行する。

同時に、農村では農村企業が急速に発展する。農村企業は人民公社期から社隊企業として存在したものや新しく郷鎮政府などが設立したもののがほか、私営企業や個体戸(非農業の自営業者)など多様であるが、改革開放による所得上昇を背景とした需要の増加、モノ不足経済を背景に爆発的な発展を遂げる。

農業生産の急速な増大は1984年頃に頭打ちになるが、農村企業の発展はその後も続き、郷鎮政府の財政基盤となるとともに、農業と並ぶ農村経済の主要要素となる。

改革開放によるこのような急激な経済の変化に対してフォーマル農村金融機関の対応は

遅々たるものであった。

表 1-6 農行による貸付

(単位：億元)

項目 年	農家貸 付	(貸付 総額に 占める 割合)	農村企 業貸付	(貸付 総額に 占める 割合)	農産物 買付・ 供銷社 への貸 付	(貸付 総額に 占める 割合)	その他 の貸付	(貸付 総額に 占める 割合)	貸付総 額
1979	100	24.4%	30	7.3%	236	57.6%	44	10.7%	410
1980	114	22.6%	53	10.5%	287	56.9%	50	9.9%	504
1981	120	21.5%	62	11.1%	323	58.0%	52	9.3%	557
1982	132	21.6%	73	11.9%	354	57.8%	53	8.7%	612
1983	144	20.6%	80	11.4%	426	60.9%	50	7.1%	700
1984	202	14.1%	158	11.1%	572	40.0%	497	34.8%	1,429
1985	222	13.4%	188	11.4%	1,000	60.4%	245	14.8%	1,655
1986	280	14.3%	288	14.7%	1,054	53.9%	332	17.0%	1,954
1987	339	14.6%	328	14.1%	1,163	50.2%	489	21.1%	2,319
1988	397	15.1%	381	14.5%	1,312	49.8%	542	20.6%	2,632
1989	464	15.2%	393	12.9%	1,583	51.8%	618	20.2%	3,058
1990	563	14.9%	434	11.5%	2,030	53.8%	747	19.8%	3,774
1991	696	15.2%	498	10.9%	2,490	54.4%	894	19.5%	4,578
1992	847	15.5%	583	10.7%	2,795	51.1%	1,243	22.7%	5,468
1993	858	13.1%	775	11.8%	2,470	37.6%	2,462	37.5%	6,565
1994	877	15.9%	938	17.0%	916	16.6%	2,794	50.6%	5,525
1995	1,121	17.1%	1,106	16.9%	1,136	17.3%	3,198	48.7%	6,561
1996	1,231	14.4%	1,291	15.1%	1,341	15.7%	4,704	54.9%	8,567
1997	1,531	15.6%	1,515	15.4%	1,461	14.9%	5,303	54.1%	9,810
1998	1,776	13.0%	1,748	12.8%	1,255	9.2%	8,889	65.0%	13,668

出所：阮(2000b)の第6表より筆者作成。

注：1984年と1997年に統計手法が2回変更されたので、前後は比較不可(阮2000b)。農村企業貸付のデータは郷鎮企業貸付のデータである。

農行は1979年の「關於恢復中國農業銀行的通知」(中国国务院)によると、人行から分離されて復活し、1996年までは営業領域を農村部に限り預金・貸付業務を行った。1985年まで

の農行の農村への貸付は、主として人民公社(後に農村企業となる社隊企業も含む)を対象とし、農家に対する直接の貸付は貧困地域に対する救済穀物の購入金の貸付などに限られ、無視できる規模であった。表 1-6 を見る限り、人民公社が解体された 1985 年以後も、(1984 年に統計上の断絶があるので明確ではないが)貸付の状況はあまり変化していない。人民公社解体後も、集団性の農業経営者や郷鎮そのものへの貸付が 15%程度で、農村企業に対しては 1986 年～1988 年の 15%弱、1994 年以後の 15%超を除けば、11%程度であった。なお、農行の最大の貸付先は農産物買付や供銷社であり、1992 年までは貸付の 50%～60%を占めている。供銷社は農産物の購買や生活必需品、肥料や農薬などの農業投入物資の販売を行う協同組合で、改革開放後も農村は旧来の国営商業のシステムに依存していたために、これに十分な融資を行うことは政策上重要な事項であった。その他に、農產物流通を担う国有企业もあり、これへの金融も農行の政策的任務であった。農行は他の 3 つの国有銀行と同様に、1980 年代、計画経済的な資金配分機関から通常の銀行に転換するための改革を行っているが、1993 年までは、農行は通常の銀行業務を行うとともに、計画経済時代の遺産の色合いの強い流通機構から要請される政策金融の執行者でもあった。

## (2) 信用社の前史と改革開放後の信用社

信用社は自然発生的な協同組合運動として発生し、その起源は建国以前にまで遡ることができる。中華人民共和国建国後も、土地改革によって生じた小農による出資金・預金を組合員に貸し付ける自発的な協同組合として発展していた。

だが、1953 年以後、信用社は、小農を集団化する手段とされ、さらに 1957 以後は中央銀行である人行(時期によっては農行)によって直轄管理される独立した会計を持たない末端組織になり、協同組合の性格を実質的に失う。同時に信用社は 1 郷 1 社、出資の有無にかかわらず、全農民が加入する集団性の組織とされる。

さらに、1958 年の人民公社の設立とともに、信用社は信用部として人民公社に組み込まれ、生産大隊には信用分部(または信用站)が設けられた。なお、信用分部(信用站)は生産大隊幹部の専横により混乱が生じたため、1962 年には信用社が復活し、人行(時には農行)の指導のもと、独立採算の農家の協同組合を目指すこととなったが、文化大革命により経営は混乱し、協同組合化はまったく進捗しなかった。

文革終了後の 1977 年には、信用社は、協同組合的金融組織であるとともに、人行の末端組織であるとの位置付けが再確認される。たが、協同組合の側面は無視され、人事管理、業務経営、財務制度などのすべてが人行に支配された。協同組合としての民主的な管理は形骸化し、出資金に対する配当はなく、さらに貸付における組合員と非組合員の利用上の無差別などの協同組合原則からの逸脱が著しかった。

計画経済下で信用社のすべての経済活動が国家経済計画に組み込まれたため、資金調達も貸付も国家融資計画に従属することとなり、政府の財政におけるたんなる「出納」機関として位置づけられるようになった。

より重要であったのは、1978 年末までの 20 年間の信用社の基本的機能が農村部門の余

剩資金を吸い上げ、それを工業化のために提供することであった点である。計画経済の下、一括買い上げによって農産物価格は低く抑えられ、いわゆる鉢状価格差による工業化のための蓄積原資の捻出を強いられていた農村は、金融的にも絞り取られていたのである。

信用社は、農行が再建されると、その指導を受ける下部機関となった。信用社は資金計画と人事管理、業務、財務制度などのすべての面で農行の管理下に置かれ、経営の自主権はなかった。農村企業への貸付なども行われたが、これが農行の指令によるものがあり、農業総合開発や貧困扶助政策などのプロジェクトなどの政策執行については農行の下部機関として貸し付けることが多かった。これらの貸付の多くは経済効率を無視したものであり、そのために赤字が生じたが、これは農行によって補填された。

信用社にとって重要な変化は、1984年から、農村企業(法人)を組合員として取り入れるようになったことである。農村企業は急速に発展しており、所得においては農業に匹敵する規模になっていたから(表1-1を参照)、その出資や預金を受け入れることは、農村金融機関としては不可欠のことであった。信用社は元来、農民が資金を相互融通する協同組合であった。ところが、実際には農行の下部組織として政策金融の末端組織の役割を負い、さらに農村企業という法人も組合員に加えたことで、組織の性格はまったく曖昧になってしまった。この状況は、農行管理から離脱する1996年まで続いた。

## 2. 1993年から1996年までの農村金融改革と住み分け構想の失敗

### (1) 農發行の設立と農村金融の住み分け構想

1993年11月に、第14期3中全会は「關於建立社會主義市場經濟体制若干問題的決定」(中国中共中央)を採択し、以後、4大国有専門銀行の商業銀行化と政策銀行の設立、および合作銀行の編成を目指す金融制度改革が急速に推進された。同年12月には国务院の「關於金融体制改革的決定」(以下で「1993年の決定」)に基づいて、政策金融と商業的な金融との分離のために、三つの政策性銀行<sup>(8)</sup>が設立された。その一つである農發行の設立は1994年6月である。

農發行は、農行と中国工商銀行が行ってきた政策金融業務の受け皿となった。その業務内容<sup>(9)</sup>は厳格に定められている。農發行は、食糧・綿花・油糧作物の国家備蓄や農業副産物の買い上げへの貸付、農業総合開発や貧困扶助などの業務における政策的融資を任務とし、また、農業を支援するための財政からの低利子融資の実施・使用監督を代行する。農發行は預金を受け入れるが、口座を開けるのは主に農産物流通業者などに限られ、農民の預金は受け入れていない。農發行の設立によって政策金融業務が農行から分離されたため、少なくとも形式的には農行は商業経営原則に基づいて業務を行えるようになった。

同時に、「1993年の決定」は人行の統一的な監督・管理下で、農行、農發行、農村信用合作金融組織が互いに密接に協力し、協調に発展する農村金融システムを徐々に創設するという方向性が示された。

また、1996年8月の国務院の「關於農村金融体制改革的決定」(以下で「1996年の決定」)では、農業と農村経済発展の需要に応じて、合作金融(信用社)を基礎とし、商業金融(農行)、政策金融(農發行)が分担協力するという農村金融システムが提起された。これは農村金融の住み分けを目指すものである。「1996年の決定」に基づいて、三つの農村金融機関の貸付先は、次のようにになった。

まず、農行は信用社の管理機関ではなくなり、両者は独立の金融機関となった。これによって農行は完全に国有の商業銀行となつたが、同時に農村金融において「主導的な役割」を果し、農業と農村の建設に新たな貢献をするよう求められた。とはいって、「1996年の決定」には、農行が農村地域で行うべき業務内容を具体的には何も規定していない。

1996年の金融改革、及び「中国農業銀行貸款管理制度」(農行 1997)に基づいて、農行の貸付先は、中国工商行政管理部門によって考查・批准・登録された企業事業法人、他の経済組織、個体工商戸(農村地域に限らず)、中華人民共和国の国籍を持ち民事の行動能力を完全に持つ自然人とされた。現行の「中国農業銀行信貸管理制度」(農行 2002)によると、この貸付先は現在でも変わらないが、貸付先には農業という文字が含まれておらず、農村への限定は完全に無くなつた。全国のあらゆる経済主体は、(外資企業等を除けば)すべて農行の貸付先になることができ、そのうちのどちらに貸し付けるかは農行自体の経営原則によって決めることができる。

しかし、これらの政策には矛盾があるように見える。農行は、農村地域の商業的金融において「主導的な役割」を期待されていながら、貸付先は農村に限定されておらず、商業的に有利な貸付を自ら選択することができる。もし、農村での金融業務が有利でないならば、農村地域で商業的な金融を担う金融機関がなくなってしまう。商業的な金融に依存する農村経済主体が資金不足となる恐れがあるのである。

なお、1998年からは、農家向けの政策金融業務が再度農行に移された。政策的な資金のほとんどは実際には信用社経由で借り手に渡されている(厳 2002b)が、農行をたんなる商業銀行に向かわせる方向性をもつ改革と、なお農業政策執行組織とする相矛盾する発想が混在していることになる。

また、農發行は、「1996年の決定」に基づいて、省レベル以下の支店を増設し、1997年3月にほとんどの県や市に支店設置を終了し、これ以後、それまで農行によって代理されていた業務を自行で行うようになる(農發行2005)。食糧流通改革が急速に進んだため、1998年3月に国務院は、農發行の業務内容を調整した。農業総合開発や貧困扶助、食料・綿花の加工企業やその他の付帯業務<sup>(10)</sup>への貸付は、農發行から関連する国有商業銀行に移管された。その結果、農發行の業務は、主に食糧・綿花・油などの買い上げを行う国有企业の農産物流通への貸付となつた。

最後に、信用社は、「1996年の決定」において、農行の管理下から離れ、再び人行の監督・管理下に置かれたが、その末端機関としてではなく、自立した協同組合制の金融機関として発展し、農村で金融サービスを提供するものとされた。その具体的な内容は次節で考察

する。

## (2) 農発行の業務制限

農発行は、1997年3月にほとんどの県や市に支店を設置したが、2005年にも郷村などの農村部の支店等を展開していない状態にあり<sup>(11)</sup>、組織の整備が遅れている。農発行は、主に食糧・綿花・油などの買い上げを行う国有企業の農產物流通への貸付となった。

2004年から、農発行の貸付先の範囲は徐々に広がっている。まず、国務院の食糧市場化改革の意見に基づいて、その貸付先は食糧・綿花・油糧を買い上げる国有企業から、これらの買い上げ業務を行うすべての所有制の企業に拡大された。また、2004年9月から、農発行は食糧・綿花・油糧の産業化を行う先導企業や関連する加工業の企業への貸付を行うことができるようになった。

2003年6月末、農発行の貸付残高は7,012億元、そのうち、食糧・油用の貸付が5,863億元で、綿花用の貸付が1,054億元であり、この2者は貸付残高の98.65%を占める(農発行2005)。2005年6月末、貸付残高は7,293億元、そのうち、食糧・油用の貸付が6033億元、綿花用の貸付が1165億元であり、この2者は貸付残高の98.70%を占める(農発行2005)。

鄭・谷口(2006)の農発行天津薊県支店への調査結果によると、1998年から現在にかけて、その資金調達のおよそ78%は人行からの借入金で、自らの資金調達能力は非常に弱い。同じの調査結果によると、1995年から1997年では、綿花・食糧など主要農産物の買付・加工・流通と備蓄に関する貸付の割合が80%ないし85%の範囲であったが、1998年～2003年では、100%近くになっており、現在の農発行は特定の重要な農產物流通の専門銀行の性格を強めている。

農発行は設立されてから一貫して農家に直接貸し付けたことがない。農発行の農村金融における役割は、特定農産物の流通への金融に限られており、農村金融全体から見れば、ごく限られた守備範囲しか持たない。

## (3) 農行の農業・農村離れ

1996年の改革では、3つの農村フォーマル金融機関の機能分担(住み分け)が構想されていた。しかし、この構想は実現されなかった。農行はすでに述べたように、2つの相矛盾する役割が割り当てられていたが、実際には普通の商業銀行を指向したため、住み分け構想が期待した役割は放棄された。

①農村における農行支店の撤廃。1997年の中央金融工作会议で、各国有商業銀行は自行の判断で県以下の支店、営業所を廃止できるという決定がなされた。これにより、1998年から2002年までの4年間で、農行など4大国有商業銀行は県クラス支店の1800を含む4万5千ヶ所を廃止し、25万人の人員削減を行った(譚2004)。

1996年から、農行はコスト削減のために多くの郷・鎮の営業所を廃止した。たとえば、桑植県では、農行はかつて27店舗を有していたが、採算の合わない店舗を廃止したため、現在では5店舗しか残っていない(Gao=Ishida2005)。天津市の薊県においても、1996年以後、県レベル以下の11の農行支店が廃止された(鄭・谷口 2006)。農行の機関数は1997年の63,676から2005年の28,232まで44%まで減少した(中国金融学会2000、2006)。農行は、農村地域での支店廃止・業務縮小と同時に、都市部では業務拡大を行っている。

②農村貸付の減少。農行や農発行は個別の農家や中小の農村企業とはほとんど直接的な関係を持たない(厳2002b)だけではなく、規模が大きく経営状況が良い集団農業組織や農村企業さえも徐々に農行の貸付先から排除されている。すでに指摘したように(表 1-6)、農行の農家貸付と農村企業貸付は比較的安定していた。しかし、表 1-7が示すように、2000年末では農行の農家貸付8.4%、農村企業貸付9.2%、合わせて17.6%であり、両者ともに絶対額で減少している。

表 1-7 農行の農家貸付と農村企業貸付(割合)

(単位: 億元)

項目	年	1997	2000
農家貸付(割合)		1,530.5(15.6%)	1,287.8(8.4%)
農村企業貸付(割合)		1,514.5(15.4%)	1,412.8(9.2%)
農家貸付+農村企業貸付(割合)		3,045.0(31.0%)	2,700.6(17.6%)
貸付総額		9,809.6	15,372.6

出所: 阮(2000b)と河原(2005b)より筆者作成。

注: 農村企業貸付のデータは郷鎮企業貸付のデータである。

1993年以後、「その他の貸付」つまり農業外への貸付比率の増加が見られたが、農家貸付、農村企業貸付の絶対額は減少するには至っていなかった。だが、2000年ではこれらの絶対額が減少している。すなわち、貸付を引き上げるという形での農行は農村からの撤退が進んでいるのである。農発行が主要農産物の流通金融に特化していることと考え合わせれば、農村金融を担うのは信用社のみということになる。

以上、農行離農の加速、農発行の業務制限などによって、信用社は農家と農村企業へ金融サービスを提供する唯一の農村フォーマル金融機関となっており、競争相手が存在していない<sup>(12)</sup>。信用社の貸付の実態については次節で詳しく分析する。

## 第5節 信用社の現状と問題点

ここでは、まず、貸付先から信用社の商業性を考察する。また、農村金融における信用

社のシェアの検討を通じて、信用社の独占的な位置付けを示し、その役割を明らかにする。さらに、農村金融の実情から見た信用社の問題点を探る。

## 1. 貸付先から信用社の商業性を考察

「1996年の決定」において、信用社は、主として社員のための金融サービスを提供するものとされ、農業や養殖業への貸付を優先し、自社社員への貸付が全貸付の5割以上を占めるべきであるとされた。信用社の社員とは、農民、農村集団経済組織(農村企業や農業合作組織)、信用社の職員である。また、「農村信用合作社管理規定」(人行1997)において、信用社は1997年には、自社社員に金融サービスを提供すべきであることが再確認されるとともに、地元の農業や農村経済発展に貢献すべきであるとされた。

すでに述べたように、1984年以来、信用社は農民のみならず、法人も社員に含まれるようになり、農村企業への貸付もできるようになった。1988年の「農村信用合作社農村企業貸款管理暫行弁法」(農行1988)には、農村企業への貸付に関するルールが制定され、1995年までは貸付の優先順位があり、農村企業の順位が低かったため、農村企業への貸付額に関して、ある程度の制限がなされていた。しかし、1997年にこうした貸付順位がなくなり、信用社は農家、農村企業、職員など貸付先のいずれに貸し付けるかを制限なく選ぶことができるようになった。

信用社は社員のために金融サービスを提供する協同組合制である同時に、信用社は自主経営、損益自負という自立の経営者である。従って、信用社は自立するために、利益をより多く得ることができる農村企業(社員でもある)に多く融資してもいいと考えられる。実は信用社はこうした貸付を行っている(後述)。

後述のように、1999年までの信用社は農家貸付の割合がほぼ3割以下にあるため、基本的に農村企業のための金融機関の色彩が強い。そして、農家資金の不足は大きな問題となる。この問題を解決するために、農家に金融サービスを提供する唯一の金融機関の信用社は政策支援によって、農家少額貸付を実施するようにされた(第2章)。

さらに、協同組合制の信用社は所有権がより曖昧となりつつ、徐々に協同組合制から離れている。信用社は何度も「眞の協同組合」に戻るよう謳われてきたが、そうにはならなかつた。ついに、2003年に信用社の所有制度の改革は始まった。それにより、条件を揃えた地域の信用社は株式制の農村金融機関へ移行している(第3章)。

以上により、信用社は1996年から、農村において商業経営の金融機関に変わりつつあり、また、2003年の改革によって農村地域金融となっている(河原2005b)。

## 2. 農村フォーマル金融における信用社のシェアと信用社の位置付け

ここでは全(フォーマル)金融機関の農家、農村企業(ここでは郷鎮企業だけのデータを用

いる)<sup>(13)</sup>、農村(前2者の和)に対する信用社のシェア(表1-8)を主として分析する。すなわち、全金融機関の農家貸付残高に占める信用社の割合(シェアA)と、全金融機関の農村企業貸付残高に占める信用社の割合(シェアB)、全金融機関の農村貸付(=農家貸付+農村企業貸付)の残高に占める信用社の割合(シェアC)という三つである。これらの農家貸付や農村企業貸付の分析を通じて、農村金融市場における信用社の位置付けをデータで示す。

表1-8 信用社と全金融機関<sup>(14)</sup>の農村貸付

(単位: 億円)

項目 年	信用社 の農家 貸付	金融機関 の農家貸 付	農家貸 付の信 用社シ ェア(A)	信用社 の農村 企業貸 付	金融機 関の農 村企業 貸付	農村企 業貸付 の信用 社シエ ア(B)	金融機関 の農村貸 付	農村貸 付の信 用社シ ェア (C)
1979	33.4	—	—	14.2	—	—	179.6	26.5%
1980	50.5	—	—	31.1	—	—	249.7	32.7%
1981	60.9	—	—	35.5	—	—	281.0	34.3%
1982	78.9	—	—	42.3	—	—	322.9	37.5%
1983	103.6	—	—	60.1	—	—	378.7	43.2%
1984	219.5	—	—	135.0	—	—	691.3	51.3%
1985	235.5	429.5	54.8%	164.4	353.4	46.5%	782.9	51.1%
1986	302.7	542.5	55.8%	265.8	553.6	48.0%	1,096.1	51.9%
1987	404.5	711.4	56.9%	359.3	708.2	50.7%	1,419.6	53.8%
1988	452.5	821.2	55.1%	440.2	866.7	50.8%	1,687.9	52.9%
1989	520.5	959.5	54.2%	540.2	995.7	54.3%	1,955.2	54.2%
1990	652.3	1,185.6	55.0%	700.7	1,227.2	57.1%	2,412.8	56.1%
1991	801.3	1,464.3	54.7%	910.4	1,511.7	60.2%	2,976.0	57.5%
1992	982.1	1,987.6	49.4%	1,294.3	1,883.7	68.7%	3,871.3	58.8%
1993	1,142.7	2,397.3	47.7%	1,782.5	2,437.7	73.1%	4,835.0	60.5%
1994	804.9	—	—	2,277.0	—	—	4,641.9	66.4%
1995	1,089.9	—	—	2,779.6	—	—	5,795.5	66.8%
1996	1,486.6	—	—	3,264.6	—	—	7,119.1	66.7%
1997	1,843.6	3,314.6	55.6%	3,686.5	5,035.8	73.2%	8,350.4	66.2%
1998	2,659.3	4,444.2	59.8%	3,761.1	5,580.0	67.4%	10,024.2	64.0%
1999	3,039.6	4,792.4	63.4%	4,187.3	6,161.3	68.0%	10,953.7	66.0%

2000	3,588.0	4,889.0	73.4%	4,568.9	6,060.8	75.4%	10,949.8	74.5%
2001	4,417.6	5,711.5	77.3%	4,843.4	6,413.0	75.5%	12,124.5	76.4%
2002	5,579.3	6,884.6	81.0%	5,141.0	6,812.3	75.5%	13,696.8	78.3%
2003	7,056.4	8,411.4	83.9%	5,696.1	7,661.6	74.3%	16,072.9	79.3%
2004	8,455.7	9,843.1	85.9%	5,989.2	8,069.2	74.2%	17,912.3	80.6%
2005	9,331.0	11,529.9	80.9%	4,554.6	7,901.8	57.6%	19,431.7	71.5%
2006	9,794.0	13,208.0	74.2%	3,930.0	6,222.0	63.2%	19,430.0	73.0%

出所：農行(1979～1989、1996)、中国金融学会(1989～2007)より筆者作成。

注：①1994年から1996年までの農村企業貸付と農家貸付を一本に記入されている。

②1993年に統計の変更が行われた。農家貸付に入った農家戸籍の人が経営する企業への貸付は農家貸付から排除され、その他の工商企業貸付に編集された(阮 2000b)。この表において、1993年のデータは統計変更前のデータであるが、1994年からのデータは統計変更後のデータである。

③2005年から農家貸付には農村工商企業への貸付という新たな科目が設けられた。本研究で、この農村工商業貸付金額を農家貸付から引いた額を農家貸付として記入する。

④ここで、フォーマル金融機関と信用社の農村企業貸付は郷鎮企業貸付のデータによって代替する。そのため、これらのデータは次の表 1-9における信用社の農村企業貸付より小さい。

まず、農村貸付に対する信用社のシェア(シェア C)は1979年の26.5%から、1984～86年、1994～99年の停滞期を除けば、漸増しており、2004年には80%に達し<sup>(15)</sup>、2005～06年ではやや低下している。

また、農家貸付のシェア(A)では、統計の取れた1985年から91年にかけては、55%前後の安定しており、その後1991～92年と減少する<sup>(16)</sup>。他方、1997年以後シェアは継続的に上昇し、2004年には約86%に達する。

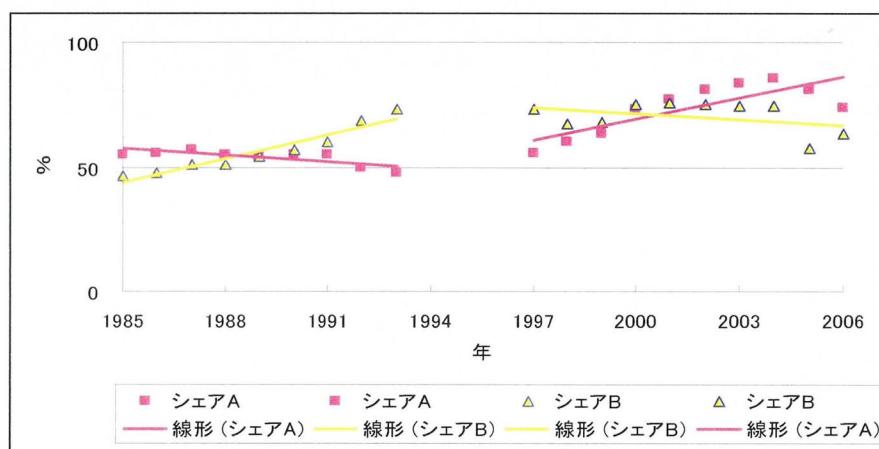
さらに、農村企業貸付のシェア(B)では、85年以後急速に増大し、1993年に約73%に達する<sup>(17)</sup>。1997年は同じく約73%であるが、1998～99年では60%台となるほかは、2004年までほぼ75%の水準にとどまる。

以上で、現状としては、農家貸付にせよ、農村企業への貸付にせよ、信用社は非常に高いシェアを持っており、この高シェアの取得は80年代半ばからであり、1996年からより一層高くなった(図 1-2)。そのため、信用社は農村金融の主たる担い手となっている。前述の農村他の金融機関の変化を考慮に入れ、信用社は農村金融供給市場においてほぼ独占的な位置付けにあるといえる<sup>(18)</sup>。この状態は、農家への資金供給の独占と農村企業への資金供給の独占を含んでいる。

興味深いのは1980年代後半、農家貸付は量的には増加しているが、シェアとしては安定

した水準にあるのに、農村企業貸付は急速に増加し、シェアも高まっている。農村企業貸付は1988年以後絶対額で見ても農家貸付を上まわるようになる。すなわち、1990年代の信用社は概して農家金融機関であるよりも、農村企業に対する金融機関であったわけである。また、1997年以後は、農家貸付が急速に伸び、シェアも高まっている。1993年から1996年まで改革前後のシェア(A)とシェア(B)の変動をそれぞれに近似曲線で表せば、1996年からのシェア(A)とシェア(B)は1993年前より増加していることが分かった。そして、シェア(A)とシェア(B)は正反対の変化を表している。すなわち、1993年から1996年までの改革時期を境目にして、信用社は農村金融供給市場における役割が大きくなり、特に、農家貸付市場における役割がより大きくなっている。

図 1-2 農家貸付における信用社のシェア(シェアA)と農村企業貸付におけるシェア(シェアB)の変化



出所：表 1-8 より筆者作成。

### 3. 信用社の役割と借り手

#### (1) 信用社の貸付に占める農家貸付の意義

この点に関連して、信用社の農家貸付、預金と預貸率を検討する。まず、全貸付残高に占める農家貸付の比率は、70年代末には70%を超えていたものが、1980年代前半60%程度に減少し、80年代末から92年まで40%台、そして94年には19.4%まで低下する。その後は上昇に転じ、2006年で47%となる（表 1-9）。農家の協同組合であるはずの信用社は、1988年以後、貸付の半分以上を非農業領域、より具体的に言えば農村企業などを対象に行っていている。

他方、預貸率の変動も重要な意味がある。預貸率は1978年には僅かに0.27であった。これが1993年の0.76まで漸増し、その後は0.7近傍で安定する。かつての低い預貸率が

示すのは、農村から都市への資金の流出であり、1958年～78年の人民公社の時代と共に通する工業化等の資金の農村からの収奪である。0.7近傍が管理上好ましい預貸率水準であるとすれば、1990年代の初めまで、この収奪が生じていたことになる。

この点を考慮に入れて、預金に対する農家貸付の比率を計算すると最も高い年(1984年)で35.2%、最も低い年は1994年で14.2%となる。このように、信用社は農家の協同組合であるよりも、改革開放初期は政府の末端機関として資金の吸収手段となり、他方で1990年代は農家ではなく、主に農村企業に対する金融機関として存在したと言えるだろう。

表 1-9 信用社の貸付と預金

(単位: 億元)

項目 年	農家貸 付	農村企 業貸付	貸付残 高	農家貸付/ 貸付残高	農家貸付/ 預金残高	預金残 高	預貸率
1978	33	12	45	73.2%	19.9%	166	0.27
1979	33	14	48	70.2%	15.3%	216	0.22
1980	51	31	82	61.9%	18.7%	272	0.30
1981	61	35	96	63.2%	19.1%	320	0.30
1982	79	42	121	65.1%	20.3%	390	0.31
1983	104	60	164	63.3%	21.3%	487	0.34
1984	220	135	355	61.9%	35.2%	625	0.57
1985	236	164	400	58.9%	32.6%	725	0.55
1986	303	266	569	53.2%	31.5%	962	0.59
1987	405	367	771	52.4%	33.1%	1,225	0.63
1988	452	456	909	49.8%	32.3%	1,400	0.65
1989	520	570	1,091	47.7%	31.3%	1,663	0.66
1990	652	761	1,413	46.2%	30.4%	2,145	0.66
1991	801	1,007	1,809	44.3%	29.6%	2,709	0.67
1992	982	1,472	2,454	40.0%	28.2%	3,478	0.71
1993	657	2,605	3,262	20.1%	15.3%	4,291	0.76
1994	805	3,355	4,159	19.4%	14.2%	5,670	0.73
1995	1,090	4,086	5,176	21.1%	15.2%	7,173	0.72
1996	1,487	4,803	6,290	23.6%	16.9%	8,794	0.72
1997	1,844	5,430	7,273	25.3%	17.5%	10,556	0.69
1998	2,659	5,681	8,340	31.9%	21.8%	12,192	0.68
1999	3,040	6,186	9,226	32.9%	22.8%	13,358	0.69
2000	3,588	6,901	10,489	34.2%	23.7%	15,129	0.69

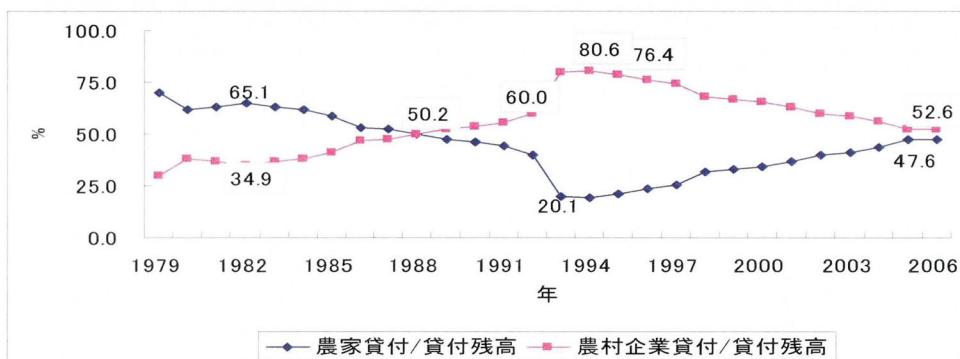
2001	4,418	7,569	11,987	36.9%	25.6%	17,264	0.69
2002	5,579	8,358	13,938	40.0%	28.1%	19,876	0.70
2003	7,056	9,922	16,979	41.6%	29.8%	23,710	0.72
2004	8,456	10,782	19,238	44.0%	31.0%	27,289	0.70
2005	8,885	9,796	18,681	47.6%	32.2%	27,606	0.68
2006	9,794	10,888	20,682	47.4%	32.3%	30,341	0.68

出所：農行(1979～1989、1996)、中国金融学会(1989～2007)より筆者作成。

注：①1993年からのデータは統計変更されたデータである(表1-8の注①参照)。

②信用社による貸付残高は農家貸付と農村企業貸付によって構成される。農村企業貸付は農家貸付を除いた信用社のすべての貸付であり、郷鎮企業への貸付や農村工商企業への貸付、他の短長期貸付、手形割引を含んでいる。

図1-3 信用社の貸付における農家貸付と農村企業貸付の割合



出所：表1-9より筆者作成。

## (2) 信用社の役割と借り手

信用社は農村における独占的なフォーマル金融機関であり、農家のみならず農村企業へも必要な資金を供給しなければならない。信用社の貸付は預金の7割を農家や農村企業に貸している。そのため、信用社は農家か農村企業のどちらに貸し付けるかという選択に直面している。

表1-9と図1-3によると、信用社の貸付には次のような特徴がある。①2者の貸付は量的にほぼ同時に増加しているが、農村企業貸付の割合は1988年から一貫して(1996年から)農家貸付の割合より大きい。信用社は農村企業貸付に重点を置いている。しかし、②信用社は近年、農家貸付を大幅に増加させ、農村企業貸付との差額を縮小し、2者への貸付のバランスを取っているように見られる。信用社は1996年から自主経営を行い始めるため、農村企業へより多く貸し付けると考えられるが、実は農村企業貸付の割合が減少しており、農家貸付の割合が増加している。農村企業貸付の割合は1994年の80.6%から2005年の

52.4%まで減少傾向を呈している。一方、農家貸付の割合は正反対の変化、増加傾向を表している。すなわち、1993年から1996年までの改革時期を境目にして、信用社は農村金融供給市場における役割が大きくなると同時に、貸付の重点を農村企業から農家と農村企業という2者に転換していると見られる。

①の原因に関して、信用社は農村金融を担っていたものの、個々の農家への貸付については消極的であった。元々は農家の協同組合として設立されたが、集団化(人民公社化)と乱脈経営が行われた文革期を経て、農民は信用社から離反し、自ら組合員であるという自覚さえ失った。加えて、信用社は改革開放以後も農行の単なる末端機関として扱われており、経営の自由度は小さかった。その機能は、初期は上述のように農村から預金を吸い上げて上位の機関に再預金し、他のセクターの投資に充てることであり<sup>(19)</sup>、人民公社の信用部であったこともある。郷や鎮などの集団性組織(営農集団や農村企業)とはつながりがあったものの、一般的な農民とはほとんど関係がなく、個別農家に対する貸付は概して不活発であった。そして、1996年から信用社の経営自由化が行われるに至って、より利潤が得られる農村企業貸付に重点が置かれるようになったのである。

②の原因に関しては、次のととの関わりが考えられる。まず、図1-3で示したように、郷や鎮などとの強い関係は1980年代後半から90年代半ばまでの農村企業への急激な貸付増大を説明する。なお、郷鎮政府との関連でなされた貸付は、適切な管理が行われなかつたことに加えて、とくに1990年代に入って農村企業が厳しい競争に直面し、その多くが赤字になったために、信用社は膨大な不良債権<sup>(20)</sup>を抱えることになった。加えて、集団所有制であった農村企業では郷鎮政府と経営者との間で紛争が多発したため、基本的には経営者に買い取られる形での民営企業化が進んだ。民営化によって、郷鎮との関係による貸付は行われにくくなつた。これらの理由のため、1990年代半ばから農村企業貸付よりも農家貸付が増加した。

さらに、90年代半ば以後の農家への急速な貸付増大はたんに農家の資金需要を反映したものではなく、同時期に生じた農行の農業・農村離れを補完するものであったと考えられる。それに加えて、1999年に農家の資金需要を満たすために、農家を貸付先として開始された農家少額貸付が多く実施されていたことを関わっている。何(2002)によると、後述する農家少額貸付制度に取り組む以前に、信用社から貸付を受けられた農家は全体の19.4%にすぎなかつた。

ただし、2種の借り手への信用社の貸付に関しては次のような問題がある。

第1に、第1節で見たように、農村の2種の借り手の資金不足が著しく、インフォーマル金融に頼らざるを得ない状況がある。独占的な地位にある信用社は2種の借り手への主な資金供給者として、2種の借り手の資金需要を同時に満たしていない。こうした問題は、1999年の農家少額貸付の推進や2003年からの所有権改革によって大きく変わっていない。

第2に、なぜ、信用社は高リスクと高コストの農家貸付(農家少額貸付など)を大幅に増加させ、農家と農村企業への貸付のバランスを取るようにしたのかという問題がある。信

用社が農村金融供給市場を独占しているので、まず、信用社は売り手市場において、競争相手からの影響に晒されずに、自主経営で農家と農村企業への貸付を行うことができる。また、融資コストとリスク上に大きな差がある農家と農村企業は信用社からの貸付に競い合っている。農家は、資金需要が少額でコストが高く、農業への投資リスクがより大きく、さらに担保物を持っていないため、農村企業より融資上で弱い立場にある。さらに、資金供給が不足した状態にある農村企業は民営企業化を行ったが、融資上で農家よりも有利であるということは否定できない。それにもかかわらず、信用社は農村企業貸付より、農家少額貸付などの農家貸付を多く増加させている。

## 第6節 まとめ

本章の分析では、次のことを明らかにした。

まず、農村金融市場は長い間にわたって売り手(資金供給)市場であった。資金需要サイドにおいて、農村の2種の借り手である農家や農村企業は、資金の多くをフォーマル農村金融機関からではなく、インフォーマル金融から調達している。それにもかかわらず、2種の借り手は資金供給が不足した状態にある。

また、農村フォーマル金融市場において、信用社は20世紀の80年代の後半から、2種の借り手への資金供給で主要な役割を果たすようになった。こうした役割は1996年の農行との分離、農行の離農などの農村金融システムの変化に従ってより大きくなっている。金融当局(人行や銀監会)が企図した農村金融における住み分け構想は失敗し、その結果として信用社は農家と農村企業へ貸付を行う唯一の農村フォーマル金融機関として、独占的な位置付けを得た。この状態は農村企業への資金供給の独占だけではなく、農家の資金供給の独占でもある。すなわち、信用社は農家あるいは農村企業へ貸付を行う場合、競争相手が存在していない。一方、信用社は同時にこの2者に貸付を行っており、2者への主な資金供給者という役割を果たしている。こうして、農家と農村企業は信用社からの貸付を競い合う関係にある。

信用社の貸付の構造から見れば、農村企業貸付の割合が1996年から減少している一方、農家貸付の割合が増加している。これは、1993年までの2者の割合変化と正反対である。また、農村金融に占める信用社のシェアと信用社の貸付構造によると、1993年から1996年までの改革時期を境目にして、信用社は農村金融供給市場における役割が大きくなると同時に、農家貸付を大幅に増加させ、2者への貸付のバランスを取っているようにみられる。すなわち、信用社は貸付の重点を農村企業から農家と農村企業という2者に転換していると見られる。

しかしながら、1999年までの信用社は農村企業へより多くの貸付を行っていた。それにもかかわらず、農村企業の資金の多くはインフォーマル金融から調達されている。そして、

農家の資金需要を満たすために、1999年から開始した農家少額貸付が急速に発展し、農家の貸付が増加しているが、農家資金の多くもインフォーマル金融から調達されている。すなわち、独占的な地位にある信用社は2種の借り手への主な資金供給者として、2者に同時に貸付を行っているが、2種の借り手の資金需要を同時に満たしていない。こうした問題は、1999年の農家少額貸付の推進や2003年からの所有権改革によっても大きく改善されていない。

また、なぜ、信用社は農村企業貸付より高コストと高リスクの農家少額貸付を行っているかという問題もある（次章）。

最後に、以上の信用社はなぜ農村の2種の借り手の資金需要を満たしていないかを研究する前、検討すべき問題がある。1980年代半ばから1990年代半ばまで猛烈な勢いでおこなわれた農村企業への貸付のかなりの部分が返済されずに、不良債権化しており、多くの信用社は大きな債務超過に直面するという異常事態に陥っていることである<sup>(21)</sup>。それにもかかわらず、信用社は不良債権の発生防止により不利の株式合作制を選択した（3章）。

#### 注記：

(1) 郵便貯金は農村に支店を持ち、農村フォーマル金融機関の一つともいえるが、2005年までは預金を吸収するだけで、農村での貸付を行っていなかった。2006年からは貸付の試行を始めているが、まだ農村金融に本格的に参入するに至っていない。2007年3月に中国郵政儲蓄銀行に改組され、農家や小企業向けの少額貸付を業務とする商業銀行へ移行しつつある（中国郵政儲蓄銀行のウェブサイト、<http://www.psbc.com/> 2008年6月10日）。また、村镇銀行は2007年の農村金融の自由化によって設立された新しいタイプの銀行である。

(2) 中国におけるすべてのフォーマル金融機関は、信用社や農行、1993年設立された農発行など農村のだけではなく、都会の金融機関をも含んでいる。

(3) 本研究の農家貸付は農家と農業集団への貸付を含んでいる。

(4) 本研究の農村企業貸付は農家貸付[本章の注記の(3)を参照]を除いたすべての貸付、郷鎮企業への貸付や農村工商企業への貸付、他の短長期貸付、手形割引を含んでいる。ただし、農村フォーマル金融機関に関連した分析を行う場合、大体郷鎮企業貸付で農村企業貸付を代替する。それは、入手したデータによると、フォーマル金融機関（信用社を含む）による農村企業貸付は、その貸付先が主として郷鎮企業のみであるためである。農村フォーマル金融市场における信用社のシェアなどを大きく評価しないように、その場合、信用社の農村企業貸付のデータもその郷鎮企業貸付で代替する。

---

(5) 資料出所：中国農業部(『農村企業‘十一五‘規劃』2006)、中国國家統計局(2002)、中国國家統計局農村など(1999)、張(2007)。

(6) インフォーマル金融は政策や法律の不備で制約されている。

(7) 後述のように、簡単に言えば、農村金融の住み分け構想は、合作金融(信用社)を基礎とし、商業金融(農行)、政策金融(農發行)が分担協力するということである。

(8) 中国國家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業發展銀行(農發行)。

(9) 農發行の資金源は、業務範囲内の口座を開いた企業の預金、金融債権の発行、農業をサポートするための財政からの融資、人行からの貸付、国外の融資、などからなっている。設立からの長い間、農發行の運営の資金は主に人行からの融資に依存している。

(10) 阮(2000)：貧困扶助および農業総合開発の専門的貸付業務は、農行に移行され、穀物・綿花・油の加工業およびその他の農發行にふさわしくない業務の貸付は農行と工商銀行に移行された。

(11) 2005年にも農發行の支店は県や市レベルまで設置されている。農發行、  
<http://www.adbc.com.cn/> (2009年4月13日)。

(12) 農村には他に「農村合作基金」や「村鎮銀行」がある。農村合作基金は人民公社の解体後、自然発生した集団所有制の財産を管理する代替組織で、さらに農民から資金を吸収し農家に貸し付けていたが、管理ルールの確立が進まず、ガバナンスが難しかったため1999年に國務院の3号文件によって廃止された。

(13) 入手したデータによると、フォーマル金融機関(信用社を含む)による農村企業貸付は、その貸付先が主として郷鎮企業のみである。農村フォーマル金融市場における信用社のシェアを大きく評価しないように、ここでは信用社の農村企業貸付のデータもその郷鎮企業貸付で代替する。

(14) こここの金融機関は1996年まで、国有銀行と信用社を含んでいるが、1997年からは、国有銀行、他の銀行(中国民生銀行、中国光大銀行など)、都會信用社、信用社、金融信託機関、財務公司などのすべての金融機関を含んでいる。

(15) 斉(2000)は、1984年から1994年までについて、信用社より農行の農村貸付のシェアが高いとしているが、これは本論の見解とは異なる。

(16) 斉(2000)によれば、農家貸付残高における貸付機関別の推移(1979～1994年)を検討して、信用社の農家貸付残高は1984年に農行のそれを超えたが、1993年からやや減少し、1994年には5割近くになったとしている。本研究における分析の結果とほぼ一致する。

---

(17) 斎（2000）は、1979年から1994年までの機関別農村貸付残高の検討し、信用社の農村企業への貸付残高は、1987年に農行を超え、農村企業の金融を支える主役となったと指摘している点と整合する。

(18) これは姚（2006）の結論と同じである。

(19) 中国では農村の貯蓄が農村での貸付を恒常に上まわっている。これは基本的には農村での投資より、農村外の投資の方が収益性が高いというよりも捉えられるが、それ以上に農家に対する金融制度の未整備という制度的要因が働いていると考えられる。

(20) 不良債権とは元利払いが180日以上遅延した貸付や支払い不能が明らかな貸付を指す。1999年からはBIS基準に基づく新しい債権分類が行われているが、信用社はまだ古い債権分類に従っている。

(21) 信用社の不良債権の一部は、以前上部組織であった農行が農村の支店を廃止する際に、信用社に移管されたものであり、この種の負債は政府ないし人行が処理すべきものである。

## 第2章 農家少額貸付—信用調査の役割—<sup>(1)</sup>

### 第1節 はじめに

前述のように、農家に対するフォーマル金融の欠如が問題になり、遂に1999年に政府は農家に対する無担保の農家少額貸付<sup>(2)</sup>を信用社に実施させる政策(表2-1を参照)を推進することにした。その後、農家少額貸付は中国全土に広がり、2001年に84.7%、2003年に94.8%(表2-2を参照)、現在ではほとんど全ての信用社が行うようになっており、注目を集めている。そして、農家少額貸付は急速に普及している。これは農家金融にとって画期的な出来事であった。

この農家少額貸付は無担保貸付であるにもかかわらず、概して、他の貸付より高返済率(90%台後半)を実現し(何2002、楊2003等)、貸付コストを低くし、さらに人行の低利再貸付のサポート(Gao=Ishida2005)によって営利的な金融商品となっている(楊2003)。

貧しい農民に対する無担保貸付が高返済率を挙げている著名な例としては、バングラデシュのグラミン銀行<sup>(3)</sup>がある。グラミン銀行のマイクロクレジットはその返済についてグループ全員が連帯責任を負う。これによってグループ内での「相互選択」と「相互監視」が行われる。「相互選択」は、グループを作る際に、返済能力や返済の意思の疑わしい者が排除され、返済が可能だと考えられるメンバーのみでグループが作られることを言うが、近隣の者だけが知り銀行が知り得ない情報の非対称性がこれによって克服される。さらに、「相互監視」は貸付の使途や生活状況などを監視し合い、返済に支障をきたすような行動を控えさせるように働く。これによって貸付は生産的に使われ、返済が可能になる。グループ化によるこの2つの作用によって、グラミン銀行の高返済率が実現されている(三重2004や上西2007)。グラミン銀行では、農民のグループ化が高返済率を維持するための鍵であった(坪井2004)。

だが、最初はグラミン銀行をモデルにした制度として試行された信用社の農家少額貸付は、各農家に対する「戸別ローン」が基本であり(「グループローン」もあるが副次的)、そして、グループローンだけではなく、戸別ローンも高返済率を実現しており(Gao=Ishida2005)、その高返済率はグループ化によって実現されたものではない。何(2002)が既に指摘しているように、農家少額貸付の高返済率は信用調査という独自の手法によって達成されていると考えられる。ここでいう信用調査は、ふつう金融機関で行われているものとはかなり異なっており、信用社が地方政府(郷鎮政府や村委員など)・党組織と合同で行う独自の制度である。村委員や信用調査に参加する人が信用調査(農家情報の収集・処理など)や農家少額貸付の返済に積極的に協力するインセンティブ構造は信用調査の成功、及び農家少額貸付が持続可能の鍵である。

そこで、信用調査はどのように農家少額貸付の高返済率を実現しているか。この問題を

明らかにする前提は信用調査の仕組みとそれをサポートする条件を解明することである。前掲の何(2002)は高返済率を信用調査に基づくと述べているが、信用調査の仕組みを明らかにしていない。Gao=Ishida(2005) や重慶調査隊(2005)は、いずれもケーススタディを通じて農家少額貸付における党や地方政府の役割を重視しているが、それがどのように高返済率の実現に影響しているかを明らかにしていない。他方、李(2006)は、同じくケーススタディを通じて、信用調査を含む農家少額貸付の具体的なプロセスを紹介しているが、信用調査を上手く推進する原因を検討していない。そのため、本章の第 1 の課題は信用調査がどのような条件の下で、どのような仕組みで行われており、どのようにして高返済率を実現しているかを解明することである。

また、信用調査は主に農家情報の収集・処理のことである。そして、農家への貸付のコストの大部分は農家情報の収集・処理である。そのため、信用調査の解説によって、農家への貸付の高コストをどのように低くするかが明らかになる。これらに先行研究の成果を加え、農家少額貸付は営利的な金融商品となることを考察する。

第 2 の課題は、こうした信用調査に基づいて行われている農家少額貸付は、農家金融としての役割・問題点を明らかにし、信用社の改革と関連させてこの制度の将来を検討する。

そこで、本章の第 2 節では、農家少額貸付に関する先行研究をまとめた。第 3 節では、農家少額貸付が信用調査に基づいて行われるようになった経緯を明らかにする。第 4 節では内モンゴル自治区での現地調査で得た知見から、信用調査の具体的な過程を示し、農家情報の収集・処理の意義を明らかにし、一般に農家に対する信用調査にとって困難とされる諸点がどのように処理された(農家への貸付の高コストを低くすること)かを解説する。第 5 節では、第 4 節で提示した信用調査に関する借り手や第三者が期待通りに行動するかどうかを基礎付けるインセンティブ構造を分析し、少額貸付制度で高返済率が実現される条件を明らかにする。第 6 節では、農家少額貸付が営利になる原因、「信用枠」という少額貸付の特徴を中心として、少額貸付がどのように農家に役立っているかを検証する。同時に、農家少額貸付の問題や限界を明らかにする。

## 第 2 節 農家少額貸付に関する先行研究

### 1. 農家少額貸付に関する先行研究

農家少額貸付は実施されて以来、大きな注目を浴びており、研究も進んでいる。まず、少額貸付はフォーマル金融機関である信用社が行うべきか否かに関する論議がある。グラミン銀行モデルは一種の貧困対策であり、私銀行の業務である。後述するように、貧困扶助は別の方法で実施されており、これを全国的な組織を持つ協同組合である信用社が業務とすることに対しては様々な異論がありうる。これに対し、中国における少額貸付研究の

先駆者の一人である杜小山は信用社が少額貸付を行うべきだとしており(杜 2002)、現在ではこれが代表的な見解になっている。少額貸付の急激な増加という実績から見れば、信用社が少額貸付を実施する主力機関であるという現実は否定しがたい(湯 2002)。

また、信用社による農家少額貸付に関する研究は主に次の二つの面に集中している。第1は、農家少額貸付の効果であり、第2は農家少額貸付の実施における問題点である。

第1の農家少額貸付の効果であるが、農家、信用社、農村社会の3者に対する効果が示されている。

まず、農家にとってであるが、農家少額貸付は農家の資金難の問題を緩和するだけでなく、生産多様化による高収益生産へのシフトを推進し、これを通じた収入の増加という効果がある。この点に関連して、趙・鄒(2003)は『中国農村住戸調査年鑑(2002)』の1995年から2002年のデータを用いて、農民平均純収入の年増加率が1996年末から2000年まで低下傾向にあったものが、農家少額貸付が開始された2001年を底にして上昇に転じており、この上昇が農家少額貸付によるとしている。

次に、信用社にとって、農家少額貸付は営利的な新金融商品だということである。楊(2003)は、湖北省隨州市における農家少額貸付の残高の時系列(2002年10月まで)を用いて、農家少額貸付は、利子率は企業への貸出より低いものの、返済率が他の貸出より高いことなどを検証し、農家少額貸付は信用社にとっても営利的なビジネスチャンスだと主張した。

最後に、農村社会にとって、農家少額貸付の実施は農村の高利貸しを抑え、高利に苦しむ農民を減らすとともに、農村社会の軋轢を緩和して、その安定に寄与しているという主張もある(杜 2006)。

第2の農家少額貸付の実施における問題点であるが、農家少額貸付は実施の過程において様々な問題が生じた。少額貸付をうまく進めるには、様々な問題に対する解決策が求められており、これをめぐる研究も多い。

重慶調査隊は、重慶黔江区における農家戸別ローンの調査に基づいて以下の問題点を挙げている。すなわち、信用戸(農家少額貸付の信用調査が認められた農家)に対する審査が表面的であること、実際には農家少額貸付のルールに違反する貸出が行われていること、農家グループローンの実施の困難、信用社が農家少額貸付の実行に消極的なことなどである。これらの問題点に対して、農家少額貸付の管理方法の改善や、党支部や村委会<sup>(4)</sup>の指導力の強化、貸倒れ率を信用村(後述)の判定に運動させることなどの方策が取り上げられた(重慶市農調査隊2005)。

楊林娟(2005)は甘肅省肅州区の例で以下のような問題点を指摘している。農家少額貸付の需要が供給より大きく貸出が不足していること、貸出を受けられる最高限度の金額が小さく、期限が短いこと、貸出の80%が農業や養殖業に使われ、加工や流通などに使う割合が非常に低く用途がほぼ限られること、農家に対する審査評価が基準従って行われず、本来は合格できない農家を信用戸だと評価したために、貸倒れリスクが高まっていることなどである。これらに対する対策としては、資金供給不足を解決するために貧困扶助の政府

資金を信用社の貸出に投入すること、信用評価システムの改善、返済不能時に農家に代わって返済する基金を作り、信用社の貸倒れ損失を軽減すること、より大規模な融資の試行などが挙げられている（楊林娟2005）。

より重要な点は、重慶調査隊が指摘している「党支部や村委員会の指導力の強化」である。中国の農家少額貸付の最大の特徴は、農村の日常生活を律する党支部や村委員会が信用社と連携するということにある。後述するように、党支部・村委員会の関与なしには高い返済率は達成できなかっただろう。

## 2. 高返済率の実現に関する研究

農家少額貸付は高返済率を実現していることが多く指摘されている。たとえば、何（2002）は、1999年7月からの3年間について16の信用社を調査し、ほとんどの地域で90%を超える返済率を達成していると述べている。また、Gao=Ishida（2005）は、四川省成都市の三つ農村における2003年のデータに基づいて、農家少額貸付の返済率が他の貸付より高いことを示している。同時にGao=Ishida（2005）は農家戸別ローンより農家グループローンの方が返済率がより高く、その原因是グループローンが有効なモニターメカニズムを有するためであると指摘している。だが、実はグループローンだけではなく、戸別ローンも高い返済率を実現している。このことは何（2002）の早期の調査によって明らかにされており、Gao=Ishida（2005）も戸別ローンの返済率がグループローンを除いた他の貸付より高いことを示している。だが、戸別ローンの高返済率の実現に関して、グループローンにおける相互選択や相互監督などの原理で説明できない。そのため、戸別ローンを中心とする農家少額貸付がなぜ高返済率を実現しているかということを解明する必要が生じる。

何（2002）は、信用調査が高返済率を持つ農家少額貸付を実現する主要因だと論じている。従来はあった金融機関の貸出の過程における情報の非対称性とこれに基づく農家向けの少額貸付における高コストという問題、つまり農業が持つ作況に左右される高いリスク、正式な帳簿がないことによる定量的評価の難しさ、さらに貸出額がわずかであるために調査費用が貸出額に比して高額となることのために、高利でないと貸し出しできないという難題があった。農家貸付のこうした困難を信用社は独自の信用調査によって克服したと考えられる。残念ながら、何広文はこうした情報非対称解決の手法としての信用調査そのものは深くは追究していない。つまり、信用調査における村委員会の役割の重要性は理解されているが、信用調査がどのような手法で行われ、どのようにして高返済率の農家少額貸付に結びついているかを明らかにしていない。より重要な問題は、信用調査が農家の返済能力を測定している点に触れていない点である。

また、何・李（2005）は返済へと駆り立てる近隣による噂の力を強調している。これは農家に返済させようとする要因にすぎない。高返済率を実現するには、返済させる要因が大切であるが、無担保の貸付のため、返済能力のない農家にいくら返済圧力をかけても、返

済できないリスクが充分ある。そのため、無担保の農家少額貸付においては返済させようと同時に、貸付前に農家の情報を収集し返済できる農家を選び出すことなども重要である。この返済できる農家の選択は信用調査によって実現されることである。

### 第3節 農家少額貸付の試行と信用調査

#### 1. 農家少額貸付の背景

貧しい人を対象にするグラミン銀行のマイクロクレジットは無担保で高返済率を実現するため、世界で広まっている。中国においても、様々なマイクロクレジット試行が行われている。

グラミン銀行型のマイクロクレジットは1993年に杜小山らによって紹介され、彼らはグラミン銀行による少額貸付のやり方を参考に、河北省の易県で少額貸付を行う専門的な機構—扶貧(貧困扶助の意)合作社を作った(李2006)。その後、貧困扶助のための非政府組織<sup>(5)</sup>によるプロジェクトとして様々な試みが行われてきた。農村地域で少額貸付を行う組織は1993年から急速に増加しつつある。たとえば、大規模といえる国連開発計画(UNDP)による少額貸付は最初(1995年)の2省(四川省・雲南省)の幾つかの県から2005年の17省48県<sup>(6)</sup>に拡大され、また、前述の扶貧合作社が四つまで設立された(杜・劉2001、徐・袁2007)。

非政府組織は高返済率を実現しているが、国際機関(UNDP、FAO、WTO、IFAD、NGOsなど)から得た資金や寄付金によって貸付を賄っており、国内から預金の受け入れや他の金融機関からの借入を行わないため、貸付量にはおのずと限界があった(杜・劉2001)。また、非政府組織が急速に増大したとしても、活動範囲は広大な中国農村の西部<sup>(7)</sup>と中部の貧困地域のほんの一部に限られ(Gao=Ishida2005)、全国的な農村金融を担うことは期待できなかった。

一方、政府系組織は財政資金により貧困扶助を行い、主に農行によって行われている。最初の政府系組織による少額の貸付は1986年に出現した(杜・劉2001)。この少額の貸付は、政府の資金による利子補給があるため、金利は3%程度で極めて低かった。にもかかわらず、返済率は1986年から1996年の間の平均で22.6%に過ぎなかった(姜2006)。1997年からは非政府組織による少額貸付の事例を見習った新しい制度が農行と貧困扶助弁公室の協力で実施されているが、返済率は新事業でも高まっていない<sup>(8)</sup>(杜・劉2001、楊・郭2007)。これに加え、農行などが行われているこうした政府系少額貸付は、農行の商業化改革による農村撤退<sup>(9)</sup>によって農村では広く実施されなくなっている(杜・劉2001)。

## 2. 農家少額貸付の試行と信用調査の登場

### (1) 信用社と農家少額貸付の試行

そこで信用社が農家への少額貸付を担う機関として期待されることになる。中国の農村フォーマル金融機関は1990年代には、信用社、農行、農発行と郵便貯金があった。このうち、1996年までは、農村金融の頂点にあり信用社の元締めだった農行は、商業銀行となり、農村にあった支店を閉鎖して農村から撤退した。1994年に設立された農発行は、政策金融を行う機関であるが、組織の整備が遅れ、農村部の支店等を展開できない状態にある。主に企業を融資対象として専ら農作物(主に食糧、綿花、油)の流通金融を担う機関である。郵便貯金は農村で預金を集めているだけであった<sup>(10)</sup>。このために、信用社は農村金融においてほぼ独占的な地位にあり、また、概して全国のすべての郷・鎮に存在している(阮2000b)。従って、信用社はフォーマル金融機関のうち全国規模で農家貸付を行いうる唯一のものになっている<sup>(11)</sup>。

ただし、前述のように、元来は農民の協同組合であり、個々の農家への貸付が中心的な業務だったはずである信用社は、1999年以前、農家への貸付には消極的であった。そのため、農家は多くの資金調達を高利貸のインフォーマル金融に頼らざるを得なかつた。そこで、農家の資金需要を満たすために、今まで様々な少額貸付の経験を参考にして農家少額貸付が実施された。

実施前、農家少額貸付の試行は河北省灤平(Luan Ping)県信用聯合社によって1998年から行われていた(杜・劉2001、吳2001)。この試行は人行とデスジャーディン・インターナショナル(カナダ)による共同事業で、デスジャーディンは少額貸付を管理するノウハウを提供した。貸付の方法はグラミン銀行と同様のグループローンによる無担保貸付で、グループの編成、貸付、回収は灤平信用社の職員によってなされた(吳2001)。

### (2) グループ化の困難と信用調査の登場

この試行から明らかになった問題は、グループがうまく機能していないことである。この試行において、連帯保証という意識は乏しく、リーダーは貸付の使途を監督しなかつた。返済は、借り手個人が村の貸付員<sup>(12)</sup>の家へ出向くか、村の貸付員が借り手の家に集金に行くというやり方で、グループは関与しなかつた。そのために、実は連帯責任を問うことはできず、借入機会も、グループの返済状態ではなく、個人の返済状態にのみ関連づけられた(吳2001)。従って、前述のグループによる相互選択や相互監督がこの試行で機能しておらず、グラミン銀行では有効だったグループ化が有効でないことが判明した。

この試行における返済方法(グループと関係ない)、及び借入の方法(個人の返済状況に関連付けられた)は、グループローンの試行から生まれた新たな方法である。そして、こうい

う方法を採る少額貸付は、1998、99の両年は返済率がより高く90%を上まわった(吳2001)。こうして、高返済率が実現できる新たな少額貸付—個々の農家向けの少額貸付(農家戸別ローン)が誕生した。

この少額貸付は個人の返済状況に関連付けられたので、農家の返済能力や返済意思、素行に関する情報の収集や評価などがその返済にとって重要となる。そのため、信用調査が導入される。信用調査そのものは次項で扱うが、グループ化の無効に対応して、農家少額貸付は後述のように戸別ローンを中心として制度化される。

こうした試行結果の影響で、1999年7月に人行はフォーマル金融機関である信用社による農家少額貸付の推進を開始する(表2-1)。貸付には農家戸別ローンと農家グループローン(聯保貸款)の2種のがあるが、どちらも農家の信用をもとに貸すため、ともに戸別の信用調査に基づいて行う(農家少額貸付の規則や制度を参照)。戸別ローンは後述のように農家少額貸付の基本であるが、グループローンは戸別ローンより大きな貸付上限額となり、農家のより多額の資金需要を満たすためである。表2-1に示すように、制度的にも戸別ローンが先行し、表2-2に示すように戸別ローンは急速に普及し、現在ではほとんど全ての信用社が実施していると考えられるが、グループローンはそれほど普及していない。なお、表2-3に示すように、農家少額貸付に占めるグループローンの比率は2001年の26.6%、2006年の35.8%であり、一貫して農家少額貸付の3割前後と伸び悩んでいる。

表2-1 農家少額貸付の規則や制度

農家戸別ローン		農家グループローン	
制定時期	規則や制度	制定時期	規則や制度
1999年	「農村信用合作社農戸小額信用 貸款管理暫行方法」	2000年	「農村信用合作社農戸聯保貸款 管理指導意見」
2001年	「農村信用合作社農戸小額信用 貸款管理指導意見」	2004年	「農村信用合作社農戸聯保貸款 指引」

出所:人行(1999、2000、2001)、<http://www.pbc.gov.cn/>(2008年6月7日)と銀監会(2004)、  
<http://www.cbrc.gov.cn>(2008年6月7日)より筆者作成。

表2-2 農家少額貸付を実施する信用社の数

(単位:個)

項目	年	2001	2002	2003
信用社の数		38,153	35,544	33,979
農家戸別ローンを実施する機関数とその 割合		32,312	30,710	32,225
		84.7%	86.4%	94.8%

農家グループローンを実施する機関数と その割合	19,249 50.5%	16,571 46.6%	18,553 54.6%
----------------------------	-----------------	-----------------	-----------------

出所：中国金融学会(2002～2004)より筆者作成。

表 2-3 全国信用社における農家戸別ローンとグループローン

(単位：億元)

項目	年	2001	2002	2003	2004	2005	2006
農家少額貸付		446	999	1,565	2,042	2,407	2,582
戸別ローン		327	746	1,112	1,389	1,579	1,658
グループローン		119	253	453	653	828	924
農家少額貸付に占めるグル ープローンの比率		26.7%	25.3%	28.9%	32.0%	34.4%	35.8%
農家少額貸付の増加率		—	124.0%	56.7%	30.5%	17.9%	7.3%
貸付に占める農家少額貸付の比率		3.7%	7.2%	9.2%	10.6%	12.9%	12.5%
貸付		11,987	13,938	16,979	19,238	18,681	20,682
貸付の増加率		14.3%	16.3%	21.8%	13.3%	-2.9%	10.7%

出所：中国金融学会(2002～2007)より筆者作成。

注：貸付はまた、農業集団貸付、郷鎮企業貸付、他の貸付などを含んでいる。

### (3) 農家に対する信用調査の困難

信用調査に基づく無担保の戸別ローンという形が農家少額貸付の基本であるが、農家に対する信用調査には、以下のように様々な本質的困難を伴う。

第1に、一般的に、農業は収穫を天候等に左右するために固有の不確実性を持ち、将来の収入を予測することが難しい(加藤 1983)。第2に、通常、自営農家は正式の簿記を行っていないから、商工業者などのように帳簿を基礎にする信用調査は不可能で、返済の定量的な根拠を求めることができない(後述の調査結果)。第3に、各農家の個別的な事情、とくに返済の意思の有無やインフォーマル金融からの借入などは信用調査で信用社が最も重視する情報であるが、日常生活をよく知る者しか得られない情報で、ふつうは入手困難である(何・李 2005)。第4に、信用調査に要する費用も問題になる(Gao=Ishida2005)。貸し出される金額が小さいほど貸付額に比べて信用調査費用が高くなるを得ず、金利を押し上げてしまう。しかも、広い地域に散在する農家に対して実地調査を行うとすれば当然大きな費用を要する。農家少額貸付がこのような難問をどのようにして解決したかを以

下に示す。

#### 第4節 信用調査のプロセスと農家情報の収集・処理—筆者の調査地を例に

農家少額貸付は、開始する前に広範囲な農家への信用調査を行うことによって成り立つ。信用調査は戸別ローン規則や制度に記載されている基本的な骨格により全国一律に進められるが、貸付上限額・期間・使途、信用調査の具体的なやり方とその有効期限<sup>(13)</sup>などは各地域の特性をふまえて信用社ごとに決められる。結果は入手の農家情報に基づく、貸付を受けられる信用戸かどうかという判定と、返済能力の程度に応じた格付けがなされ、格付けに従って貸付上限額が相違してくる。

次に信用調査を特徴とした農家少額貸付の実態を実地調査によって得た事実に基づいて説明する。筆者は主に2005年3月、2006年8月及び2007年3月、内モンゴル自治区・YY市XX区の農村信用聯社<sup>(14)</sup>で聞き取り調査を行った<sup>(15)</sup>。ここでは聞き取り調査およびXX区農村信用聯社の内部資料、関連資料に基づいて、農家少額貸付における信用調査の具体的な内容を明らかにし、その意義、特に農家情報の非対称性の解決と信用戸格付けによる高返済率の実現への貢献を解明する。

##### 1. 現地調査の概要

###### (1) 調査対象

内モンゴル自治区、XX区農村信用聯社における聯合社P主任、R経理、S会計、S鎮信用社におけるB主任、I貸付員、M鎮信用社におけるD主任、T貸付員、W貸付員、農家Q。

###### (2) 調査期間

- ①2005年3月13日～3月21日
- ②2006年8月27日～9月20日
- ③2007年3月15日～3月23日

###### (3) 主な調査内容

- ①信用社の基本状況や、不良債権の状況と処理方法、信用調査の実施者や農家少額貸付の借り手、各鎮や村における信用調査の手続きと進捗状況
- ②信用調査の難点・役割や、信用戸数、農家少額貸付の用途、農家少額貸付の実施状況、

他の貸付の状況、所有権改革状況、

③農家少額貸付の返済状況、不良債権となる原因、農家の返済意識、新たな変化や問題など

#### (4) 農家少額貸付に関する主な資料

①基本状況表(各支店とその総計の職員数、管轄地域農家数、その支店数など、2002年から2004年まで)。

②業務経営表(各支店とその総計、2002年から2004まで)。

②-1 資産、負債、預金、貸付、及び農業貸付の累積など

②-2 不良債権、準備預金など

②-3 農業貸付、農家少額貸付など

②-4 資本、自己資本比率、設備投資など

②-5 収益、支出など

③各財務指標分析表(各支店とその総計、2005年と2006年)。

③-1 預金、貸付金、不良債権など

③-2 株金、農業貸付金、少額貸付金、自己資本比率など

③-3 各貸付金の累積額など

④信用調査に関する書類(総称は小額農戸信用貸款管理档案である)

④-1 貸付契約書(農戸限額信用借款合同)

④-2 農家信用調査表(農戸信用状況調査表)

④-3 検査表(農戸信用度、貸款上限額評定、年検表)

④-4 「農戸小額信用贷款管理方法」と「農家聯保贷款実施細則」

④-5 創設「千村万户信用工程」実施方案

④-6 農家少額貸付操作説明

その他、利率表(2006年8月、2004年8月など)、空白「貸付証」、不良債権処理の書類などもある。

## 2. 筆者の調査地と調査対象の基本的な状況

内モンゴル自治区は中国の北部の国境に位置するが、沿岸と内陸部の格差縮小を目指す政府の巨大プロジェクト「西部大開発」<sup>(16)</sup>の対象地域であり、中国国内では貧困地域と見なされている。調査対象である区が所在するYY市は12区・旗・県を含んでいる。XX区は郷鎮29、村260、農家11.02万戸、人口51.57万人で、うち42.93万人が農民である。YY市の農民(牧民を含む)一人当たりの純収入は、2000年末に1683.85元で内モンゴル自治区

の最下位付近にあり、貧困地域である。また XX 区の農民一人当たりの純収入は、2000 年末には 1510 元で YY 市平均より低かったが、2006 年末には 3850 元となり、YY 市の平均より高くなった(内モンゴル自治区統計局 2001、2007)。

XX 区農村信用聯社は 2006 年 6 月現在では職員 566 人、1 聯社本社・29 信用社(支店)・36 分社(信用社より規模が小さい)・25 貯蓄所を管轄し、これらの下部機関は各郷鎮および村に広く設置されている。本論文と関連する財務状況を表 2-4 に示す。2001 年末から 2006 年 8 月までの間に、預金は 2.47 倍、貸付は 2.85 倍に増加した。また、2002 年末に約 31% だった農業貸付の比率は、2006 年 8 月には約 73%まで増大し、同じ期間に金額では約 6 倍も増加している。

表 2-4 XX 区農村信用聯社の財務状況

(単位 : 万元)

年、月 項目	2001	2002	2003	2004	2005	2006、8
預金残高	51,252	60,618	80,296	100,388	110,527	126,446
貸付残高	41,982	47,538	57,363	75,029	88,331	119,617
預貸率	81.9%	78.4%	71.4%	74.7%	79.9%	94.6%
農業貸付残高	—	14,581	21,126	36,802	54,767	87,017
貸付のうち農業貸付の 占める比率	—	30.7%	36.8%	49.1%	62.0%	72.7%

出所： XX 区農村信用聯社の資料より筆者作成。

農家少額貸付は人行によって全国的に急速に推進された。XX 区では農家少額貸付は 2002 年から XX 農村信用聯社の支店である A 信用社によって試行され、その後各信用社が実施するよう推進された。なお、当時、XX 区政府は農村構造改革を推進しており、戸別の農家少額貸付では上限額が小さく農業構造改革に必要な資金が不足した。そこで、XX 農村信用聯社は、2002 年 7 月からより上限額が高い農家グループローンを開始した。XX 区の例でも、戸別ローンが主たる貸付方法であり、グループローンはその限界を補うものとして位置づけられている。

しかし、農家少額貸付の使途に関して、前掲の表 2-1 に示す全国農家少額貸付の規則や制度は使途を問わないと書かれているが、これと異なり、XX 区農村信用聯社は、次のように資金の使途を決めている。つまり、農家少額貸付は、農牧業の生産、農機具の購入、農地水利建設、農・副産品の加工、農牧業の開発、販売流通業、手工業、科学技術研究・応用などに使うことである。

### 3. 信用調査と農家情報の収集

信用調査は「信用工程」と呼ばれるが、共産党支部・村委員会という行政組織等を動員して一斉に行われる。以下では筆者の調査地(以下 XX 区と略称)の実例に即して信用調査の実態を明らかにし、農家情報を収集する方法と過程を解明する。

#### (1) 信用調査の実施組織

信用調査は行政組織(党组织)が主導する。XX 区では、「千村万戸信用工程」(当該地域では信用調査をこう呼ぶ)を推進するために区政府が「指導者委員会」(指導者小組)を組織している。この委員会は XX 区長を委員長とし、副委員長は党的区委員会副書記と区政府副区長、メンバーは区法院(裁判所)院長、公安局局長、検察院院長、農牧局局長などの政府・党的要人と、信用社からは信用社・区聯社のトップである理事長、さらに区聯社の主任、副主任などで構成される。従って、信用調査は単なる金融機関による調査という領域を超えて、区政府から郷鎮政府・村委員会という行政組織を動員して行われる、いわば準行政的な事業であり、政治的キャンペーンという側面を持っていた。

実際の信用調査は各信用社(郷・鎮)のレベルで、「審査評定委員会」と「信用調査評定チーム」という 2 つの組織によって行われる。審査評定委員会は信用社内部の組織であり、メンバーは郷・鎮の信用社の主任(支店長)が選定する。主任を長とし、副主任、会計、当該の村を担当する貸付員など 5~7 人で構成される。信用調査評定チームのメンバーは審査評定委員会によって選出されるが、当該の村を担当する貸付員を長とし、共産党支部や村委員会の委員、最下級の行政単位である村民組の組長、村民の代表など 5~7 人で構成される。このチームは党や行政組織を含み、準行政的な性格を持つ。

#### (2) 信用調査のプロセスと農家情報の収集

次に実際の信用調査のプロセスと情報収集の方法・過程を示す。

最初のプロセスは、村民集会である。村委員会は村民大会を開き、農家少額貸付の制度を説明し、貸付を受けたい農家を登録する。登録は大会のときだけでなく、いつでも村委員会に申し出しができる、さらに貸付員に申し出て村委員会に伝言してもらうこともできる。

第 2 のプロセスは、村委員会の委員が「農家信用状況に関する推薦表」を作成し、少額貸付を受けたい農家を信用調査評定チームに推薦することである。原則では信用社の出資者<sup>(17)</sup>であれば誰でも推薦を受けることができるが、返済能力がないと村委員に判断された場合、その農家は推薦表から外される。

第 3 のプロセスは、信用調査評定チームのメンバー全員が推薦された農家で実地調査し

て、「農家信用状況調査表」<sup>(18)</sup>を作成することである。この調査表は主に、以下のような項目を含む。①家庭固定財産や預金、他の比較的短期間に換金できる財産など。主な固定財産である家屋や換金できる財産を時価で評価する。②収入予測。年収入は500元以上のが記入される。田畠の広さ、育成している品目、養殖数等、他の収入の予測も記入される。③支出予測。日常消費支出、生産支出、重大支出(たとえば学費、結婚の費用、建物の費用、大きな固定資産の購入の支出)など。調査表は通常簿記を行わない農家の財務情報を収集するための信用社の工夫であり、かなり細かな点まで数値化を求めるもので、信用調査で測定する返済能力をできる限り客観的に把握しようとする意図が伺える。

第4のプロセスは、信用調査評定チームによる審査である。審査は実地調査で作成した調査表の情報を元にするほか、過去の貸付を期限内に完済しているかどうかや現在負っている負債などの信用社が持つ情報も追加される<sup>(19)</sup>。さらに、組長、村民代表など戸別農家の具体的状況を知る委員の意見を加え、資金実力(返済能力)の強弱や信用状況(良・好・差の3段階評価)が判断される。最終的には、委員の多数決によって各農家が信用戸(少額貸付を受けられる農家)か否かと格付けの等級、貸付上限額が決められ、これに基づいて「検査表」<sup>(20)</sup>が作成される。

第5のプロセスは、信用調査評定チームの審査結果の公示である。すなわち、信用戸の氏名と貸付上限額、信用戸とされる期限などを対象農家の居住する村で公示する(ふつう7日間)。公示は本人以外の近隣農家に、多くの人に知られない情報を提供させる方法である。異議のある場合は異議の内容によって、再度、信用調査評定チームが招集され、異議が検討され、その結果(信用戸資格の取り消しか、信用格の格下げか、あるいは無影響か)を検査表に記載する<sup>(21)</sup>。異議がなければ検査表にその旨記載する。

第6のプロセスは、審査評定委員会による審査である。この委員会は調査表、検査表に基づいて主に書面での審査を行う。内容は再審査であり、文書で集められたデータに照らして信用調査評定チームの判定が妥当かどうかを審査する。この審査を経て信用戸が選定され、格付けが決まる。

最後のプロセスは契約の結び、「資信証」<sup>(22)</sup>と「社員証」<sup>(23)</sup>の交付である。貸付員は農家と3年期限の契約を結び、資信証と社員証を交付する。また、グループローンの場合は、別にメンバー間の「協定書」が作成される。資信証は契約期間内に上限額までの貸付を行う信用社の義務を示すものであり、当該農家に対する信用枠の設定を含意する。

上記の大がかりな信用調査は基本的に3年に1回行われるが、貸付員も補足的な信用調査を行っている。貸付員は年初に定期的に信用調査を行うが、この調査では基本的に前年の収入と支出の状況が調べられて調査表に記入される。この報告は審査評定委員会に送られて審査される。また、農閑期の貸付や返済で貸付員が農家に接触できる機会があれば、その時に収入状況などを聞き取り調査することもある。さらに、貸付員は村委員会と頻繁に接触し、各信用戸の情報収集も行う。なお、労働力状況や経営状況場合、貸付員の判断で、再度評定チームによる評価が行われることがある。また、返済不能や返済遅延が生じ

た場合、貸付員が格付けの引き下げや資信証の没収を行い、同時にこの処置は掲示板等で公示される。このように比較的短い周期で繰り返される貸付員による調査や情報収集によって、借り手の最新の状況が繰り返し確認される。これは貸付の返済率を高めるための債権管理上の工夫であるが、貸付員は回収の正否を握る重要な機能を担っている。

一般的に、農家に関する情報は簡単に入手できるものではない。何・李(2005)が指摘しているように、農村社会は人の流動性が低く、農村外へはそうした情報が流出しないので、外部において十分な情報を手に入れるのは難しい。その一方、農村社会内部では、噂話(gossip)は農村社会の情報の蓄えと伝播の主な方法であるので、誰かが信用を守らないことをしたら、これは噂話によって素早く村の人々に知られてしまう(何・李 2005)。そのため、内部の農家に農村内部における今まで蓄積されてきた情報を提供させることは、農家情報の収集にとって非常に重要である。前述のように、信用調査は、農家や、村を管理して農家の情報を良く知っている村委員会や組長などを動員し、情報を提供させようと工夫されている。これにより、信憑性が高い情報がより多く信用社に把握され、農家情報の非対称性が解決される。

#### 4. 情報処理における信用戸の格付けと貸付限度管理

次にどのように農家の情報を利用して、信用戸の判定と格付けを行っているかを考察する。信用調査の基礎になるのは実地調査による「農家信用状況調査表」であり、この調査表は、主に収入や資産などの定量的な情報を集めて返済能力を示す。加えて、定性的な情報は、主として返済の意思に関わるものから構成されている。

一般的に、信用戸となるには、まず、信用状況が良・好以上という条件を満たす必要がある。前述のように、信用状況の評価は信用社や村委員及び組長などが提供している定性的な情報に基づいて行われる。次に、格付けが基本的に定量的な情報によって付与される。ただし、最後に、公示に対する異議として、農家が提供する定性的な情報は、格付けを修正するが、「格下げ」(信用戸資格の取り消しを含む)の場合にのみ利用される。

##### (1) 信用戸となる定量的な条件

XX 区信用聯社の場合、少額貸付を開始した当初(2002 年)は、「保証できる充分な資産」があるという条件の下で、出資金に対応して貸付上限額が決められた。たとえば、500 元の出資金があれば、「1 級」の格付けが与えられ、5,000 元が貸付限度となる。保証できる充分な資産の金額は具体的に示されていなかったが、土地使用権(請負権)を含めることができたためさほど厳しい条件ではなく、格付けは主に出資金で決まった。

出資金に対応した貸付上限設定は、形式的には協同組合である信用社への出資という出資者の貢献に対する報酬という考え方に基づく。だが、出資金は返済能力の指標にはなら

ないので、これでは信用調査の意味がなくなってしまう。このような制度設計が行われたのは、信用社が膨大な不良債権を抱えており、当時は自己資本の充実が喫緊の課題だったので、少額貸付も出資者に強いインセンティブが与えられたわけである。

この評価方法は 2002 年 7 月にグループローンが開始されると同時に、換金できる資産を中心したものに置き換えられた。表 2-5 がそれであり、出資金も条件に入っているが、換金できる資産を信用枠の上限額(格付各級の最高の貸付金額)に対応させたものである。

表 2-5 XX 区信用社の「信用戸格付、条件及び貸付の上限額」の定量的指標

(単位：元)

信用戸の格付	農家戸別ローンの信用戸			農家グループローンの信用戸		
	換金できる資産	出資金	上限額	換金できる資産	出資金	上限額
一級	10,000	500	5,000	80,000	600	50,000
二級	6,000	300	4,000	60,000	400	40,000
三級	4,000	100	3,000	50,000	300	30,000

出所：XX 区農村信用聯社の資料より筆者作成。

注：換金できる資産は、農家が有する資産を市場価格で評価したもの。出資金と換金できる資産の金額は下限である。

これは、農業の不確実性を考慮すれば収入や支出などの要素はそれだけでは返済能力の指標になりにくく、換金できる資産が最も簡単に農家の経済状況を測ることができる尺度で、返済能力との関連が最も強いことが経験から発見されたということである。この場合、出資金と換金できる資産の 2 条件を同時に満たす必要があるが、いずれも定量的なもので一定の客觀性を持ちうる。

表 2-5 に示すように、換金できる資産が 4000 元以上の農家は信用戸と評定され、農家少額貸付を受けることができる。言い換えれば、返済を確保するために、換金できる資産が 4000 元より低い農家は信用戸から排除されている。ただし、4000 元は XX 区では必ずしも高いハードルではないと思われる。その理由は、2002 年には 20.3% だった信用戸は、2006 年 8 月には 56.0% まで上昇し(表 2-6)、そして 2004 年からの全国信用戸の割合(表 2-8 を参照)より高かったからである。

表 2-6 XX 区における信用戸の変化

(単位：戸)

項目	年、月	2002	2003	2004	2005	2006、8
信用戸数		27,450	29,861	57,305	61,025	61,680

郷村戸数	135, 139	132, 863	117, 872	117, 899	110, 191
信用戸の割合	20. 3%	22. 5%	48. 6%	51. 8%	56. 0%

出所：XX 区農村信用聯社の資料と内モンゴル自治区統計局(2003～2007)より筆者作成。

注：2006 年 8 月の信用戸の割合は、2006 年 8 月の信用戸数と 2006 年の郷鎮戸数によって計算。

## (2) 信用戸の格付けと貸付上限管理

表 2-5 に示すように、信用戸は 1 級～3 級の格付けがなされているが、換金できる資産に比例して貸付上限額が設定されている訳ではない。実は、各級の貸付上限額に対応する換金できる資産の下限は、具体的な数量の論証によるものではなく、信用社の経験で事前に貸付上限額より高く決められている。それから、農家の換金できる資産を各級のそれと比べることによって、信用戸の格付けが付与され、同時にその貸付上限が分かる。これにより、信用戸の貸付上限額は常に農家の換金できる資産より低く、農家の返済能力の範囲に抑えられている。

さらに、級が低いほど、換金できる資産は相対的に少なくてもよいことになっているが、これは金額が大きいほど返済不能・遅延の発生率が高いためである。

## 5. 信用調査の困難克服

こうした信用調査のシステムは、前述の農家に対する信用調査の困難を克服するものである。すなわち、第 1 に、農業に固有の不確実性は換金できる資産という農業の不確実性に左右されない支払能力の指標で代替でき、第 2 に、正式な簿記の欠如は、手間がかかるが、農家の実地調査による調査表を中心とする表の作成で補い、第 3 に、各農家の個別的な事情については村民代表や村委員会委員を信用評定チームに加えたり、公示に対する異議を募ったりすることで、情報を獲得できるようにしている。第 4 に、信用調査の費用の大部分は、信用調査を政治的キャンペーンにすることで、行政組織や党組織、そして住民の協力者に転嫁されている。

さらに、貸倒れリスクをより低くするために、こうした信用調査は、入手した農家の情報に基づいて、返済能力や返済意思がない農家を排除し、そして、信用戸に対する貸付額を農家の返済能力の範囲により小さく抑えることに役立っている。

## 第5節 農家少額貸付をめぐるインセンティブ構造とその返済

農家少額貸付は比較的低い金利で貸し付けられるから、確実な回収なしでは制度が継続できない。従って、高返済率の実現は農家少額貸付の最も重要な必要条件である。表 2-7 に示すように、XX 区において農家少額貸付は高返済率を実現している。XX 区農村信用聯社の不良債権の状況を全体でみれば、2004 年で約 45%という驚異的に高い不良債権比率であった<sup>(24)</sup>。しかし、農家少額貸付の不良債権比率は非常に低く、いずれの年も 2%~4%台である。

表 2-7 XX 区農村信用聯社の不良債権

(単位：万元)

項目 年	貸付残高	不良債権残高	全体の不良債権比率	農家少額貸付残高	農家少額貸付の不良債権	農家少額貸付の不良債権比率	他の貸付*の不良債権比率
2004	75,029	34,000	45.3%	24,034	764	3.2%	65.2%
2005	88,331	25,830	29.2%	35,740	1,388	3.9%	46.5%
2006	113,053	23,109	20.4%	40,263	1,047	2.6%	30.3%
2007	128,547	22,211	17.3%	36,148	1,518	4.2%	22.4%

出所：XX 区農村信用聯社の資料より筆者作成。

注：\*他の貸付は農家少額貸付を除いた貸付である。

こうした高返済率の実現は、前述の貸倒れリスクをより低くする工夫のほかに、信用調査や返済におけるインセンティブ構造と関わっている。そこで、信用調査を実施する主な担当者のインセンティブを分析し、また、借り手農家に返済を促すインセンティブと圧力の構造を示し、農家少額貸付の高返済率が実現される条件を明らかにする。

### 1. 信用調査をめぐるインセンティブ構造と返済

#### (1) 信用村・信用郷(鎮)によるインセンティブ構造

信用調査をめぐるインセンティブ構造を説明する前に、信用村・郷(鎮)という制度(特定の地域では信用組<sup>(25)</sup>という制度もある)について触れておく。XX 区では、信用村は以下の条件をすべて満たす必要がある。①健全な村委員会があること、②村委員会の借入が不良債権でないこと、③信用社の業務に対して村委員会の協力が得られること、④農家の 80% 以上が信用戸となること、⑤農家の 85% 以上が信用社の出資者であること、である。信用村と評定されれば、信用村の信用戸の貸付が優先され、そしてその地域の貸付金利のうち 5% が割引される。また、信用郷(鎮)について、その下にある村の信用村比率や出資者比率、

さらに出資者増加や貸付の回収に協力することを条件にして判定される<sup>(26)</sup>。信用郷(鎮)と評価されれば、貸付上の優遇がさらに追加される<sup>(27)</sup>。

信用村・郷(鎮)の制度は村や郷(鎮)などの信用戸全体の利益になる。このために、信用村・郷(鎮)になっているところでは、信用村などの維持、つまり円滑な回収に住民全体が強い利害関係を持ち、さらに信用村になる可能性があるところでは、信用戸を増やすことが村全体の目標になり、信用調査への協力に対して強いインセンティブが生じる。これらの場合は、返済能力がある信用戸を増やすことと、返済能力が疑わしい信用戸を作らないことが信用戸全体の利益になるから、近隣の住民は正しい情報を提供すると考えられる。

なお、返済確保のために、信用村は信用戸となる比率などでかなり厳しい条件を満たす必要がある。それにもかかわらず、XX区は中国において貧困地域であるが、信用村となることが難しくない。2004年末の時点で、XX区には信用村78(村の総数の3割)、信用郷2が認定されている(筆者の調査資料)。信用村の要件からみて、XX区の村の3割では信用戸は総戸数の80%を超えていたことになる。さらに、信用村・郷(鎮)のインセンティブ構造は、信用戸や信用村・郷(鎮)の増加によって、借り手の信用戸がより多くの信用戸に監視されているため、強まる傾向がある。このため、多くの村・郷(鎮)において、こうしたインセンティブ構造をより良く働かせるには、高返済率を確保しながら、信用村になる条件を少し緩めることができると考えられる。

### (2) 行政組織(村委員会や村の党支部など)に対するインセンティブ

前述のように、XX区における信用調査は、XX区政府を中心にして進められ、行政の強い関与の下で行われている。すなわち、行政組織(村委員会や村の党支部、郷鎮政府など)は上部組織の指令により信用社に協力するよう指令を受けている。行政指令に従って信用調査に協力する村や郷(鎮)は、信用村・郷(鎮)となれば、表彰の賞牌が配られる。これは村・郷(鎮)を管理する人々の功績を示していると評価される。

さらに、この行政指令に加えて、行政組織が信用社に協力する経済上のインセンティブもある。信用戸であれば、他の農家と同様に、信用村・郷(鎮)による金利の割引などの経済上のインセンティブがある。加えて、XX区における信用社の職員によると、行政組織は、年間に何回か信用社から借入を行う必要があり、それらの借入を円滑にするために、信用社の信用調査にも協力するということである。

### (3) 貸付員に対するインセンティブ

貸付員は農家少額貸付の管理に直接の責任を負っている信用社の職員であり、信用調査と返済に大きな役割を果たしている。そのため、貸付員に対する「三包一掛」政策が実施されている。「三包」とは少額貸付の貸付・管理・元利回収であり、「一掛」はこれらと給料を

連動させることである。これにより、貸付員はできるだけ多くの貸付を行い、なおかつ回収遅延・不能という事態を避けたい。このように貸付員に対しては明白なインセンティブが与えられている。そして、その活動は審査会によってチェックされている。

XX 区においては、信用調査の仕組みに以上のインセンティブ構造が加わることによって、農家情報の収集がスムーズに進んでおり、情報のより高い信憑性が得られている。これにより、農家情報の非対称性が克服されると考えられる。また、これらの情報に基づく信用戸の判定、格付けなどがより正確に行われるようになっている。

## 2. 返済へのインセンティブ構造と圧力

実際の農家少額貸付の返済は、借り手農家に返済を促すインセンティブと圧力によって実現されている。

### (1) 返済へのインセンティブ構造

XX 区では、3 年期限の信用枠が与えられており、この間に返済すれば信用戸の地位が継続され、すぐに再び貸付が受けられる。他方、返済が遅れたり、できなかつたりすると、格付けが引き下げられ、信用戸の資格剥奪というペナルティーが課されている。信用戸でなければ、農家少額貸付を受けることができない。農家は良好な信用状況を維持し、再び貸付を受けるために、積極的に返済しようと努力するはずである。

### (2) 返済への圧力

返済へのインセンティブだけではなく、返済への圧力も実在している。行政ぐるみで大がかりに行われる信用調査は、返済の強制という点では重要な意味を持っている。信用調査において、信用戸であることが公示を通じて近隣にも知られており、さらに信用戸の資格剥奪や格下げも公表される。この公示や公表は、農村社会の関係を利用しようとしており、返済を促すためである。

何・李(2005)は「社会資本」という言葉で、農村社会が信用という名誉を基礎にして成り立っており、少額貸付はこの信用に依拠した関係であることを示している。名誉を守ることが返済への強い力となるというのである。返済不履行は、近隣の住民から白眼視され名誉が傷つけられるだけでなく、農民の日常世界を支配する党支部や村委員会からも問題視され、行政上不利な取り扱いを受ける要因になりうる。つまり、近隣のコミュニティの監視の目があるだけでなく、公的な機関からも返済への圧力がかかる。この圧力は、返済資金のない農家だけではなく、返済意思のない農家にも作用する。従って、農家少額貸付は「社会」だけでなく、公的・政治的な関係からも「担保」を取られているわけである。さら

に、こうした返済への圧力は前述の信用村・郷(鎮)のインセンティブによって強まっている。

以上、こうした返済へのインセンティブと圧力は、ローン返済の優先順位を高め、すなわち農家少額貸付を優先に返済し、また、一時的に返済の資金がなくても、どこから資金を調達しても返済しようとするように作用する。これにより、農家少額貸付の高返済率が実現されている。

## 第6節 農家少額貸付の発展・限界

前述の結果を踏まえ、全国の農家少額貸付の変化を考慮に入れ、農家金融としての農家少額貸付の発展と限界を分析する。

### 1. 営利的な農家少額貸付の発展

#### (1) 営利的な農村少額貸付と政府のサポート

信用調査とそれをサポートするインセンティブ構造の解明によって、農家少額貸付が高返済率を実現していることを明らかにした。そして、こうした信用調査の費用の大部分は、信用調査を政治的キャンペーンにすることで、行政組織や党組織、そして住民の協力者に転嫁されているため、農家への貸付コストを低くする。さらに、農家少額貸付を推進するために、人行は信用社に低利の貸付を行っている。Gao=Ishida(2005)によると、都市化の高い農村における農家少額貸付の 37.5%、成都市農村の中等レベル農村における農家少額貸付の 71.0%、耕地が少なく人口密度が高い貧しい農村における農家少額貸付の 87.4%が人行からの貸付である。

農家少額貸付は金利が低いものの、人行の低利貸付のサポートによって、高返済率と低成本を実現することで、営利的な金融商品となっている(何 2002、楊 2003、Gao=Ishida2005など)。そのため、農家少額貸付は政策金融であるが、商業経営の信用社によって広い地域でより多く実施されている。

ここで注意すべきことは、人行の貸付はいくら多額で低利であるとしても、返済をしなければならないことである。言い換れば、信用社は、回収できない農家少額貸付が出るとしても、その分に相応する人行からの低利貸付を返さないといけない。すなわち、高返済率の実現は農家少額貸付の持続にとってより重要な要素である。さらに、農家少額貸付の営利性を高めるために、信用社ができるることは、返済率をより高く実現するほかにはないといえる。従って、商業経営の信用社は農家少額貸付の返済を重視している。しかし、高返済率を実現しようすることに伴い、農家少額貸付の制度には幾つかの問題や限界が現れている。

農家少額貸付が実施されている大きな原因是、政策の強制ではない。その原因は次のように考えられる。まず、信用社は常に強制の政策どおりに進むわけではなく、協同組合制にならなかつたのがその例の一つである。また、農家少額貸付の実施のために、多額の人行からの低利貸付が実施されている。この経済的な要素は、農家少額貸付の実施によって利益をより多く得ることができる有利な条件となっている。さらに、前述のように、農家少額貸付の高返済率の実現やコストの削減は地元政府の協調がなければできない。一般に、農家貸付は高コストや高リスクのため、商業銀行に敬遠されている。そのため、政策金融としての農家少額貸付は、政府のサポートがなければ営利にはならないと考えられる。

## (2) 信用枠としての農家少額貸付

農家少額貸付は事前の信用調査によって、いつでも貸付を受けられる信用枠が与えられる。農家少額貸付は、「一回の査定により、いつでも貸し出し、上限額内に貸付金額を管理し、何度でも使え、回転で貸し出す」(前掲の表 2-1 に示す農家少額貸付の規制や制度など)という貸付原則に基づいて実施される。「一回の査定により」は、前述の信用調査のことで、貸付がすぐに必要でない場合でも、審査は事前に行われる。「いつでも貸し出し」は、事前審査で信用戸と認められた有効期限内であれば、さらなる調査なしに、申し出れば随時貸付が受けられるということである。「上限額内に貸付金額を管理し」とは、事前の信用調査により認められた上限額、つまり信用枠の枠内では随意、貸付を受けることができるが、一時点での貸付総額はこの枠内に制限されるということである。「何度でも使え」は、信用枠内で貸付・返済を何度も行ってよいということである。「回転で貸し出す」とは、返済されても資信証の有効期限内であれば、再度貸付を受けられるということである。このように、予め信用枠が与えられていることにより、信用戸は迅速に貸付を受けることができるわけである。

貸付を受けるには村を担当する貸付員に申し出るか、信用社に出向くかの方法があるが、「3 証 1 章」を提示すれば即座に貸付を受けることができる。「3 証 1 章」とは資信証、社員証、身分証明書及び印鑑である。農家少額貸付が開始されるまで、信用社の農家貸付では、煩瑣な手続きと多くの書類を要した。またコネがなければ信用社からの貸付が受けられないとも言われた。農村少額貸付では信用戸と信用枠を事前の信用調査で確定しておくことにより、この手続きが大いに簡略化された。この手続きの容易さは農家少額貸付の大きな魅力となっている。

信用枠による迅速な貸付に加えて、信用戸は以下の 2 点において優遇されている。  
①優先的に貸付を受けられる。概して金融機関では小口の貸付は後回しにされがちであるが、農家少額貸付では他の融資に優先して貸付が行われることになっている。  
②一般的な貸付金利のうち 5%が割引かれ、他の貸付に比べて低金利で借りられる<sup>(28)</sup>。さらに、信用村や信用郷(鎮)の場合、前述のように農家少額貸付では更に金利引下げが受けられる。

### (3) 農家少額貸付の発展

ここでは、全国における信用戸と農家少額貸付の数量上の変化を、XX 区におけるそれと比較し、農家少額貸付の発展状況を分析する。

まず、信用戸の増加は前掲の表 2-6(XX 区信用社)、表 2-8(全国の信用社)に示されている。全国の農家総数に対して農家少額貸付を受けている農家は、2002 年 26.7%、2003 年 28.4% であった。2005 年 9 月には 32.3% まで上昇しつつあったが、2006 年 11 月には個数・割合ともに微減となった。なお、信用戸に評定されたが貸付を受けていない農家も存在するので、実は貸付を受けられる信用戸はこれよりやや多いと考えられるが、さほどの相違はないだろう。すなわち、農家少額貸付は全国的にみて 3 割ぐらいの農家に利用されるようになっている。他方で、XX 区では信用戸は、2006 年 8 月には 56.0% に達しており、XX 区が比較的貧困地域であることを考慮すれば、全国の信用戸比率はもっと高まってよいはずである。

表 2-8 農家少額貸付を受けた全国農家戸数の変動

(単位：万戸)

項目 年、月	少額貸付を受けた農家の戸数	農家少額貸付を受けた農家の農家全体に占める割合
2002	5,986	27%
2003	6,217	28%
2005、9	7,134	32%
2006、11	7,072	31%

出所：2002 と 2003 年のデータは中国金融学会(2003～2004)、2005 年のデータは人行(2005 第 4 季度)、2006 年のデータは劉(2006)より筆者作成。

また、前掲の表 2-3(全国の信用社)と表 2-9(XX 区信用社)に示すように、両者(全国と XX 区信用社)の農家少額貸付は以下のように大きな相違点がある。

第 1 に、XX 区信用社の貸付は 2002 年から 2006 年までに 2.4 倍増大したが、農家少額貸付は 23.9 倍に急速に増加している。一方、全国の信用社の貸付も 2001 年から 2006 年までに 1.7 倍増大し、農家少額貸付も 5.8 倍多く増加しているが、XX 区より増加率が小さかった。また、XX 区信用社では、貸付の約 3 割が農家少額貸付であり、少額貸付は主要業務にまで成長しているが、全国の農家少額貸付では信用社の全貸付の 10% を占めるにすぎず、まだ信用社の主要業務になっていない。貧困地域の XX 区と比較すれば、全国の信用社では農家少額貸付増加の余地はまだ大きいと考えられる。

第 2 に、農家少額貸付では、XX 区信用社のグループローンの比率が 60% を超えるまでに上昇している<sup>(29)</sup>。また、近年では、全国の信用社のグループローンも伸びが早く、農家少

額貸付に占めるグループローンの比率は2001年の26.6%から2006年の35.8%に増大しているが、XX区のそれに比べれば圧倒的に小さい。そのため、全国の信用社はグループローンの伸びによって、農家少額貸付の増加が期待できると思われる。

表 2-9 XX区農村信用聯社における農家少額貸付の残高

(単位：万元)

項目	年	2002	2003	2004	2005	2006
農家少額貸付		1,682	4,142	24,034	35,740	40,263
農家戸別ローン		1,662	2,718	8,928	11,766	14,866
農家グループローン		20	1,424	15,106	23,974	25,397
農家少額貸付に占めるグループローンの比率		1.2%	34.4%	62.9%	67.1%	63.1%
農家少額貸付の増加率	—	146.3%	480.3%	48.7%	12.7%	
貸付に占める農家少額貸付の割合	3.5%	7.2%	32.0%	40.5%	35.6%	
貸付	47,538	57,363	75,029	88,331	113,053	
貸付の増加率	—	20.7%	30.8%	17.7%	28.0%	

出所：XX区農村信用聯社の資料より筆者作成。

注：貸付はまた農業集団貸付、郷鎮企業貸付、他の貸付などを含んでいる。

以上より、農家少額貸付は、XX区でも全国で見ても急速に拡大しており、大きく発展しつつある。農家少額貸付が大きな発展を遂げた原因是、まず、前述のように、農家は大きな潜在的資金需要<sup>(30)</sup>があること、また、農家少額貸付は相対的に低金利で、かつ事前の信用調査によって信用枠を設定することにより迅速に借りられるという利便性もあったこと、さらに、高返済率を維持できたことや前述の信用調査の費用の転嫁によって少額貸付を商業的に継続できる事業にしたこと(楊 2003)、などである。農家少額貸付の事業は全国の農村に広く拠点をもつ信用社が一斉に取組んだため、今までほとんどなかったフォーマル金融機関のサービスやその利益は全国の3割ぐらいの農家が享受できるようになった。

さらに、XX区に比較してより全国の信用戸比率や農家少額貸付の伸びは小さいが、XX区が貧困地域であるところから見れば、全国の信用戸や農家少額貸付の更なる増加が期待できると思われる。

## 2. 農家少額貸付の問題と限界

農家少額貸付はここまで明らかにしてきたように、大きな成果を挙げつつある。だが、同時に、この制度の限界や問題点も信用調査のプロセスを詳しくみる中で露呈してきていく

る。

### (1) 貸付上限と返済率のトレードオフ

農家少額貸付では貸付額が大きくなるほど、返済率が低下する。何・李(2005)は浙江省と寧夏回族自治区の6信用社の調査(2003)によってこの相関を確認している。ただし、貸付金額と直接的な返済との繋がりだけではなく、金額は「借り継ぎ」<sup>(31)</sup>を介する間接的な返済にも影響している。返済資金が不足した場合、金額が大きくなるほど、資金調達が難しくなる。このため、換金できる資産に基づいて農業の不確実性に対処するというシステムは、貸付額が大きくなるほど貸倒れリスクが大きくなる。従って、信用社は、高返済率を実現するために、前述のように次のような工夫をしている。

まず、農家の換金できる資産に比例して貸付上限額を決めるではなく、大まかな3、4級の信用戸の格付けを設定している(XX区で3級、前掲の表2-5を参照)。

また、これにより、信用戸の換金できる資産は、その信用級に対する換金できる資産よりも高いとしても、上の信用級の換金できる資産に達しないと、より多く貸付を受けられない。たとえば、表2-5において、農家の換金できる資産は6千元以上1万元未満の場合、彼が借りられる貸付上限は2級の4千元しかない。つまり、返済を確保するために貸付金額は換金できる資産に対し相対的に小規模に決められている。

こうした貸付上限設定により、貸付額が低くなり、農家の多額の資金需要が満たされないという問題がある(楊林娟2005、何・李2005など)。この問題に対しては、信用社の経験の蓄積によって、貸付上限を上げ、信用戸の級を細分化して信用級の数を増やすことで部分的に解決できると期待される。XX区では貸付上限を上げる解決策が実施されており、2002年7月以前、3級の場合、貸付上限が1千元とされたが、現在は3千元となっている。また、XX区での経験から見れば、多額の資金需要を満たすためには、グループを実効のあるものにし、グループローンを多く発展させることが有効であると思われる。

### (2) 貧困救済と農家少額貸付

XX区において、換金できる資産によって貸付限度を定める農家少額貸付は、資産が4000元に満たない極貧困層を排除している。これは、換金できる資産と返済率が関連を持つとすれば、資産のない、あるいは少ない者への貸付は貸倒れリスクが大きいので、高返済率を要件とする制度では高返済率が見込めない極貧困層への貸付は困難であるという判断からである。前述のように、信用社の経験の蓄積によって、信用戸となる条件を緩める可能性があるが、農家少額貸付は無償援助ではなく、回収しなければならない貸付であるため、極貧困農家への資金供給は困難である。

### (3) 農業の不確実性による貸倒れに懸念

農業の不確実性、具体的に凶作などは、借り手農家全体が一挙に返済能力を低下させるという事態である。このような一挙的な返済能力低下が生じれば、信用社は一気に採算が採れなくなり、農家少額貸付の継続が難しくなる問題がある。

XX 区では、ほとんど全ての農家少額貸付は農牧業に関連する生産、流通用に使われているため、農業の不確実性に面しているはずである。XX 区では、2006 年には農家少額貸付の返済は上手く進んだが、2006 年秋から 2007 年まで連續して旱魃の損害が大きかったため、2007 年に入ると返済不能の人が少し増加した。同年の農家少額貸付は減少し、その返済率も少し低くなった(表 2-7)。これは XX 区農村信用聯社の存続にまで影響しなかつたが、農業の不確実性は信用社にとって回避できない問題であり、特に不作のような問題がより厳しくなり、さらに何年も積み重なると、不良債権が漸増するはずである。こうなれば、農家少額貸付制度そのものが維持できなくなる。この問題は金融機関だけでは対処が難しく、したがって政府の関与が必要になるだろう。

### (4) 商業経営と政策金融

農家少額貸付は政策金融として、商業経営の信用社と矛盾している。

第 1 に、少額貸付の信用調査では、行政や党、地域住民などを動員して行われ、これに対する費用を信用社が負担していない。営利的な銀行が行う事業に、公的な資源を無償で提供するという形は、本来はあり得ないものであろう。

第 2 に、農家少額貸付の利子率については通常の貸出より低くするよう人行・銀監会が指導しており、さらに信用村や信用郷(鎮)などの認定で利子率を割り引く制度も要求されている。政策的な低金利は農家少額貸付が営利事業として成立することを難しくしている。信用村、信用郷(鎮)などの制度は、少額貸付の恩恵を多数の農家に及ぼすという政策的目的を持つもので、営利性の見地から見れば選択できないやり方である。

このような政策金融の面は、信用社が協同組合、つまり非営利的に組合員の利便を図る組織であればこそ肯定されるもので、商業性銀行の事業としては選択されがたいと言えよう。そのため、農家少額貸付は多く実施されるために、前述のような支援政策を行っている。ただし、商業経営の金融機関に政策金融を負わせること自体は問題である。

## 第 7 節 まとめ

本章の分析では、次のことを明らかにした。

農家少額貸付と信用調査を考察してきた。信用調査とは農家の信用に関する、信用社だけでなく、地域の行政機関や農家を動員して行われる大規模な調査であり、それによって予め信用戸を選定し、信用枠を与えるという独特の方式を探った。農家少額貸付の実態については、中国農家の約3割が農家少額貸付の恩恵を受けている。農家少額貸付は、信用枠内ならば、低金利で極めて簡単に素早く貸付を受けることができる。今までほとんどなかつたフォーマル金融機関のサービスが農民に提供されることになった点は評価できる。

信用調査の具体的な内容を明らかにすることを通じて、農家情報の収集・処理や、信用調査を支えるインセンティブ構造を解明した。まず、地域の行政組織にとって行政指令のほかに、信用社の信用調査に協力する経済上のインセンティブがある。また、貸付員に対しては、貸出額や回収率を賃金に反映する三包一掛の政策が実施されている。さらに、全住民や信用戸にとっては、信用村(郷・鎮)になる利益というインセンティブがある。

信用調査を支えるインセンティブ構造によって、信用調査はスムーズに進んでおり、入手した農家情報の信憑性が高くなっている。これにより、農家情報の非対称性が克服される。こうした情報に基づいて、貸倒れリスクの高い農家を信用戸から排除するように、信用戸の判定が行われている。そして、貸倒れリスクを減少させるために、信用戸格付けがなされ、貸付額が農家返済能力範囲に低く抑えられる。こうして行われている農家少額貸付は、借り手に対する返済へのインセンティブや圧力によって、高返済率が実現されている。

それに加えて、こうした信用調査の費用の大部分は、信用調査を政治的キャンペーンにすることで、行政組織や党组织、そして住民の協力者に転嫁されているため、農家への貸付コストを低くする。さらに、農家少額貸付を推進するために、人行は信用社に低利の貸付を多く行っている。そのため、農家少額貸付は営利的な金融商品となっている。これは商業経営の信用社が農家少額貸付を実施する大きな原因である。一方、政策金融としての農家少額貸付は、政府のサポートがなければ営利にはならないと考えられる。

高返済率の実現は農家少額貸付の持続や営利にとってより重要な要素である。高返済率を実現しようとしていることと伴い、農家少額貸付は次のような限界や問題点が現れている。高返済率を実現するために、信用戸となる条件(換金できる資産)が高く設定され、貸付上限が農家の換金できる資産より低く決められている。そのため、農家の資金需要を満たせないことが起こりうる。これに対処するためには、次のような方法が考えられる。まず、高返済率を確保しながら、貸付上限を高め、農家の多額の資金需要を満たすために、信用戸の評定方法の改善や信用戸の級の細分などが求められる。また、XX区における経験によれば、より多額の貸付が受けられるグループローンの発展に注力すべきである。さらに、信用戸となる条件(換金できる資産)を緩め、より多くの農家を信用戸と評定できるようにする必要がある。ただし、高返済率を確保するためには、信用戸となる条件を無制限に緩めることはできないので、極貧困農家への資金供給には限度があり、他の援助方法が

必要である。また、農業の不確実性による貸倒れは、信用社などの金融機関自体だけでは対応しきれないところがあるため、政府の関与が必要であると思われる。

農家の資金需要を満たすために、商業経営の信用社に政策金融の農家少額貸付を実施させる大きな理由は、信用社は農村金融市场において独占的な地位にあり、そして信用社は農家に金融サービスを提供する唯一の金融機関であるためである。ただし、次章の分析のように、信用社は郷鎮などの干渉を避けるため、コーポレートガバナンスを求められており、最終的には株式制商業銀行に移行するとされている。このような方向性は少額貸付に見られる政策的な側面と両立している。商業銀行化が進めば、支援政策がなければ、農家少額貸付は利益が乏しいため放棄される可能性が大きい。そのため、急速に発展してきた農家少額貸付であるが、このまま安定的に拡大することは到底考えられない。信用社の所有権改革とあわせて、少額貸付も制度的にさらなる整備が必要である。

#### 注記：

(1) 本章は、『東アジア研究』8号（2010年3月刊行予定）に掲載予定である「中国農村信用社の農家少額貸付と信用調査—内モンゴルの実地調査からの考察—」に加筆したものである。

(2) 中国語では農戸小額貸款と呼ばれるが、本研究では農家少額貸付という言葉を用いる。なお、農家少額貸付は戸別農家に対する「農戸小額信用貸款」（本稿では「農戸別ローン」または「戸別ローン」と呼ぶ）と農家小集団に対する「農戸聯保貸款」（本研究では「グループローン」と呼ぶ）の2類型がある。

(3) グラミン銀行は1976年、ムハド・ユヌス博士による、貧困を削減するためのプロジェクトとして始まり、1983年に銀行として正式に設立され、農村の貧しい人々に無担保の少額貸付を提供している。その特徴は、5人組のグループを作り、この5人で連帯して返済に責任を持つなどである。驚異的な高返済率がマイクロファイナンスを世界中に広めた大きな要因である（坪井2004）。

(4) 村委員会は村民自治のための村民選挙によって形成された行政の最下級組織である。

(5) 主に前述の扶貧合作社、四川省郷村協会などの郷村協会である。

(6) 中国国家統計局(2006)によると、2005年末、全国に2862県がある。

(7) 徐・袁(2007)によると、80%以上の組織が西部にあることが明らかになった。

(8) それは、最貧困層では「何も持たない者は失うものもない」（岡本・栗野・吉田1999）という形でのモラル・ハザードが生じていることに原因があった。一般的に、所得や資産が少なくなればなるほど、返済能力だけでなく、返済の意思も希薄になるのである。

---

(9) 農行の機関数は 1997 年の 63,676 から 2005 年の 28,232 まで 44% も減少した(中国金融学会 2000、2006)。

(10) 郵便貯金は農村にも支店を持つが、2005 年までは預金を吸収するのみで、農村での貸付を行っていなかった。2006 年からは貸付の試行を始めているがまだ農村金融に本格的に参入するに至っていない。2007 年 3 月に中国郵政儲蓄銀行に改組され、農家や小企業向けの少額貸付を業務とする商業銀行へ移行しつつある（中国郵政儲蓄銀行、<http://www.psbc.com/> [2008 年 6 月 10 日]）。また、近年では村鎮銀行など新しい金融機関が農村に開設されるようになったが、その数はごく僅かである。

(11) 農村には他に「農村合作基金会」や「村鎮銀行」がある。農村合作基金会は人民公社の解体後、自然発生した集団所有制の財産を管理する代替組織で、さらに農民から資金を吸収し農家に貸し付けていたが、管理ルールの確立が進まず、ガバナンスが難しかったため 1999 年に国務院の 3 号文件によって廃止された。村鎮銀行は 2007 年の農村金融の自由化によって設立された新しいタイプの銀行である。

(12) 貸付員は中国語で信貸員であり、いくつかの村の農家の貸付を請け負う信用社の職員である。また、貸付員はふつうこれらの村の状況をよく知っている。貸付員は村ごとに置かれる場合もあるが、いくつかの村を担当することもある。貸付員の数は村における仕事量などによって決まる。

(13) XX 区の場合、信用戸(信用調査)の有効期限は基本的に 3 年である。農家は様々な時点で信用戸の資格を得るが、それらはいずれも選定から 3 年間の期限を与えられている。したがって信用調査は一斉に行われたわけではない（XX 区の支店である上官地鎮信用社では 2003 年 1 月 1 日から 2005 年 12 月 20 日までや、2004 年から 2006 年 12 月 20 日までの有効期限があった）。なお、グループローンの場合は、期限はグループと信用社が協議して決めるが、3 年以内である。

(14) 2003 年の所有権改革以前、郷・鎮における信用社も、その上部機関である農村信用聯合社も独立の法人であった。所有権改革では、郷・鎮における信用社は法人資格がなくなり、農村信用聯合社の一部となる。こうした改革を契機にし、XX 区農村信用聯合社は、XX 区農村信用聯社に改名した。

(15) 2007 年から筆者は筆者の調査対象と連絡を取りつつあり、農家少額貸付に関して部分的な調査をしている。

---

(16) 中国政府は東部沿海地域と西部内陸地域の経済格差を縮小し、東部と西部の同時発展を実現するために、2000年内モンゴル自治区や貴州省、重慶市など12の省・自治区・直轄市で開発政策を開始した(蘭 2004)。

(17) 信用社へ出資している人は、中国語で「社員」と呼ばれ、出資者であれば「社員証」が配られる。農行と分離した信用社は多額の不良債権を抱え、赤字経営にあることが明らかになっている。2001年に不良債権比率は44.2%でかなり高く(中国金融学会 2003と人行 2007第4季度)、そして1997年に赤字を出した信用社は全体の42%であった(厳 2002)。こうした信用社は、自身の経営で不良債権を処理することが困難である。そのため、増資増株は自己資本の充実と不良債権処理の方法として求められている。たとえば、浙江省鄞州農村合作銀行の設立において、2002年10月、不良債権比率は18.3%であった。その後、2.2億元の出資金を募集して不良債権を処理し、2004年9月末に不良債権比率は2002年10月より大幅に(11.45%)低下して6.85%となった(阮 2005)。なお、信用社は、もともとは農民の協同組合であったが、農民金融に力を入れていなかったために、社員(出資者)比率は必ずしも高くなかった。

(18) 後の参考資料の「農戸信用状況調査表」である。

(19) とくに返済状況は信用調査で重視される項目であり、過去に返済不能に陥ったがあれば、原則的に信用戸の資格を失い、また返済遅延があれば、普通は格付けで1級降格される。

(20) 後の参考資料の「農戸信用度、貸款限度額評定、年検表」である。

(21) XX区では、異議を唱える農家は極めて少なかった。だが、異議がある場合、インフォーマル金融で債務不履行があればふつう信用戸にはなれない。また、実は多くの借金があり、あるいはあまり働いていないという労働の実態などがあれば格下げになる。さらに、無影響という判断を下すこともある。

(22) 「資信証」は農家が信用社の信用戸として、信用社から貸付を受けることができる事を示す証書である。それに農家の名前、貸付上限額に加えて、実行された貸付や返済の履歴が記入される。

(23) 信用社への出資者であることを示す証書である。

(24) これは、1996年に農行の末端組織から離れ、独立した経営となった信用社がそれまで貸付を集中させていた郷鎮企業が、1990年代半ばに厳しい競争に巻き込まれ、多くが債務超過に陥ったためである。通常ならば、信用社に対する取り付け等が生じるはずだが、信用社は国家機関と見なされていたために、高い不良債権比率が信用社の経営に直接影響

---

を与えることはなかった。そして期待通りに、2005年に中央銀行による不良債権処理が行われ、不良債権比率は大きく減少した。

(25) なお信用組は、「組」という村よりも下の最下部単位について同様に基準を決め、認定された組が優遇される仕組みだが、一般的ではない。

(26) XX区では信用郷(鎮)は以下のすべての条件が揃った郷である。①镇政府による経済発展企画が国家の産業政策に合致していること、②健全な幹部団体があること、③信用村や信用戸の評価、信用社の貸付や貸付の回収を郷(鎮)が支援すること、④村の50%以上が信用村となること、⑤信用社の不良債権率が20%以下で、新たな貸付の返済率が95%以上であること、これら5つの条件である。

(27) たとえば、貴州省では信用村、信用郷(鎮)という2つの条件に達したときは、利子率の20%の割引が得られる(譚2008)。

(28) XX区農村信用聯社の「貸付金利表」(2006年8月19日)によると、信用戸への貸付利子率(月)は6ヶ月以内9.0675%、6ヶ月超~1年以内で9.945%であり、これは非常に低い金利である。

(29) XX区におけるグループローンが大きく増加した原因是、①農村に多額の資金需要があり、そしてこれらの農家がより多くの資産を持ち、返済能力があると判断でき、グループを結成する希望があること、②グループメンバーに返済の連帯責任を履行させるために、当地の法律機関からの協力を得ていること、③各戸ごとに資金のニーズに違いがあり、グループ内での返済能力と資金ニーズの調整という困難に対して、XX区農村信用聯社が、グループローンを各メンバーに均等に分けて貸し出していること、である。

(30) 四川省・雲南省、貴州省における1,174,189農家に対する人行成都支店の調査によると、2003年2月に、60%の農家は資金需要があり、農家の資金需要の平均は6,385元であることが分かった(Gao=Ishida2005)。

(31) 一時的に返済できない場合、どこからか借金をしても農家少額貸付を返済し、また少額貸付を借り入れることである。

## 第3章 不良債権処理<sup>(1)</sup>と所有制度改革のジレンマ

本章は、信用社の不良債権の発生の原因を分析し、1996年から現在までの不良債権処理における問題を分析し、不良債権処理のための所有制度の改革の内容、結果を考察する。また、多くの信用社が外からの干渉に晒されずに不良債権の発生を低くすることができる株式制へ移行しなかった原因を明らかにする。

### 第1節 はじめに

多額の不良債権は銀行経営に悪い影響を与える。不良債権は貸し出されている資産の減少を意味し、銀行の正味資本を減少させる。正味資本がマイナスになれば、銀行は預金など債務の支払いができなくなり、破産する。正味資本の減少だけでも銀行の貸付能力を弱め、いわゆる信用収縮(クレジット・クランチ)を発生させ、企業間の決済を難しくして企業倒産を増加させ、それがさらに不良債権を増加させるという悪循環を招く。つまり、不良債権は銀行機能を阻害する。

中国の場合、不良債権は特別の意味を持っている。中国では東欧諸国で行われた急激な自由化ではなく、改革開放以後、漸進的に自由化・規制緩和が進めてきた。最初は「双軌制」<sup>(2)</sup>が図られ、社会主義市場経済が掲げられ、自由化の方向性が明確になった後も、国有企業は存続し、漸進的な国有企業改革によって、市場経済への適応が図られてきた。

この漸進的な自由化の過程で国有企業等は膨大な赤字を発生させ、それが銀行の不良債権となったため、4大国有銀行をはじめ、各種の銀行は膨大な不良債権を抱えることになった。信用社も例外ではなく、農行の末端組織として、あるいは強い結びつきを持っていた郷・鎮等の集団性組織との関連で巨額の不良債権を抱えていた。こうした市場経済への適応に伴って生じた不良債権は、改革開放のいわば社会的コストという面を持ち、その責任を金融機関だけに負わせることはできない。

加えて中国で特徴的な事態は、債務超過に陥り、通常は金融機関として機能できないはずの金融機関がなお正常に金融機関として機能し続けていることである。これは、不良債権がたんに銀行経営の失敗によるものではなく、上述のように改革開放に伴う社会的コストで、したがって債務超過の金融機関に対しても、最終的には国家(人行)が支払いを保証するはずだという共通認識が成立しているためである。

信用社についても同じことがいえる。後述するように、信用社の不良債権処理は人行と銀監会のスキームの下で進められている。

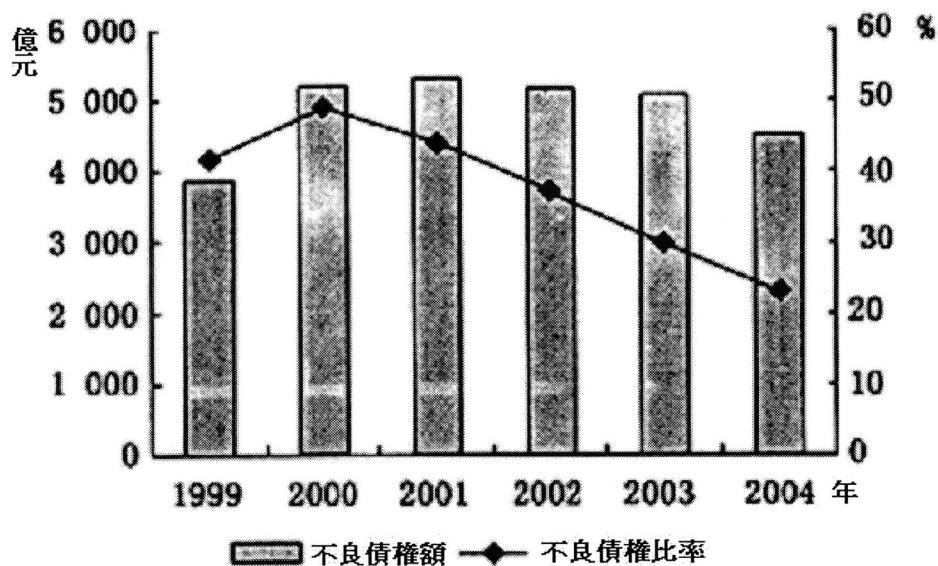
ただし、不良債権は最終的に人行によって処理されるという期待は、一種のモラル・ハザードを発生させる。すなわち、適切な債権管理を怠って不良債権を発生させても、銀行

経営上の問題にならないとすれば、不良債権は増え続けることになる。このことは言い換えれば、誰が経営体としての信用社の財産を管理し、増加させ、より大きな利潤を得るという「動機」を持つかという問題であり、信用社の「所有権問題」として提起されている。現状では、経営体としての信用社の財産を確実に守ろうとする者は残念ながらいない。これが最大の問題である。

計画経済の下での末端組織ならば、上部組織の指令に従えばよく、こうした動機はむしろ末端組織としての機能を損なう。だが、市場経済への適応が必要ならば、その財産を確実に守ろうとする者は必要不可欠なのである。

ここで重要なことは、信用社の経営者(主任)にとっても職員にとっても、それ自体としては市場経済への移行は利益にならないということである。したがって、信用社を市場経済に適応するように改革するためには、人行と銀監会が与える改革に対するインセンティブやペナルティーの構造が必要になる。

図 3-1 信用社における不良債権額と不良債権比率



出所：姚 (2006)

信用社は、1996 年の農行との分離によって、初めて巨額の不良債権を抱えていることが明らかになった。1997 年の全国信用社の赤字総額は 110 億元、赤字を出した信用社は全体の 42%、累積赤字は 433 億元、債務が資産を上ったいわゆる債務超過の信用社は 1 万 3000 と全体の 26% に達した(曹 2000)。

多額の不良債権は、信用社の経営に大きく影響を与えている。大里 (2006) は、特に信用社の問題点とされる農村の資金需要の 40% しか満たしていないことに関して、その原因を検討しているが、信用社の多くが不良債権を抱えており、赤字状態にあるために、貸付余

力がないことを最大の原因としている。また、阮(2005)は、中国初の農村株式合作銀行である鄞県連合社の株式合作制への移行(後述)に際し、3.2億元の資本金に対し、10.81億元の不良債権を抱え、完全に債務超過の状態にあったことが、移行に対する最大の障害であったことを指摘している。

これまで国家や信用社は不良債権処理を進めるために様々な改革を行っている。しかし、不良債権が処理されながら、新たに発生しているため、信用社改革の2003年末の不良債権額は1999年末より大きい(図 3-1)。

なお、2003から信用社改革が行われ、公的資金が投入された。これによって、信用社の不良債権比率は2007年末9.3%となり、2001年より34.9%低下し、大きな成果を収めた。そして、自己資本比率は2002年のマイナス8.8%から11.2%まで高まった(人行2007年第4季度)。

どのようにしてこうした改革が進められたか、こうした成果は果たして持続できるか。あるいは不良債権が本当に処理されたのかなどの問題を分析することは、信用社の将来に大きく影響する。本章は不良債権の発生の根本的な原因と不良債権処理の実態を分析し、上記の問い合わせに答えることを目的とする。

## 第2節 不良債権に関する先行研究の現状

日本では中国銀行業における不良債権の研究は多数ある。だが、日本では信用社の不良債権問題に関する研究はあまり行われていない。中国では不良債権に関する研究はあるものの、系統的な研究は少ない。

### 1. 不良債権の発生の原因

1996年までの信用社の不良債権の発生の原因についての先行研究は、おおまかに言って集団性組織や政府との関連によるものと、信用社の管理も原因とするものがあり、1996年以降に関しては信用社の管理に関連づける先行研究がある。

第1に、信用社への郷鎮政府(集団)の干渉があり、これが農村企業への貸付の増加を招いたが、この貸付の多くが貸し倒れとなったとする主張である。

河原(2005b)は1979年から1996年までの信用社の組織的性格に関する研究で、次のように不良債権の発生を集団関与に帰因すると主張する。「信用社の経営に対する集団の関与が強まる中で、集団経営の農村企業への貸付という形態での集団内金融が拡大し、信用社による貸付の大半を占めるようになった・・・しかも、1990年代半ば以降は多数の農村企業が経営不振に陥り、その整理が進められるような状況となった。このため、農村企業への貸付額の相当部分は不良債権化したものと考えられる。信用社の不良債権の状況は公表

されておらず明らかではないが、農村企業の整理淘汰の状況から見ても相当深刻なものであったことが想定される。」(河原 2005b、9~10 頁)。また、厳 (2002b) も不良債権の発生(1996 年まで)が主に行政の干渉によると主張する。信用社の経営悪化は、信用社は農行の指導下にあったため、農民の積極的な出資が得られず、農民向けの様々な信用サービスの供与も不十分にしかできなかった反面、行政からの過度な干渉のための農村企業への乱脈貸付に陥ったことが原因だとする。

斎(2000)によれば、信用社の資金の大部分は農村企業に運用されたため、信用社の経営収益は、農村企業の浮沈に左右されざるを得ない状態にあった。その結果、経営弱体な農村企業への貸付の増加は、信用社の経営収益の悪化をもたらし、更に、不良債権の増加につながった。

以上の研究から明らかなことは、1996年まで信用社は貸付において外部(郷・鎮などの集団性組織や上部である農行、政府部門など)からの強い干渉の下にあったということである。その結果、農村企業に多くの貸付を提供した。信用社における不良債権は農村企業への貸付が大部分を占める。

第2に、加えて信用社自体の経営管理を原因とする主張もある。不良債権は政策によって作られた面があるが、信用社自体の経営の面もある。孫 (2002) は信用社を合作制に転換させるための障害の説明に関連して、「不良債権の形成には、政策的、経営的など様々な要素がある」と述べた。また、阮(2005)は鄭州連合社の事例を通じて同様な指摘を行っている。すなわち、「信用社における多額の不良債権は、信用社自体の経営問題によるものもあるが、政策的要因に帰するものも多いと言われる・・・鄭州合作銀行の行長の話によると、その不良債権の形成要因は、自己経営によるものが3 割、中央政府によるものが2割、地方政府によるものが5 割となる」。

第3に、1996年以後について、信用社の管理の不備が不良債権を発生させたとする説がある。汪・李 (2004) は1997から2002年までの四川省と山西省における4市の118信用社の調査を通じて、管理と不良債権との関係を分析した。主な結論は、信用社における所有権と管理構造の改革が実質的に進展せず、そのため、経営状況が悪化している(不良債権比率が増えている)ことを明らかにした。この研究は管理構造における最大の問題を所有権が不明確な状態にあることだと指摘したが、残念ながら所有権が不明確であることと経営の関係については詳しくは分析せず、所有権問題と不良債権との関係を追求しなかった。結論は所有権が不明確だという状態の指摘にとどまっている。

なお、人行蘭州支店課題チーム(2002)は、不良債権の発生の原因を信用社の権利・責任・利益の不一致、所有権の不明確、制度どおりに経営を実施しないこと、管理能力の欠如、外部からの干渉、自然環境と農業生産の限界などの多くの要素にあると述べている。注目すべきなのは、信用社の管理問題を「権利・責任・利益の不一致」「所有権の不明確」「制度どおりに経営を実施しないこと」「管理能力の欠如」という 4 つの具体的要因にまで分析を進めた点である。

## 2. 不良債権処理

不良債権処理の方法に関して、既存研究は以下のような方法を挙げている。

①政府支援。不良債権処理対策として、自助努力だけでなく、中央政府の公的資金の投入、地方政府の支持が欠かせない(孫2002)。鄞県連合社で難題であった不良債権処理にあたっては、中央政府、地方政府、鄞県連合社の3者が分担する形となった(阮2005)。2003年からの大規模な公的資金投入によって、多くの不良債権が会計上処理された(韓2008)。

②経営改善。河原(2005b)は、信用社の経営の改善のためには、まず、集団所有の組織として事実上集団が経営管理している現状を改め、信用社を集団の関与から解放して独立した自主的な経営体とすることが求められると述べている。しかし、所有権の改革の視点はない。

③株金の募集。鄞県連合社の事例では、多くの株への出資金を募集し、不良債権比率を大幅に低下させた(阮2005)。しかし、反対意見もある。大量の不良債権を抱えている場合、組合員の出資金で得られる資金規模が余りにも小さく、資本金の増加によるバランスシートの改善は難しいという主張もある(鄭・谷口2003c)。

④不良債権の回収。鄭・谷口(2003c)は、T市信用社の事例を通じて、不良債権について分析している。不良債権比率は1996年の70%から2002年1月の26.1%まで下がったが、不良債権比率の減少の要因として、貸付規模の拡大とともに、不良債権の回収に力を入れたことが挙げられている(鄭・谷口2003c)。また、周(2007)は2001年から2005年までの6県の信用社における不良債権比率について以下のように分析した。不良債権比率はこの5年間で低下傾向であり、不良債権比率が低下した原因是主として人行による資金注入であったが、新たな貸付で古い不良債権と置き換えること、経営利益で不良債権を償却することとともに不良債権の回収もあったとされる。なお貸付額の大幅の増加による不良債権比率の低下にも注目している(姚2006)。

他に、呂(2004)、于(2002)、楊・陳・王(2004)なども、各地域の数値を使って不良債権が多く要素から発生したため、多くの側面の改革を行う必要があると述べている。

## 3. 不良債権に関する研究の難点

日本における1996年からの信用社について、注目された研究は、河原昌一郎、巖善平、阮蔚、鄭蔚・谷口憲治などがある。これらの研究では、不良債権について若干触れている程度で、具体的な踏み込んだ研究は行っていない。中国における研究は、不良債権の発生に関する様々な原因について分析した上で、その対策について論じているものが多い。これらの研究に欠けているのは、不良債権問題が信用社の所有権に強く結びついているという問題意識である。

### (1) 不良債権の発生

政府や農行からの干渉は信用社の経営に大きく影響を与え、農村企業などへの貸付を増大させて、不良債権を累積させたことは事実である。だがこの干渉を許したのは、信用社が現代企業制度で期待される経営の自主性・自立性を欠いていたためである。少なくとも農行の管理下から離脱した1996年以後については、信用社は自律的経営を期待された。しかし、今日、多くの信用社は所有権さえ不明確な状態にあり、株式会社の場合はコーポレートガバナンスと呼ばれる経営の株主による統制、すなわち独立した経営体として財産を守り、増大させ、利潤をあげることを目標にする経営が確立されないままである。このため、財産の管理さえ十分にできない状態にある。このことが財産を毀損するような干渉を許してきたわけである。

さらに、外部からの干渉の他に、もう一つの不良債権発生の原因とされた信用社自体の杜撰な経営管理も同じ原因による。財産管理さえ行えないような経営の下では、貸付のリスクを考慮するような行動を職員に求めることはできない。

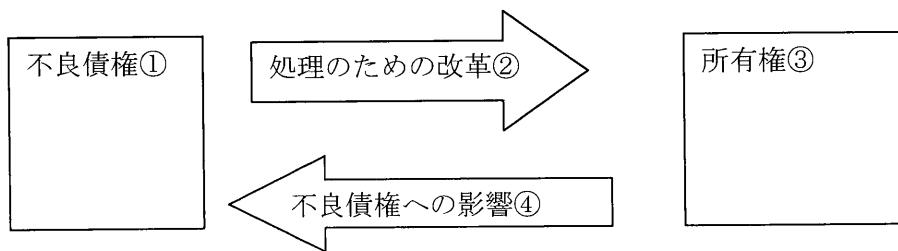
したがって焦点は信用社の利害・損得を自分自身の損得とするような管理者が必要で、さらに信用社の利害・損得に則した経営管理が求められる。だが、信用社には、こうした管理者は出現しそうにない。それは信用社の所有権が不明確な状態にあるためである。したがって、信用社の不良債権問題は所有権が不明確だということに起因する。

### (2) 不良債権処理

これまでの研究では不良債権を処理する様々な方法が取り上げられたが、根本的な処理方法を明確にしていない。不良債権発生の根本的な原因が信用社の所有権不明確にあるとすれば、所有権を明確にし、所有権を代表した経営者を選出し、信用社の利害に基づいた経営を行う以外に、不良債権発生を避けることはできない。実際にも、2003年までの不良債権処理では各地域では様々な試みが行われたが、実質的な進展は見られなかった。その最大の原因是、所有権が不明確な状態で、いくら経営改善を行ったり、外部からの干渉を避けたりしても、信用社自体の利害に沿った経営が行われることにはならない。このために、根本的な経営改善が達成できなかつたのである。

## 4. 所有権改革の研究

2003年から実施された信用社の所有権改革に関する研究が多い。本章と関連する内容を次の図に則してまとめる。



これらの研究では、今回の所有権改革において地方政府が株金の募集に協力したため、信用社に干渉する可能性がより高まる(易 2005、王 2004) (③を研究)ことや、所有者不在の問題が未解決である(韓 2007) (③を研究)こと、信用社の管理権を人行から省聯社に移行することは大きな間違いである(王 2004)こと、省聯社が経営者をコントロールすることが、株主の権利を侵害し、コーポレートガバナンス体制に背馳する(瀧 2004)ことなどを論じている。また、公的資金投入による財務の改善が持続可能性を持つか、コーポレートガバナンスの不備やインサイダー・コントロール<sup>(3)</sup>といった問題が効果的に解決できるかどうか、今後長い時間をかけて検証していく必要がある(韓 2008) (①と③を研究)という問題も提起されている。

これら研究全般に言えることは、所有権に関する研究であるために、不良債権処理に関しては専門的な研究をほとんど行っていないことである。不良債権処理に触れている場合でも、主に株金の募集に伴う問題を通じて、コーポレートガバナンスや内部管理の問題だけを分析するにとどまる。これらの問題が逆に不良債権にどのような影響を与えるかは追究されていない。すなわち、不良債権に関するコーポレートガバナンスはなぜ不備であるのか、どこが不備であるのかに関する研究(④)は、なお不十分である。

また、これらの研究では所有権の改革をすでに前提としているため、所有権改革が必要となる理由をたんに所有に問題があるからとするものが多いが、これは所有権改革の背景を無視しており、説明不足である。すなわち、金融機関として、もし不良債権が多くなく、営利的に成り立っており、そのまま経営を継続できるならば、わざわざ 1656 億元<sup>(4)</sup>余りの巨額資金を投入して、その管理を地方政府に移管する必要があるのかという疑問が生じる。また、今回の所有権改革は、地方政府の信用社への干渉が今までより正当化される可能性が大きい(易 2005 など)という効果から見れば、何のための所有権改革かという点も問われる。

これらの疑問はつまり、なぜこうした形で所有権改革が行われたか、なぜこの改革において信用社の管理権を地方政府に移管したかである。これらの点を解明するためには、不良債権の問題から分析しなければならない(②)。また、これらの問題に解答を与えれば、なぜコーポレートガバナンスがうまく確立されず、それによる不良債権の発生を防止できないか(後ほど不良債権におけるジレンマ)も明確にできる(④)。

### 第3節 信用社における所有権の不明確と所有権改革の重要性

信用社は、集団所有制の協同組合金融機関であるはずだが、所有権が不明確である状態(所有権不明)にある。所有権理論によると、ここでいう所有権は二つの意味を含んでいる。一つは、所有権の内容および所有者の特定、もう一つは、所有者による所有権の行使である。所有権不明は、所有者と所有者の権利が不明確であり、権利の行使が困難な状態にあることを示している。所有権不明の原因は、信用社の来歴にある。元来は協同組合であり、その形式を残しながらも、国家銀行の末端としての機能を与えられ、また、人民公社や生産大隊の一部門とされたこともあった。この過程を経て、本来の所有者である組合員との関係はほとんど断たれ、極めて曖昧な性格の金融機関になってしまった。

#### 1. 所有権の不明確の内容

信用社に関する利益主体は四つある。一つは信用社の組合員である。組合員は、法律上は利益主体であり、信用社の共同所有者である。ただし、信用社には農民以外に法人の組合員(農村企業など)も含まれる。二つ目は、政府である。信用社の発展モデルの設計や市場における位置づけは政府によって決められ、自らの意思による決定はできない。すなわち、信用社は政府から極めて大きな影響を受けており、実際には政府主導の金融機関という性格を持つ。そのため、政府は実際の利益主体であると考えられる。第三は、行政上の管理機関であり、信用社の人事任免、業務指導、監督や具体的な管理の権限を持つ。第四は、信用社の経営者であり、彼らは事実上内部をコントロールする権限を有している。外部の機関や利害関係者が経営者の行動を有効に監視・統制できない場合、経営権は事实上、経営者の自由裁量に委ねられる。この状態を「インサイダー・コントロール」と呼ぶ。

組合員はもともとの出資者であり、真の所有者であるはずだ。しかし、政府部门や経営者も国家所有者の代理人として存在している。

もともとの信用社は所有者の出資金を業務経営の基礎にし、集まった預金を主な資金源とし、所有者を貸付先として貸付を行う金融機関であった。この出資金は所有者に属するが、信用社に対する度重なる改革によって資本の構成が変化した。その結果、信用社の資本構成は、集団出資や国家からの融資から得た利潤部分が大きな比重を占めるようになり、もともとの所有者たちの出資金比率は徐々に低下した。

これまで信用社の資本部分の蓄積は、誰に帰するかについて様々な論争があった。この部分の資本の所有権ははっきりせず、多重という特徴を持っていると考えられる。所有権の多重性は、次のように現れている。蓄積された資本では、出資者の資金で儲けた出資者に属する部分(私的所有)、信用社の自己資金によって儲けた部分(共有所有)、国家などからの融資によって儲けた部分(国家所有)が混在している。信用社に対して国家が巨額の資金提供を行ってきたため、この蓄積の大部分が国家に帰することになる。国家は最初の出

資者ではなかったが、信用社の発展過程で実際には最大の出資者となっている。

そのため、信用社の所有権が誰に帰属するかがはっきりに分からなくなってしまった。信用社は、最初の出資者である組合員所有者とは無縁になってしまったため、組合員は所有者だという自覚はなく、他方、国有商業銀行のように国家の100%の出資ではなく、協同組合の形式を残しているため国家の所有であるとも認められなかった。

## 2. 所有権の行使の独占と所有権改革の重要性

所有者である組合員の場合、60年ほど前の組合員の出資金額は現在の信用社の資産金額にとってはほんのわずかである。また、組合員の支持を失い、赤字経営で日々損失を出しているため、近年の増資増発に応じる組合員は少ない。信用社と無縁になった組合員は、知らず知らずのうちに所有者の権利の行使に無関心となった。

信用社の設立後間もなく、国家は信用社の経営に大きく関与するようになった。すなわち、国家は信用社の所有権の行使を事実上独占するようになった。

国家が有する所有者としての権利と責任は、各地域における政府機関が代理している。しかし、これらの機関はその責任を負わずに、所有者の権利だけを行使しており、過度ともいえる権利行使もみられる。また、所有権の行使者が多くて、所有者意図が多重で不明となる。したがって、実際には国家所有権はうまく機能していないし、それどころか、政府部門の過度の干渉が深刻な問題となっている。政府部門は真の出資者ではなく、信用社は形式的には独立した組織であるため責任を負う理由はない。そのため、結果を考えずには様々な目標を信用社に押し付けてきた。

国家所有権の概念ははっきりとしているが、所有権の有効性は行使されて初めて証明される。所有権行使が持つ問題を示す究極の事例が国有企業である。十数億の委託人にとって代理人に対する監督の権限は余りに希薄になっているため、誰一人として積極的にそれに資源を投入しようとしていない。さらに、全国人民という元々の委託人から企業代理人まで、数多くの段階が存在し、あまりにも長い委託と代理を結ぶチェーンが存在しているために、監督は事実上不可能である。これと同じ問題が、信用社の場合の国家所有部分にも存在している。

こうした理由から、組合員も国家所有者の代理人でも、実際には信用社の経営を監督していない。経営者を監督する所有者の権利を行使する監視や奨励の制度がないのである。所有者にその権利を行使するシステムが存在する。資本金が誰に帰するかははっきりしていないことが、所有者の代表による信用社の財産を維持・増大を監視するシステム(コーポレートガバナンス)の確立を不可能にしているのである。

所有者(の代表)による監視・監督を欠いた信用社は、リスクと損失に対して誰も責任を負わないという無責任体制が長期にわたって続いてきた。インサイダー・コントロールにより専権を握った経営者は経営に対して無責任であり、内部統制制度の実施や強化に利益

も関心もなく、貸付に関する審査や貸付後のモニタリングの必要性を感じない。不良債権が増える一方であるのは、所有者による適切な監視・監督を欠き、経営者の無責任なインサイダー・コントロールが許容されてきたためで、その根本的原因は所有権の不明確にある。

信用社の不良債権処理において何よりも必要なことは、経営者に対する所有者(の代表)による監視・監督であり、これを通じた経営者の責任の明確化である。経営者の責任が明確になれば、経営者は内部統制や貸付と債権の管理を必要不可欠なものと考えるようになる。こうして初めて不良債権の増加を食い止めることができる。

したがって、不良債権問題の根本的な解決は、所有権問題の克服に帰着する。所有者を、明確にすることと、所有権行使として経営者を監視・監督システムの確立が不良債権問題解決の鍵となる。

#### 第4節 不良債権処理と国有商業銀行の不良債権問題

##### 1. 不良債権の分類

現在では不良債権の新分類があり、信用社もこれを適用することが可能だが、現状では信用社はまだ旧分類を用いている。そのため、ここでは旧分類に基づいて分類の内容を説明する(表 3-1)。表 3-1 の中において下位の 3 分類が不良債権である。

表 3-1 貸付の分類

「正常」	返済能力に疑問のない貸付であり、文字通り正常な債権
「逾期」	元利金の支払いを180日以上に遅延した全ての債権
「呆滞」	3年以上の延滞債権、または延滞期間が3年未満あるいは期限の前でも、債務者の営業停止、建設中止に到ったプロジェクトに対する債権
「呆帳」	債務者が倒産、自然災害による被害、或いは死亡に至り、その資産が借入金額の弁済に不十分な債権

出所：中国財政部(1988)と人行(1996)より筆者作成。

本章では不良債権処理は既存の不良債権処理のみならず、新たな不良債権の発生の阻止という意義を含んでいる。金融機関への資本投入や整理回収機関の設立は既存の不良債権によって毀損された銀行のバランスシートを修復する措置だが、金融機関の再編・統合が経営管理体制の改革を伴う場合は、既存の不良債権処理だけではなく、新たな不良債権の発生の阻止にも役立ちうる。

## 2. 国有商業銀行の不良債権問題

1997 年のアジア金融危機は、同時に中国の銀行業が多額の不良債権を抱えているという大きな問題にも焦点をあてた。1998 年から政府は、国有商業銀行における不良債権問題の抜本的な解決に乗り出した。その処理の方法は概略、次のようにまとめられる。

国有商業銀行の不良債権は膨大で、その処理に必要なコストも極めて大きい。この不良債権は、国有企业改革と表裏の問題であり、改革開放後、変化に適応できず、競争力を失い慢性的に赤字に陥った多数の国有企业を国有商業銀行が金融的に支えてきたために発生したものが大半を占めていた。したがって、国有商業銀行の不良債権は、改革の社会的コストの側面を持っており、銀行経営の責任に帰すことできないものであった。そのために、公的資金投入は不可避であった。

1998 年には 4 大国有商業銀行に対して 2,700 億元が資本注入された(内閣府 2002)。さらに 2003 年に中国銀行と中国建設銀行に対してそれぞれ 225 億ドル、2005 年に中国工商銀行に 150 億ドルの資本注入が行われた(谷内・増井 2007)。

また、1999 年に財政部は金融資産管理会社を設立し、4 大国有商業銀行の不良債権買い取りを実施した。買取りにより、国有商業銀行の不良債権比率はおよそ 10% 低下し、25% になった(内閣府 2002)。

さらに、2004 年には、従来は預金・貸付の下限と上限を設定していた金利規制に関して、預金については下限を、貸付については上限を撤廃した。これにより、銀行は利ざやを拡大することができるようになり、収益を増加させる余地が広がったが、これは利潤の増大によって、不良債権処理を促進する働きをしている(谷内・増井 2007)。

90 年代末期に 25% を超えた 4 大国有商業銀行の不良債権比率は 2004 年 6 月には 15.6% まで下がっている(関 2002)。しかし、不良債権処理は進んでいるものの、新たな不良債権も生まれており、その自己資本は依然として脆弱なままである。そのため、国有商業銀行は株式会社化を進め、最終的には株式市場への上場により資本調達を行う方針を探った。2004 年に中国銀行と中国建設銀行が、2005 に中国工商銀行が株式会社化された。そして、2005 年に中国建設銀行が香港市場に、2006 年には中国銀行と中国工商銀行が香港市場、上海市場に上場された。

証券取引所への上場が、国有商業銀行の経営にもたらす影響は無視できない。上場の目的は、資本充実によって財務基盤を強化できるというメリットもあるし、株式市場を通じて銀行の経営を投資家の監視の下に置くことによって、銀行のコーポレートガバナンスを強化できる(谷内・増井 2007)。

以上、国有商業銀行では不良債権処理は国家による支援(資本投入や不良債権の買い取り)によって本格的に始まり、株式会社化を進め、株式市場への上場により資本調達を行つて財務基盤やガバナンスを強化することが最終的な方針である。

## 第5節 所有権の不明確の状態にある不良債権処理と問題

1996年に農行と分離してから、信用社は自主経営への改革が始まる。この分離に伴い、信用社における赤字と多額の不良債権問題が浮上した。1997年の全国信用社の赤字総額は110億元、赤字を出した信用社は全体の42%、累積赤字は433億元に達した。また、債務が資産を上つたといわゆる債務超過の信用社は1万3000と全体の26%に達した(厳2002b)。不良債権に関しては、たとえば、甘肃省におけるある信用社は、1996年の不良債権比率が42.38%で、そのうち、逾期貸付率は29.22%、2呆(呆帳と呆滯)貸付率は13.16%であり、人行が設定した基準の21.2%と6.2%よりかなり高かった(人行蘭州中心支店課題グループ2002)。これは、不良債権処理前の国有商業銀行の35%より高い。多額の不良債権の存在は、農行の末端機関であった時期には大きな問題になることはなかったとしても、自立して経営を行う金融機関となった信用社にとっては存亡を左右する大問題であった。

ただし、累積赤字や債務超過によって信用社が直ちに破綻するとは考えられなかつた。通常、金融機関が上述のような財務状況になると、預金が支払い不能となるため、取り付けが生じる。だが、信用社に対する取り付けは生じなかつた。これは、信用社が、所有権不明の状態にあり、責任の所在がはっきりしていないにもかかわらず、国家を後ろ盾にしており、その支払い能力は最終的には国家(人行)が担保してくれるはずだという期待が共通了解としてあつたためである。

これは、たとえば1997年時点での信用社の不良債権の大半が農行の末端組織として行った貸付等から生じたものであり、独立経営の信用社自体の責に帰すことができないという理由にもよる。不良債権は、4大国有商業銀行の場合と同じように、改革の社会的コストという側面があつた。

したがつて不良債権問題は、さしあたり信用社の支払い能力への信任を損なうものではなかつた。人行・銀監会は不良債権を減らすよう圧力をかけたが、多額の不良債権を抱えていても、それが信用社の貸付能力の制約になることはなく、実際にも貸付と預金を増やしていくことができた。

### 1. 不良債権の回収と発生の防止

上述のように、不良債権の存在そのものは信用社の業務に対する脅威ではなかつたが、バランスシート上の不良債権は好ましくなく、その削減は、優先度が高いとはいえないものの、経営上の課題の一つであることは確かであつた。信用社は、1996年から不良債権の回収や経営管理体制の改善などを行い、自らの力による不良債権の削減を試みた。しかし、2003年までは不良債権はほとんど減らなかつた。

## (1) 不良債権の回収

まず、農村企業や政府機関の不良債権の回収に関するものである。信用社の不良債権の多くは地方政府(郷鎮)と多かれ少なかれ関係がある。不良債権化した政府そのものや企業に対する貸付の大半は、政府の口頭担保<sup>(5)</sup>によってなされた。したがって、これを回収するためには、口頭担保を実物担保に変えるよう、あるいは貸付ができるだけ全て返すように政府に協力を求める必要がある。

不良債権を回収するために、信用社は現地の政治活動に参加して、行政部門や司法部門の権力が正しく行使され、信用社の権益が保護されるように努力している。行政や法律的手段を用いて不良債権を回収するためには、現地の政府の支持が不可欠だからである。ただし、政府の支持は、政府が信用社に干渉する可能性も高める。

また、個人への貸付による不良債権の回収のことである。不良債権は個人への貸付から発生したものもある。これらの農家や個人の不良債権の回収に関して、信用社は人づきあいや地理的優勢を利用して柔軟な回収を行っている。

大半の不良債権は、政府(郷鎮)との関連で生じた。こうした不良債権の回収が困難であるのは、借り手に関与している政府が、同時に回収を強制する執行者でもあることによる。債権回収のために政府の協力は不可欠であるが、政府は中立的な第三者ではないのである。

## (2) 新規不良債権発生の防止と経営管理体制の改革

新たな不良債権の発生を防止するために、信用社は経営管理の面からさまざまな改革を行った。これらの改革は主に以下の三点にまとめられる。

第1に、貸付を慎重に行う。貸付前に貸付先をよく調べて貸し倒れリスクを小さくする。貸付に対する管理を強め、不合理な貸付や手続きの不完全な貸付を防止する。

第2に、貸倒れとなった貸付に関する責任の追及を強化する。貸倒れの責任追及は最初の借り手だけでなく、永久保証人、連帯保証人に対しても行う。貸倒れ発生額に職員の給料を連動させる。年ごとに、各職員が責任を負う貸付を集計し、不良債権となった責任貸付額が多い職員には警告通知書を出し、場合によっては職務停止や給料の支給停止などの処分を行う。これにより、不良債権の発生を防止するとともに、不良債権回収も強化する。

このうち、第2は不良債権の発生防止に最も有効であるように見える。貸付を行う職員に不良債権を発生させないようにインセンティブとペナルティーを与えることは、無責任な貸付の防止に対しては有効だと思われる。ただし、農業が固有する不確実性や予測が難しい経済情勢の変動によって発生する不良債権をも職員に責任を負わせることになるという難点がある。

## 2. 不良債権処理における問題

### (1) 不良債権比率の減少とその原因

不良債権比率は1999年に増加したが、2000年から減少傾向を呈している。たとえば、『内モンゴル自治区における農村金融改革および小額貸し借り機関発展』によると、2002年末、内モンゴル信用社における不良債権比率は57.1%であり、額は83億元であった。2004年9月末、不良債権比率は28.4%に低下し、約20%減少した。他方、2004年末の不良債権額は77億元であり、不良債権額の減少は5億元に過ぎなかった。見かけ上、不良債権比率が著しく減少したのは、同じ期間に貸付額が約85%増えたため、実際に不良債権処理が進んだ訳ではない(梅尔・布朗など2005)。

全国の数値で見ても、同じことがいえる。2003年末の中国信用社全体の不良債権残額は5059億元で不良債権比率は29.4%であり、2001年より14.8%減った。だが、不良債権額はほとんど変化していない(図3-1)。姚(2006)の研究で指摘されているように、貸付額の大幅の増加が不良債権比率を下げる主要因であった。信用社における不良債権比率の減少は、不良債権処理が進んだことを意味しない。

### (2) 不良債権額の増加とその原因

1996年から、各地で不良債権の回収が行われたが、同時に多くの新たな不良債権が発生した。江西、湖北、湖南の信用社における調査では、1996年～1998年の三省における不良債権比率の各年平均はそれぞれに46.08%、48.41%、50.77%であり、比率においても増加している(孫2002)。1999年から2001年までに甘肃省の信用社は貸付額の10.98%に当たる不良債権を回収したが、この3年間に不良債権額はむしろ増加していた(人行蘭州中心支店課題グループ2002)。また、図3-1の全国のデータから見れば、不良債権額は2000年に大きく増加し、増加は2001年の5294億元まで続いた(人行2001第4季度)。2001年までは不良債権は額で見て減少せず、むしろ増加しつつあった。不良債権額は2002年から年ごとに少しづつ減少し始まったが、2003年末の不良債権額は1999年末よりも高い(図3-1)。これは不良債権の回収がなされたとしても、新たな不良債権が発生していることを示す。2003年までについては、信用社は不良債権処理を行ったが、不良債権は容易に減少しなかった。

いくら既存の不良債権が処理しても、新たな不良債権が絶えず発生しており、不良債権処理はいっこうに進まない。重要なのは既存の不良債権を処理するすると同時に、新たな不良債権の発生を出来る限り防止することである。

1996年から2003年までの間の新しい不良債権発生は主に次の原因による。まず、信用社の経営改革は所有権が不明確な状態で行われた。新たな不良債権を防止するには、貸付案件の信用リスクを厳格に審査し、貸付実行後のモニタリングを十分実行することが必要で

ある。しかし、所有権が不明確であるため、信用社の経営者に対する所有者の監視・監督が欠けていた。同じ問題は、1996年以前にもあったが、適切とは言えないとしても農行による管理が行われていた。1996年以後は農行の管理を離れ、独立した経営となったが、それは経営者のインサイダー・コントロールを生み出したにすぎない。経営者は経営に対する責任を負わず、不良債権を処理したり、その発生を防止したりすることに対するインセンティブを与えられていなかった。したがって、経営改革が行われたとしても、形だけのものにとどまり、有効な内部統制は実現されなかつた。新しい不良債権が絶えず生み出されたのは、経営者に対する所有者の監視・監督を欠いたためであり、その根本的な原因は所有権の不明確にある。

さらに、地方政府(郷鎮)からの干渉が強まる(ト・ロ 2002)。前述のように、不良債権の回収の際に貸付に対する口頭担保を実物担保に変えるために、地方政府の支持を得ることが必要であった。だが、地方政府への接近は、地方政府が信用社の経営により大きな干渉を加える余地を与えた。他方、農行と分離した後、所有権不明確にありながら、独立した経営となった信用社は、農行のような有力な政治的後ろ盾として地方政府を自然に選ぶ<sup>(6)</sup>。また、経営者は信用社が経営上苦境に陥った時の支援者として地方政府に期待する。信用社は大きな支援者である地方政府の助けを得るためにその干渉を受けざるを得ない。

他方、地方政府(郷鎮)は、信用社は今まで国家の支援を受けてきたので、農行との分離の後も国家からの支援が続くことを期待し、したがって信用社の経営状態には無関心である。また、大きな不良債権の債務者である地方企業は地方経済の一部分であり、地方政府は信用社より地元の企業の負担を減らすことをより重視している。信用社の不良債権回収に力を入れないばかりか、地方経済への配慮から企業が信用社の不良債権の回収を逃れるのを助け、他方で信用社の経営への干渉を強める。したがって、地方政府への接近は、不良債権の削減には役立たず、干渉によって逆に不良債権の増加をもたらす面もある。

何・李(2005)が指摘したように、信用社は1950年代に郷鎮ごとに一つの信用社の原則に基づいて発展してきており、今までに所有権や管理体制などに関して絶えず改革を行ってきたが、政府による柔軟な、言い換えれば無原則なコントロールは根本的に変わっていない。

信用社は所有権の不明確という問題があったが、この問題を解決しないまま、経営改革を行った。所有権の不明確な状態では、政府(郷鎮)の干渉が増えがちである。その結果として、既存の不良債権が回収されたとしても、不徹底な経営改革や、地方政府の干渉が新たな不良債権を生み出し続けることになる。

## 第6節 公的資金の注入と不良債権処理に対する影響

信用社には所有権の不明確、コーポレートガバナンスの不完全、内部管理制度の不健全、

その職権と責任の不明確、及び多額の不良債権や質の劣化した資産による潜在的な危険が高いことなど、多数の問題が普遍的に存在している。これらの問題を解決するために、2000年7月からの江蘇省の改革の成果を参考にし、国務院は2003年に「關於深化信用社改革試点方案」(以下で「2003年の試行」)を公布し所有権の改革を中心とする信用社改革を吉林・浙江・貴州など8省(市)で始めた。また、2004年に「關於進一步深化信用社改革試点的意見」(以下で「2004年の意見」)が制定され、こうした改革が他の21省(市)に拡大された。これらの21省における所有権の改革は基本的に2003年の試行方案に基づいて行われた。こうして、信用社の改革の試行は既に29省(市)に広まり、ほぼ全国に及んでいる。

この信用社改革の目標は、信用社の管理体制と所有権制度の改革を促進するとともに、信用社を農民と農村工商業者及び各種経済組織が出資し、農民、農業と農村経済の発展のためにサービスを提供する地域密着型の地方金融機関に育て上げ、さらに信用社に農村金融の担い手としての役割および農民と結び付いた金融のかなめとしての役割を充分に發揮させることであった。

この改革は主に次の二つの問題解決を目指す。一つはコーポレートガバナンスの確立を目標として信用社の所有権制度を改革し、所有関係を明確にすることである。もう一つは信用社の管理体制を改革し、信用社の管理を地方政府に移管することである。

不良債権処理との関連で見れば、改革は主に次のような二つの内容に分けられる。一つは不良債権処理のための公的な支援である。これには公的資金注入や租税減免などが含まれる。もう一つは不良債権発生に対する強力な防止装置として機能するものと期待される所有権改革である。改革においては、この二つの内容は独立的ではなく、後ほど述べるように、相互に関連づけられている。

所有権制度を改革するためには現存の所有権を明確にする必要がある。また、所有権の明確化のためには、過去から累積してきた信用社の不良債権をうまく処理する必要がある。後者のため、国家は一連の支援策を実施している。

## 1. 国家による不良債権処理の支援策

国家支援策で注目されるのは公的資金注入といえる特別項目貸付と特別項目手形である。「2003年の試行」、「2004年の意見」によると、政府による一連の支援策の内容は次の四つである。

第1に、人行からの資金の支援(公的資金の注入)に関するものである。人行は二つの方法で不良債権の一部を買い取る。二つの方法があり、信用社が自動的に選択できる。

一つは特別項目貸付である。人行は、信用社の2002年末の実質債務超過額(実質返済不能額)の50%を負担し、残りは省政府と信用社の自助努力で補填することになる。特別項目貸付の利子率は準備預金の利子率0.945%である(銀監会2004)。貸付の期限は、地域の状況によって決まり、3、5、8年のいずれかである。実質債務超過額は各省(区、市)を単位と

して計算され、特別項目貸付の貸付・返済は各省(区、市)レベル政府によって統一的に行う。

もう一つは特別項目手形である。人行は、信用社の2002年末の実質債務超過の50%を手形で発行し、これを信用社の不良債権と置き換える。期限は2年間、利子率は1.89%である(銀監会2004)。特定項目手形は後に人行によって換金され、信用社の資産(資本)となるが、換金の条件は信用社の改革の一定の成果である。県(市)信用社を単位として改革の成果を点検し、換金できるかどうかを決める。

換金基準は、2006年の「關於印發信用社改革試點專項人民銀行票据兌付考核指引的通知」(人行、銀監会)によって厳しくされた。これは主に以下の面で現れた。まず、審査項目の標準がより細かく、具体的に書かれる。たとえば、信用社のコーポレートガバナンスに関して、昔は、ただ株主総会や取締役会、監査役会を設立・実行し、コーポレートガバナンスを改善する実施状況を報告すると規定される。その報告の内容は、コーポレートガバナンスを改善する規則と制度や簡単な説明だけであった。現在は、コーポレートガバナンスに関する審査を次のように分け、実質的な進展が求められる。①株主総会や取締役会、監査役会などが既に設立・実施され、高層管理者の選挙・招聘が行われている。②法人制度の組織、議事規則と決着手順が作られ、実行されている。③取締役、監査役、高層管理者の業績に関する評価方法は制定され、そして株主代表大会で説明された。最後に、社長や主任に対する専門的な審査制度、離任させる制度がある。コーポレートガバナンスという項目だけではなく、増資増発、債務状況、内部管理制度などもそうである。また、各項目に関する内容の確実性、適格性が要求される。自己資本比率、貸付の構成と不良債権処理および増資増株の確実性、適格性に関する審査が添加される。さらに、地方政府による助成政策実施の報告は、2006年の「關於印發信用社改革試點專項人民銀行票据兌付考核指引的通知」で初めて加えられた項目である。

第2に、財政からの支援がある。国家政策に基づいて信用社は1994年から1997年まで、物価スライド利率の預金を行った。これによって利子を多く負担したが、この超過分は財政部が補給することになった。その額を確認した上で、毎年、一定の額を信用社に返却する。

第3に、税収が減免される。2003年1月1日から2005年末まで<sup>(7)</sup>、信用社の営業税率<sup>(8)</sup>が3%に減少された。中西部地域における信用社は所得税<sup>(9)</sup>の徴収が免除され、中西部以外の試行を行った信用社の所得税は半減された。銀監会の統計によると、2003年の1年間と2004年1月から3月まで、8省市の信用社は、合計で営業税7.2億元、所得税4.7億元が免除された(河原2005b、3頁)。

また、2006年5月14日の「關於延長試點地區農村信用社有關稅收政策期限的通知」(中国財政部など2006)では、企業所得税の支援策は支援期限が切れてから、3年間延長されることになった。これによって期限は2008年<sup>(10)</sup>の年末となる。なお、信用社から移行した株式制農村商業銀行はこの所得税の優遇措置(政策支援)の対象から外された。税に関する

政策支援を得るため、株式制への移行を目指す信用社が株式制への移行を止める恐れがある（これに関して後ほどで分析する）。

第4に、敏感な変動利率の政策を実施している。貸付利率が基準貸付利率の1～2倍間で変動できるようになった。このため民間貸し借りが活発である地域では、敏感な利率政策が行える。

## 2. 公的資金注入の効果とその問題

特別項目手形の発行は2004年から始まり、2007年末に基本的に終わった（人行2007年第4季度）。そのため、2004年から不良債権が大幅に減少し始めた（表3-2）。2006年末までの特別項目手形の発行は1656億元であり、信用社の1353億元の不良債権と303億元の累積赤字が置き換えられた（人行2006年第4季度）。累積赤字は2002年末には1314億元であったが、2007年9月末までに総計473億元が置き換えられた（人行2007年第3季度）。特別項目手形の換金は2006年6月から始まり、その金額は2006年末までに94.6億元、2007年末までに807億元であった（人行2006、2007年第4季度）。

表3-2 信用社の不良債権の推移

（単位：億元）

項目	年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
不良債権残高		5294	5145	5059	4600	3308	3602	2883
不良債権比率		44.2%	36.9%	29.4%	23.1%	14.8%	13.7%	9.3%

出所：人行（2007年第3季度、2004～2007年第4季度）、中国金融学会（2003～2004）より筆者計算作成。

不良債権比率は2002年末の36.%から2007年末の9.3%まで大幅減少した。他方、不良債権額は2002年末の5145億元から2007年末の2883億元まで減少した。

また、2004年には1370億元の不良債権が回収された（人行2004年第4季度）が、2004年の不良債権額は459（5059−4600）億元減少しただけであった。1370億元の回収された不良債権と355.5億元の発行された特別項目手形の総計（1725.5）の四分の一程度であった。したがって、2004年にも多くの新たな不良債権が発生したと推測する。

さらに、2006年末まで特別項目手形の発行によって1353億元の不良債権が置き換えられた。2003年末と比べると、処理された1457（5059−3602）億元の不良債権が1353億元の特別項目手形によって処理された。結果的には104（1457−1353）億元だけが信用社自体によって処理されたと考えられる。

2007年には不良債権の減少額は719.20億元であった（表3-2）。この1年間の特別項目手

形の換金は 712.4 (807-94.6) 億元であった。つまり、2007 年の不良債権の減少も主に公的資金の投入によるものであった。

このように 2004 年以後の不良債権比率の大幅の減少は、主に特別項目手形や特別項目貸付の発行及び手形の換金による公的資金の投入によるものであった(李・汪 2005)。また貸付額の増大が不良債権比率減少の主要因の一つであった(姚 2006)。貸付額の増大に比して不良債権額が減っていることは、より慎重な貸付と適切な債権管理が行われていると見てよいが、自助努力による不良債権削減が進まないということは、新しい不良債権の発生を防止できず、したがって信用社はなお十分な利潤を確保できない弱体な経営だということを示している。

このように信用社の多額の不良債権は主に公的資金の投入によって処理された。これにより、信用社のバランスシートは健全性を回復したが、これは信用社が独立した金融機関として経営していくための前提を確保した点で重要な成果である。しかし、同時に、公的資金に頼った不良債権処理は、信用社の支払い能力を最終的には国家が担保してくれるはずだという共通了解を再確認させるものでもあった。信用社にとって、国家が後ろ盾であり、経営上の困難は国家が解決してくれるから、経営上の責任を負う必要はないと解釈されるならば、本来の経営改革が進まず、無責任が横行するモラル・ハザードが生じる。

### 3. 国家支援策の限度問題

国家の支援策は不良債権の一部だけを処理するにとどまる。国家支援によって投入された資金は多くの信用社にとって、抱える不良債権に比べて少額であった。

国家支援策では、2006 年までに 1656 億元の特定項目手形と 19 億元の特定項目貸付が行われたが、その額は 2003 年末の不良債権額 5,049 億元の約 33%にすぎず、不良債権のすべての処理にとっては足りない<sup>(11)</sup>。全国の状況をみれば、信用社全体の不良債権比率は 2007 年末には 9.3%で、2003 年末の 29.4%より、より低くなつたが、まだ人行・銀監会の求める 8%の水準より高い。実際の国家支援額は小さいのに、不良債権比率が低下したのは、既に指摘したように、貸付額が増大したためである。2007 年末、まだ 2883 億元の不良債権があるが、今後の不良債権処理は省政府(後述)と信用社自体が行うことになる。

公的資金の注入は例外的な不良債権処理の方法であり、信用社の管理が国家(人行・銀監会)から省(省レベル市・区)政府(省聯社)に移管された以上、今後、この方法に頼ることはできない。課題は新しい不良債権の発生を防止することと、残された不良債権を償却できるだけの利潤を生むことができる良好な経営を実現することである。この課題を達成するための鍵は経営者にあり、所有権の行使による経営者に対する監視・管理の確立である。したがって、所有権の不明確という問題を解決することが必要であり、信用社に所有権改革が迫られている最大の理由である。

## 第7節 所有制度の改革と不良債権処理におけるジレンマ

### 1. 信用社の所有権制度の選択と所有権改革のジレンマ

#### (1) 所有権改革の内容—株式制が目標

農行との分離によって、信用社における不良債権問題が明らかになる。だが、所有権の不明確という問題が足かせとなり、経営改善や他の改革は実質的に進捗しなかった。所有関係を明確化するための信用社の所有権制度を改革することが、今回の信用社改革の主な課題の一つとなった。

この所有権改革では、株主構成の多様性、投資主体の多元性および地域の特殊性に基づいて、各信用社が4つの所有権制度のうちから自らに適したものを選択できるとされた。所有権改革では、信用社は郷鎮レベルの個別信用社を県(市・区)レベルの信用聯社に統合し、①株式制農村商業銀行、②株式協同組合(株式合作)銀行(これについては後述)、③統一法人のいずれかの形態に移行するとされる。①は条件が一番厳しく、②、③となるほど、条件が緩くなるが、③から②へ、そして①という形での段階的移行を狙いとしており、最終目標は①の株式制商業銀行である。このうち③は県(市)を単位として、今までの郷鎮単位の信用社と県(市)聯合社の統合し法人とするものである。今までの合作制(協同組合)を維持しながら、独立した経営体としては小さすぎる郷鎮単位の信用社を自主経営できる規模にし、加えて郷镇政府の干渉を排除する狙いがある。また、各モデルへの改組の条件さえ揃っていない場合は、郷鎮の信用社、県(市)聯合社を個別法人とする体制を引き続き維持することもできる。

①～③の各モデルへの改組は、資産総額、不良債権比率、資本金額、自己資本比率等に関する条件が定められている(表3-3)。信用社聯合社が株式制や株式合作制へ移行できるのは、経済が比較的発達しており、都市と農村の一体化が進んでおり、さらに信用社の資産規模が比較的大きく、商業ベースの経営が可能な地域を想定している。統一法人化できるのは、人口が密集した地域、または食糧や綿花など商品の耕作地帯の県(市)である。

表3-3 ①～③に移行する条件

	株式制農村商業銀行	株式合作制農村合作銀行	統一法人
資産残高	10億元以上	—	—
資本金	5000万元以上	2000万元以上	1000万元以上 (株金)

コア自己資本比率	8%以上	4%以上	関係規定の要求
不良債権比率	15%以下	15%以下	—
株主数(人)	500 以上	1000 以上	—
株主権比率	従業員	25%以下	25%以下
	1人の自然人	0.5%以下	0.5%以下、総額は30%以上
	一つの法人とその関連企業	10%以下(5%開示)	10%以下(5%開示標準)
			5%以下

出所：中国国務院(2003)、銀監会(2004)と韓(2008)の第1表より筆者作成。

こうして信用社は株式制の商業銀行を目指すことになった。信用社は、元々は農家の協同組合であった。しかし、国家銀行組織の末端機関として機能させられ続け、さらに地方政府(郷鎮)の干渉を受けて、組合員である農家とのつながりを失い、他方では法人(農村企業等)も組合員に加えたため、協同組合の性格は曖昧になり、所有権の所在不明に陥っていた。中央政府は信用社の農家の協同組合だという性格を繰り返し確認し、この本来の性格を回復するよう何度も指示を行ったが、その効果はまったくなかった。また、個々の農家とは比較にならないほど多額の資本(持ち株金)を出資し、したがって経営に対する発言力を持つ法人を組合員としている限り、農家の協同組合という性格を回復することは事実上不可能になっていた。

理論的には本来の農家の協同組合という性格を回復することで、所有権行使による経営者の監視・管理を実現する道もあったが、実際にこれは不可能であった。そこで、所有権改革では協同組合の性格を希薄化し、株式制に移行することによってコーポレートガバナンスを実現するという道が選ばれた。その背後には、現状では、農家組合員の経営に対する無関心と出資額の大きい法人組合員の影響力の排除が難しいことにより、協同組合の性格は良好なコーポレートガバナンスの妨げになるという認識がある。加えて、農村金融も商業ベースの営利事業として成り立つという判断があると考えられるが、これは三農問題との関連では問題を残す。すなわち、農村金融をほぼ独占している信用社が商業ベースでのみ貸付を行うとすれば、農村における貧富の差を拡大する恐れが強いのである。

株式制の導入は、いわゆる「現代企業制度」への改革として国有企業改革でも用いられた方法であり、すでに述べたように、4大国有商業銀行の改革も株式制の導入と上場を目標として進められた。ただし、これらの改革では、企業や銀行の管理機関が資産管理会社(持株会社)となり、株式のかなりの部分をこの資産管理会社が保有し続けており、経営者の任免や経営上の重要な事項決定に関して資産管理会社がなお支配的な影響力を持続している。したがって、資産管理会社の支配力という限りでのコーポレートガバナンスは確立さ

れているが、それが資産管理会社以外の株主の利益も代表しているとは限らないという問題がある。

なお、信用社の株式制への移行に関しては別の問題がある。一つは信用社が国有企業でないために、国有企業の場合のように、大株主としてコーポレートガバナンスを担う主体が存在すると限らないことである。もともとコーポレートガバナンスの問題は、株式会社であるにもかかわらず、経営者支配<sup>(12)</sup>が生じて、株主の所有権が侵害されたことから生じた。株式制は、形式上は企業の所有者である株主の利益を守る制度(株主総会)を持っているが、この形式が直ちにコーポレートガバナンスを確立させるものではない。

もう一つは、元々協同組合であったということに由来して、信用社の大株主である法人(農村企業等)は、同時に大きな借り手でもあることである。普通、協同組合員になるのは、協同組合から融資を得るためにだからである。この場合、利益相反が生じて、大株主が借り手としての利益を優先し、所有権を守るために行動しない恐れがある。大株主の影響力を避けるため、株式制においては1法人の出資額を10%以下としているが(表 3-3)、この規制によって大株主の影響力を排除できるかどうかは分からぬ。

いずれにせよ、株式制の導入は信用社のコーポレートガバナンスの確立を可能にする手段であるが、コーポレートガバナンスは株式制によって自動的に確立される訳ではない。

## (2) 株式合作制の問題

株式合作制は株式制ではなく、協同組合制でもない。信用社が協同組合制である場合は、持ち株金の大小にかかわらず、組合員1人1票で、組合員に貸し付ける分散的な経済的弱者のための制度である。これに対して、株式制は1株1票、持株が多いほど権利も大きい。株式合作制は協同組合制の原則を基礎に株式制の原則や運営メカニズムを取り入れる株式制と合作制の組み合わせである。その株式の構造について、株式制は同株が同一権利である一方、株式合作制は投資株と資格株がある<sup>(13)</sup>。資格株は1人1票であるが、投資株は一般的に、特定金額<sup>(14)</sup>の株に対して1投票権が与えられる。

株式合作制は新たな制度であり、現在、所有権制度としての制度整備や意思決定の手法などはまだ模索の段階にある。すでに、幾つかの問題が生じている。中国初の農村合作銀行である鄞州(イン州)農村合作銀行でも、問題が発生している(韓 2007)。

まず、所有権改革が不徹底であるため所有者不在の問題が依然として存在している。

前述の表 3-3 のように、農村株式合作銀行は自然人持株の総額(職員の自然人を含まず)が 30%以上と規定されている。これらの自然人の多くは投資のためではなく、信用社の金融サービスを受けるために資格株の持ち主になっている。自然人は 1000 元の株金を出資しているが、1000 人以上いる株主の1人にすぎない。したがって、自分が銀行経営への監視・監督を行う権利を持つとは考えず、経営に無関心となる。これが所有者不在の大きな原因

である。前述のように、信用社の所有者の不在は経営者の無責任を生み出す。経営者は良好な経営よりも行政の激励をより重視する。

また、株の議決権に関する問題もある。原則は同じ株は同権利であり、あるいは、1人1票であるが、株式合作銀行の場合はそうではない。特に法人株は前述のように同額の株金でも自然人とは権利が異なる。また法人株の議決権は制限されている。鄞州農村合作銀行の場合、株主総会に参加できる株主は全株主ではなく、株主代表の130名に制限されている。職員株主、他の自然人株主、法人株主は2:3:3の比例で株主代表を選ぶため、法人株主代表は49人に制限されている。上述の利益相反を避けるため、出資額が多い法人の影響力を弱めようとする措置であるが、結果的に法人株主の経営への監視・監督能力も奪うことになっている。株主代表の選出では資格株が1人1票、法人投資株が10万元株に1票の投票権とされるが、法人株が増えたとしても、その株主代表の数が増えるわけではない。

他方、管理層(職員である自然人)の持株比率は0.5%以下で非常に低い。しかし、実際には、鄞州農村合作銀行の株主総会は形式的に存在しているだけで、ほとんど開かれず、多くの場合、職員大会で代替されている(韓2007)。そこで、経営上の意志決定は、事実上、すべて信用社の管理層によって決められる。

農村株式合作銀行は株主総会(総代会)、取締役会、監査会という制度が整っているはずだが、その基礎である株主総会は農民株主の無関心、法人株主の影響力制限によって、株主総会は期待された役割をまったく果たせていない。株式合作制においても、所有権の不明確は改善されず、インサイダー・コントロールが続いているおり、コーポレートガバナンスは確立されていない。

株式合作制の農村合作銀行は、協同組合と株式制の利点を取り入れて、銀行の営利性と三農支援を両立させることを狙いとして制度設計された。だが、将来に株式制か(現在の改革の方向には反するが)協同組合制に変わる可能性が大きい。株式合作制においても所有権改革は不十分であり、未だ所有者による経営の監視・監督が確立されていない。

### (3) 信用社の所有権制度の選択とジレンマ

株式制が信用社の最終的な目標であるにもかかわらず、多くの信用社の改革では株式制の商業銀行ではなく、株式合作制の農村合作銀行が選ばれた(表3-4)。2007年までに農村合作銀行は113行となり、農村商業銀行の約7倍に達した。前述のような多くの問題にもかかわらず、多くの信用社は、株式制ではなく、株式合作銀行に移行した。

表3-4 信用社の選択—各モデルに移行された数

(単位:個)

年、月	2003	2004	2005	2006	2007
-----	------	------	------	------	------

農村商業銀行	3	7	12	13	17
農村合作銀行	1	12	58	80	113

出所：中国金融学会(2004～2007)、人行(2007第3、4季度)より筆者作成。

注：農村商業銀行は2000年に試行地域である江蘇省で3つ成立された。

中国初の農村商業銀行である張家港市信用社(江蘇省モデル)と農村合作銀行である鄞州農村合作銀行(浙江省モデル)との比較(表 3-5)を通じて明らかになるのは、鄞州農村合作銀行は株式制へ移行する条件に達せずに、移行できなかつたわけではないことである。言い換えれば、株式制への移行の条件が揃っている信用社が、農村合作銀行を選んだわけである。その大きな理由は農村合作銀行が政府の農業に対する支援策を受けられ、農村商業銀行はそれができないことである。また、合作銀行でも商業銀行と同じ金融サービスを提供できる。

表 3-5 農村商業銀行と農村合作銀行の例の比較

		張家港市農村商業銀行	鄞州(イン州)農村合作銀行
所在地域		江蘇省	浙江省
設立時間		2001年11月	2003年4月に
資産残高(億元)		—	186
資本金(万元)		8,800	22,066
自己資本比率(コア資本比率)		8%以上	8.2% (4.1%)
設立の不良債権比率		12.83%	11.8%
株主数(個)		1,764(法人12)	11996(法人738)
株主構成	職員株(万元)	19.7% (2,160)	24.3% (5,369)
	自然人株(職員株を含む)(万元)	81.8% (7,200)	58.4% (12,887)
	法人株(万元)	18.2% (1,600)	41.6% (9,179)

出所：張家港農村商業銀行(2007)、陳・巢・倪(2006)、阮(2005)、韓(2007)より筆者計算  
作成。

注：その中の自己資本比率は成立前のデータである。

鄞州農村合作銀行の経営者も株式合作制を選んだ理由は、農業支援策が受けられるからだと述べている(韓2007)。農村金融に対する優遇政策(支援政策)は二つあった。前述の「關於延長試点地区農村信用社有關稅收政策期限的通知」では、農村合作銀行は企業所得税減免措置が、期限が切れてから、さらに3年間が延長して受けられる。他方、農村商業銀行はこの所得税の優遇政策の対象から外された。また、預金準備率においては、信用社と農村

合作銀行は商業銀行(農村商業銀行を含む)より2.5%低い政策支援があった。これらの政策支援は信用社が政府の農業政策を代行することにより与えられたもので、株式制の農村商業銀行への移行は、私営銀行化であり、こうした農村での政策金融からの離脱を意味した。

ここでは所有権改革のジレンマが存在している。所有権の改革、特に株式制への移行は、具体的には様々な問題があるものの、所有権を明確化し、コーポレートガバナンスを確立して実効のある経営改善が行えると期待される。これは新たな不良債権発生の防止に基本的な効果がある。

さらに、信用社における不良債権は主に政府(中央政府も地方政府も)との関連で発生した。多額の不良債権は信用社自体のみで処理することは困難である。不良債権処理には政府の支援策が必要である。そして、農業政策に関連した業務を実施すると、政府は相応の補償を行う必要がある。すなわち、信用社が政策関連業務を代理すると、政府に補償を要求する根拠が生じる。

この補償は基準の確定が難しい。情報の非対称性があるため、信用社は本来自己負担すべき経営リスクを政策性の損失に転嫁できるからである(何・李 2005)。とはいえ、農業政策の実施に伴う損失を政府が補償するということは、信用社にとって大きな利点である。

ここに不良債権処理に関連した、政府の支援策と株式制への移行というジレンマがある。すなわち、第1に、支援策を実施して政府から補償を受けるためには、株式制に移行すべきではない。だが、株式合作制にとどまる限り、所有権改革は不十分で、そのため、新たな不良債権の発生が防止できない。第2に、他方で、株式制に移行すれば、所有権改革は徹底し、新しい不良債権の発生を防ぐことが期待できる。だが、政府の支援策は少なくとも一部を放棄せざるを得ず、政府に補償を求めることができなくなる。

実際には、株式制に比べて株式合作制へ移行する信用社の数が多い。所有権改革に対する現行の支援策や政策に付随する期待は所有権改革に大きな影響を与えていていると考えられる。これらの政策は新しい不良債権の発生防止にマイナスの影響を与えている。

## 2. 所有制度の改革の実質とジレンマ

### (1) 信用社管理の地方政府への移転—不良債権処理

前述の「2003年年の試行」、「2004年年の意見」において、今度の信用社の改革のもう一つの大きな柱は、信用社の管理権を地方政府(省・直轄市・自治区)に移管することである。これから、国家がマクロコントロールを行って監督・管理を強化し、省政府が法律に基づいて信用社を管理して相応の責任を負い、信用社が真に自主経営、自己制約、自己発展、リスク自己負担の市場主体となることが期待されている。信用社への監督・管理の機関は、省政府、銀監会、人行、信用社の省レベルの管理機構(主に省聯社)である。それぞれの職責の分担は次の通りである。

信用社への管理権限を地方政府に移管するという目標によって、省政府は現地の信用社に対する管理や金融リスクへの対応、その責任を全面的に引き受ける。省政府は、信用社の管理とリスクの処理を直接的に行わず、省聯社を通じて行う。省政府は、信用社に対する管理の権限を地(市)、県(市)、郷の人民政府に下放することができない。省聯社は省(区、市)内の信用社を管理する省レベルの機構である。信用社を管理する一方、その責任を負う。銀監会は関連した法律に基づいて、他の銀行を監督・管理するように、信用社の業務を監督・管理し、その責任を引き受ける。人行は信用社に対して人行の役割を果たす。

信用社の管理を地方政府に移管するのは、不良債権処理のためである。多額の不良債権を抱え、赤字経営の状態にある信用社は政府にとっては大きな難題である。1999年、政府は国有商業銀行の1兆4000億元の不良債権を資産管理公司に移したが、信用社の不良資産処理は同じ手法では行えない。その理由の一つは、国有商業銀行の資産は国有であるが、信用社の資産はより複雑で、長期にわたって残されてきたあいまいな所有権が問題となれる(剣2003)。また、国有商業銀行の不良債権は主に国有企業との関連で生じたものであり、不良債権処理も国有企業改革の一部であったが、信用社の不良債権は農村企業や集団組織、郷鎮政府等から、個別の農民まで雑多な債権を含んでおり、その処理も複雑なものであった。信用社の不良債権の発生から見れば、上述のように、国家、地方政府、信用社その自体の経営に起因するものを含む。国家のみの支援によって、こうした多くの雑多な信用社の不良債権を処理することは無理である。不良債権の発生源から考えれば、国家と地方政府と信用社という三者が協力して不良債権を処理する方法が妥当だということになる。また、陳(2003)が指摘したように、人行が数万の信用社を直接管理・監督することは不可能である。そのため、信用社の地方政府管理への移管という方策が採られた。

信用社はこれから、国家ではなく地方政府の管理下に置かれる。移管を行うためには次の二つの前提条件を満たす必要があった。第1に、国家から地方政府へ管理を移管するためには、国家と信用社の今までの曖昧であった所有関係を変え、国家が所有者でないことを明確にしなければならない。第2に、地方政府に移管された信用社が破産に直面する状態にあれば、地方政府は引き受けないし、引き受けたとしても経営を再建せず、破産させる可能性が高い。

第1に関しては、信用社の所有関係を明確化することが必要になる。今まででは、明確な根拠なしに信用社は国有と見なされてきたが、所有関係の明確化は株金の募集を通じて、出資者を明示することで実現された。一定額の株金の調達は公的資金注入のための条件とされたが、不良債権の低下や自己資本比率の上昇を短時間で行うためには、増資増発しか方法がなかった。信用社の株金に出資したのは国家ではなく、地元の法人や自然人<sup>(15)</sup>である。また、前述のように国家は出資者としてではなく、貸付面での支援によって徐々に協同組合である信用社を事実上、管理(所有)するようになった。そのため、株の所有者には当然、国家は含まれない。そこで明らかにしたのは、信用社が国有ではなく、地方住民や企業が有することである。

第2に関しては、不良債権処理に対して国家が責任を負わざるを得ない。信用社の不良債権には政策によるものもあるし、改革開放に伴う社会的コストという面もあり、その責を信用社だけに帰すことはできないからである。ただし、国家は不良債権全体に対する責任を負うべきではない。信用社の不良債権全体を国家が処理すれば、信用社が事実上の国有の機関であるという誤った認識を肯定することになり、これ以後も信用社の赤字や不良債権は最終的には国家が処理してくれるはずだという期待を与え、信用社の経営に対する無責任を助長することになるからである。そこで、国家以外に不良債権の発生に責任を負うべき地方政府や信用社自体と協力して処理するという方法が採用された。

国家は信用社の管理を地方政府に移行する前提条件として、経営の改善で存続できそうな信用社に対しては資金支援を与え、経営再建が難しい信用社に破産させ、整理統合する政策を採用した。こうした政策は地方政府の積極的関与を引き出し、とくに株金の募集は地方政府主導で行われることになる。

## (2) 株金の募集と不良債権処理

前述の特別項目手形と特別項目貸付の獲得と特別項目手形の換金に対しても、所有権改革においても、不良債権比率の低下や自己資本の充実が条件とされた。また、多くの信用社は、不良債権の回収や政府の特別項目手形や特別項目貸付を用いたとしても不良債権比率を15%以下にとどめることが困難であった。そのため、株金を新たに募集して、不良債権処理と自己資本の充実を図る必要があった。

鄭州農村合作銀行もそうである。2001年7月の時点において鄭県連合社は3.2億元の資本金<sup>(16)</sup>に対して10.81億元の不良債権を抱えていた。不良債権比率は22.6%であった<sup>(17)</sup>が、それでも全国信用社平均の約50%の不良債権比率より大幅に低かった。鄭州合作銀行の不良債権処理は、中央政府、地方政府、鄭県連合社の3者が分担する形で行われた。こうした措置にもかかわらず、2002年10月31日時点においても、鄭州連合社の不良債権比率は依然として高く18.3%であった。資本金の募集については、コア自己資本比率4%以上という条件を満たすため、2002年9月末時点のリスク債権に対応して、2.2億元の資本金を募集することになった。こうした募集された資本金で不良債権を処理し、2004年9月末の不良債権比率は2002年10月末の18.3%より大幅に(11.45%)低下して6.85%となった(阮2005)。

また、吉林省のある信用社は改革前の2002年末、資本金が3億3000万元であるのに対し、実際の債務超過額は102億元もあったが、2005年6月末には出資金残高が66億元4000万元に増え、当初の出資金の20倍近くになり、自己資本比率は改革前のマイナス52.9%から5.45%に向上した(韓2008)。

株金の募集は不良債権処理の一つの方法である。これは発生した不良債権処理であるが、コーポレートガバナンスを確立せず、主な不良債権の発生源であった郷・鎮との不透明な

貸付関係を断ち切らない限り、新たな不良債権がまた発生する。だが、株金の募集は郷・鎮との関係をむしろ強めることになった。

### (3) 地方政府の参入と不良債権の発生

第1に、株金募集において、地方政府が積極性を示している。国家は経営の継続が困難な信用社を倒産させるように特定目的手形の換金条件を厳しくした。そこで、信用社は、公的資金のサポートを得るために、コーポレートガバナンスの確立、眼前の不良債権処理と自己資本の充実に注力した。また、信用社の管理を行うようになることが予定される省政府にとっては、信用社が倒産すれば、国家支援の資金がもらえなくなる。そこで公的資金の支援を得るために、信用社の株金の募集に積極的に協力することになる。地方政府と信用社は協力関係を築くことになる。

しかし、資金募集の過程で省政府は行政手段によって強制的な募集を行ったという問題が指摘されている。信用社が多額の株金を短期間で集めたことが異常である。また、河南省や湖南省では各地方政府は特定目的手形の換金基準に到達するために、企業の職員に株を買うように強制したり、高い利子をつけて預金を株金に変えさせたり、地方政府の財政の補助金で配当を増やしたりして、多額の株金を集めたと言われる(易 2005)。

信用社のほうも積極的に地方政府を後ろ盾に選んだと考えられる。本来ならば株主総会や総代会で選ばれるはずの信用社の経営者人事権は、実際は省政府の管理する省聯社が握っていた。経営者はその地位を守るために、地方政府に良い評価をもらう必要があり、地方政府の指導を積極的に受け入れる。また、管理権が地方政府に移管された以上、経営上の問題があって、もはや国家の支援は期待できないから、地方政府に依存せざるを得ない。したがって、信用社は地方政府に依存せざるを得ず、その干渉を受け入ざるを得ない。

第2に、信用社の管理に対して、地方政府の干渉が強まる可能性がある。信用社の管理は省政府に移管された。中央政府は様々な政策を指令し、その実施を支持するが、これらの支持は省政府を通して行われる。中央政府は預金準備率や税率など財政・金融政策で管理を実行するが、省政府は(財政を含む)行政手段しか持たないが、省聯社を通じて信用社を管理する。

省聯社は省政府の管理を受ける。省聯社は信用社の出資によって形成されるが、貸付や預金などの金融業務を行わない組織であり、信用社の利益がその利益となるため、信用社の利益を保護する機関である。しかし、省政府の指令と信用社の経営との衝突に対して、省聯社が処理することは難しい。信用社の管理を行うために、省聯社は信用社の主任の任免権や経営方針に対する指導の権限などの重要な権限を握っている(韓 2007)。株式合作銀行の理事長や行長も省聯社によって任命される。鄞州農村合作銀行では幹部職員の任命だけでなく、一般の職員の人事まで省聯社に監査される(韓 2007)。すなわち、株式合作制銀行でも株主が経営者を決めているわけではない。

また、信用社の不良債権処理では地方政府の協力が必要である。省政府の管理権は下部の地方政府に下放できないとされている。信用社が郷鎮の政府から干渉を受けたことが、不良債権発生の大きな要因であり、下放の禁止は信用社と郷镇政府などの癒着を防ぐ措置である。しかし、実務に関しては、省政府(省聯社)が多数の信用社を直接管理するだけの能力がないため、県以下の地方政府の協力に頼らざるを得ない。県以下の地方政府は、株金募集では行政手段を用いて積極的に協力したため、信用社に干渉するのは自然なこととなる。こうした状況下では、株式制を採ってコーポレートガバナンスが可能な構造を確立したとしても、実効を持つことは難しい。こうして不良債権の発生源であった地方政府との不透明な貸付関係を断ち切ろうとしているだけでなく、かえって干渉を強める根拠を与えてしまった。

所有権や所有権の明確化は実質的に出資者の明確化であり、そのために信用社は株金の募集に注力したが、それがコーポレートガバナンスの確立に結びつかず、かえって地方政府の干渉に根拠を与えてしまった。その原因は前述のように、所有権改革がコーポレートガバナンスの確立を目指すものではなく、地方政府に管理を移管に対する前提条件を整えるためのものであったためである。だが、株金の募集によって、既存の不良債権を会計上で処理し、要求された自己資本比率も達成されたが、株金募集を地方政府に頼ったため、不良債権の発生源である地方政府の干渉に根拠を与えてしまい、コーポレートガバナンスは確立されなかった(韓 2008)。

ここにもう一つのジレンマがある。不良債権を処理し自己資本を充実させるため増資を行うのは妥当な方策である。だが、信用社には短期間に自力で多額の株金を募る能力がなかった。そこで、地方政府の協力を求めたが、募集手段の当否は別にして、これにより多額の増資が実現された。信用社は、これによって形式的には独立の経営を行える条件を持つに至る。だが、増資に協力したことで、地方政府に信用社に干渉する根拠を与えてしまい、そのためにこれからも不良債権の発生に悩まされる恐れが高まった。他方で、もし増資に関して地方政府の協力を求めなければ、株金は集まらず、特定目的手形を換金する条件を満たせない可能性が高い。そうなると、信用社は破産処理されるほかなかった。

### 3. 信用社の農村金融市場における位置づけと役割の維持

所有権改革において、多くの信用社は政府の干渉を受けることになる株式合作制への移行を選択した。これは前述の不良債権処理のためでもあるが、商業経営の信用社は農村政策性融資を行いたいという念願の現れでもある。信用社が農村政策性融資を行う原因是次の通りである。

まず、政策融資の実行は相応の補償をもらうことが可能であるため、政策融資からより多くの利益が得られる。前述の農家少額貸付は當利になる政策融資ケースの一つである。ただし、商業経営の信用社は政策貸付の損失と政府からもらえる補償とを比較して政策貸

付を行い、利益を損するまでには行わないで、農家少額貸付の伸び率には限度が見られ、3割に止まる傾向が見られる。

また、株式合作制を選択した信用社は農村において商業金融を行いながら、政策金融を行うことによって、農家と農村企業への貸付を同時に行うという役割を維持することができる。すなわち、信用社は株式合作制という株式制と協同組合制という「2制度」で、農村企業と農家の主な資金供給者という「2業務」を農村市場における役割として果たすことができる。これにより、信用社は農村金融供給市場における独占的な地位を維持し、競争相手に影響されずに政策支援を得ながら、営利的な貸付を行うことができる。信用社は農家と農村企業への貸付のバランスを取るようにしていることは、こうした独占的な地位や農村における役割を維持するためであると考えられる。一方、所有制度の改革が徹底されていないことは、現段階で信用社が農村金融市场を独占している状態にあるため、ある政策金融を担ってほしいという国家の希望によるものもある。ただし、信用社は利益の追求で政策金融を行ったが、こうした政策金融がうまく行われているかどうかが問われるし、この政策金融による補償がどのように決められるかということも問題である。これらの問題を解決するために、政策金融を実施する金融機関の再決定、信用社の農村金融市场における位置付けと役割の改革、及び農村金融システムの再構成を考慮する必要がある。

## 第8節　まとめ

本章の分析では、次のことを明らかにした。

信用社は所有権が不明確な状態にあるため、上部機関や政府に干渉されかねない。干渉による貸付の多くが不良債権となった。これが不良債権の発生の主な原因である。

1996年まで、信用社は国有農行の末端機関として、不良債権の発生を防止する管理体制もない状態にあった。郷や鎮などとの強い関係によって、1980年代後半から90年代半ばまでの農村企業貸付が急激に増大している。1990年代に入って民営化の農村企業が厳しい競争に直面し、その多くが赤字になったために、信用社は膨大な不良債権を抱えることになった。こうした巨額の不良債権は信用社のみで処理できないため、公的資金が注入され、租税に関する政策支援も実施された。さらに、2003年からは多額の不良債権処理のために信用社の所有制度の改革が行われた。

不良債権処理と所有制度改革において二つのジレンマが生じた。一つは、所有権改革が不良債権処理のために行われ、そして、株式制が他の株式合作制や協同組合制よりも不良債権の発生防止に有効だと考えられるが、多くの信用社は株式制の条件に達したとしても、株式合作制にとどまった。株式合作制では外部の干渉によって不良債権の発生を防止できないが、政策上の政策支援を受けられる。多くの信用社の所有権改革では、後者が選択された。政策支援は農家への政策的融資の業務を代行することの見返りであるが、この業務

は信用社が営利的な金融機関であれば、不要なものである。このような政策金融は、信用社が協同組合、つまり非営利的に組合員の利便を図る組織であればこそ肯定されるもので、営利的な金融機関の事業としては選択されがたいと言えよう。

もう一つは、郷鎮など地元政府の干渉が不良債権の主要な源泉である点からみて、その発生を防止するためには郷鎮など地元政府の干渉から逃れが必要である。だが、所有権改革にともなって、信用社を管理する権限が地方政府へ移行された。このことにより、郷鎮など地元政府の干渉を断つことが出来ないばかりか、その干渉が強まる可能性が高く、したがって、干渉によって、新たな不良債権が発生せざるを得ない。古い不良債権は公的資金の投入によって部分的に処理されたが、こうした内部に矛盾を含む所有権改革は新たな不良債権の発生を招く恐れが強く、営利的な金融機関への信用社の移行をむしろ阻んでいる。

所有権改革で、多くの信用社は政府の干渉を受けることにつながる株式合作制への移行を選択した。これは前述の不良債権処理のためでもあるが、農村金融供給における独占的な位置付けや役割を維持するためである。一方、所有制度の改革が徹底されていないことは、現段階で信用社が農村金融市场を独占している状態にあるため、ある政策金融を担つてほしいという国家の希望にもよる。

そのため、信用社の不良債権を処理するためには、まず、農家への政策金融を信用社に実施させず、信用社の農村金融における独占的な地位を改善し、これにより、条件が整った信用社を株式制へ移行させ、また、コーポレートガバナンスを確立して政府からの干渉を断ち、さらに、公的資金を投入することなどが必要である。

#### 注記：

- 
- (1) 不良債権処理は既存の不良債権の処理だけではなく、新たな不良債権の発生を防止するという意味をも含んでいる。
  - (2) 双軌制は公有(計画経済)セクターと私営セクターの並存である。
  - (3) 経営者が所有者と関係なしに経営権を独占することである。
  - (4) このデータは 2006 年末発行された特別項目手形の額である。後ほどの論述のように、投入された公的資金は特別項目手形だけではなく、特別項目貸付もある。
  - (5) 政府は口頭で借金を返す約束をして信用社からお金を借りることができる。この口頭での約束、口約束は、実物の担保ではないが、担保としての役割を果たしている。
  - (6) 後述するように、信用社の経営者の人事権は地方政府が握られているということもある。

- 
- (7) これは 2003 年から試行し始まった地域である。そして、2004 年からの 21 省市区は税金の減免が 2004 年 1 月 1 日から 2006 年末である。
  - (8) 一般に金融業における金融業務の営業税率が 8% である(2005 年)。
  - (9) 商業銀行の所得税率は 33% である(2005 年)。
  - (10) 2004 年から試行された地域は 2009 年となる。
  - (11) 『21 世紀経済報道』に掲載された陝西省陳倉区陽平信用社の事例によると、人行からの農業支援のための 1,600 万元の貸付(不良債権処理には関係がない)以外で、国家財政が 220 万元を補填し、769 万元の手形を置きかえた。だが、その後でも、この信用社の不良債権額は 3,404 万元、不良債権比率は 57.2% でなお厳しい状況にある(韓 2004)。このような信用社も残っている。
  - (12) いわゆるインサイダー・コントロールである。
  - (13) その中の投資株は優先株に相当し、資格株は普通株に相当する株である。
  - (14) 1 投票権を得るための特定金額は自然人株と法人株とでは基準が異なり、法人株のほうがより高い。
  - (15) 信用社の職員も自然人である。
  - (16) そのうち、組合員の出資金は僅かで 814 万元である。
  - (17) 貸付残高が 47.88 億元であり、不良債権額は 10.81 億元である。

## 第4章 農村金融システムの問題と信用社の将来像

### 第1節 はじめに

中国農村企業の発展によって、中国農村には2種の借り手(農家、農村企業)が昔から同時に存在している。この点は中国農村経済の大きな特徴である。

信用社は農家と農村企業への資金供給市場を独占しており、2種の借り手への主な資金供給者である。そのため、農家と農村企業は、信用社からの貸付において競争関係にある。しかし、この2種の借り手は資金融通のコストやリスクなどがまったく異なっている。

農村企業貸付より、農家貸付は融資上で劣位にある。まず、農家の資金需要は少額で、貸し付けるコストが高い。また、農業への投資は自然災害など不可抗力によるリスクがより大きい。さらに、農家は貸付のための担保物をほぼ持っていないため、回収できない場合に補うものがないので、その損失がより大きい。そのため、農村企業より農家は融資上で弱い立場にある。

しかし、前述の農家少額貸付の成功から、政策支援が農家貸付の融資上の劣位な状況を変え、農村企業と同じような融資のレベルにすることに役立っていることが分かった。さらに、日本を含めた先進国には、天候不順などの農業固有のリスクをカバーする政府の支援を伴う金融制度があり、それが農家の資金需要を満たすために役立っている。すなわち、政策支援は農家少額貸付などの農家貸付を増加させる重要な方法である。農家の資金需要を満たすためには、政策支援が不可欠なのである。

前述したように、中国では、1996年から2006年までの農村金融機関改革は、ほぼ農村金融市場を独占している信用社の改革であるといえる。信用社が成功すれば農村金融の改革が成功するという考え方方が強かった。しかし、独占的な地位にある信用社は商業経営で農村企業貸付を行うことだけではなく、政策支援による農家少額貸付などの農家貸付を行っており、2者への主な資金供給者である。そして、実は、農村の2種の借り手は同時に資金供給が不足した状態にある。ここでは、この2種への借り手の資金供給に対して、1種の営利性の金融機関(信用社)によって応ずることが適切であるかどうかが問題となる。

信用社の独占の状態を変え、農村投資の資金を増やすために、農村金融市場に参入する制限が2006年末に緩和された。農村新型金融機関は繽々と農村市場に参入しているが、様々な問題が現れた。それだけではなく、農村新型金融機関の参入によっても信用社の独占的な地位は変わらず、2種の借り手の資金需要に応じ切れない問題も農村新型金融機関の参入を通じて解決されていない。

本章では、農村金融市場サイドから、農村新型金融機関が信用社と競争できない原因、矛盾した改革が行われた原因、農家と農村企業の資金不足の原因を解明し、その上で、これまでの分析に基づき、農家と農村企業の資金不足を解決するという課題に対して、どの

ような金融機関が必要かを明らかにする。

## 第2節 農村新型金融の構造と問題

### 1. 農村新型金融機関の参入

銀行業の支店網が農村地域を覆う率が低いこと<sup>(1)</sup> や農村金融の資金供給不足、競争不十分などの問題を解決するために、2006年12月20日に「関子調整放寛農村地区銀行業金融機関准入政策 更好支持社会主义新農村建設的若干意見」(銀監会2006a、以下では「2006年の若干意見」)が公布された。これによって、農村での金融機関設立の参入規制が緩和された。

この意見に基づいて、新型金融機関の試行が、最初は、6省・区<sup>(2)</sup>において行われ、また、2007年10月からは試行が全国範囲に広がり、現段階では各省に2社に限っての試行が続けられている。新型金融機関のモデルは「村镇銀行」「農村資金互助社(組)」「ノンバンク」という三つのタイプが提示された。その具体的な内容は表4-1の通りである。

表 4-1 農村新型金融機関の3モデル

金融機関種類	最低資本金	出資者と出資比率等
村镇銀行	①県域(及び県と同格の市)では、300万元。 ②郷鎮では100万元。	①出資人の中には少なくとも銀行業金融機関1社(自己資本比率8%、直近2年連続営業利益段階黒字、外資系の場合最低資産は10億ドル以上)が必要であり、出資比率が20%以上でなければならない。つまり、最大の株主または唯一の株主は銀行業金融機関でなければならない。 ②単一の自然人または単一のノンバンクまたは単一の企業法人の出資比率は10%を超えてはいけない。 ③村镇銀行の代表取締役(董事長)と高級管理者は銀行業の仕事経験5年以上、またはビジネス経験8年以上(うち銀行業の仕事経験2年以上)、しかも短期大学以上の学歴を持つものに限る。
農村資金互助社	①郷鎮では30万元。 ②行政村では10万元。	①農家、農村小企業(前年度が営業利益段階黒字)が出資する。単一の農家または単一の農村小企業の出資比率は10%を超えてはいけない。 ②組合員のために預金、貸出、決算等業務を提供する地域的・協同組合的銀行業金融機関である。組合員による民主管理を実施する。

ノンバンク(貸出公司)	50万元	商業銀行及び農村合作銀行により設立
-------------	------	-------------------

出所：阮(2008)の第3表。

2008年5月末までに、農村新型金融機関41行が営業を開始した。そのうち、村鎮銀行は28、農村資金互助社は9、ノンバンクは4である。三者による農家への貸付総計は6億4000万元、小企業への貸付総計は3億7000万元であり、農家・小企業への貸付の残高は7億6000万元である(蔵 2008)。以上のような新型金融機関のほかに、これまで預金受入だけを行っていた郵便貯金も2006年には農村地域でも貸付を開始しており、その貸付先は農家や農村企業である。

## 2. 農村新型金融機関の問題

これらの農村新型金融機関に期待される成果は金融自由化の促進、農村への資金環流、競争による刺激である(阮 2008)。これらの成果に伴い、農村新型金融機関は次のような問題が現れた。

### (1) 預金吸収の困難

農村新型金融機関は思うように預金を集めることができなかった。これには幾つかの原因がある。まず、大きな原因是預金の低金利と信認不足である。利子率の低さとは、他のフォーマル金融機関に対して低いということではなく、高利貸しの收益率と比べて低いということである。新型金融機関への預金は、今まで信用社や郵便貯金に預けられていた預金の預金先の移動ではなく、高利貸しなどのインフォーマル金融に回る資金の吸収を狙っていたと考えられる。第1章で考察したように、農村におけるインフォーマル金融は非常に大きいから、農村では豊富な資金がフォーマル金融の外部に存在することは確かである。これをフォーマル金融が吸収するという狙いは間違っていたわけではない。

他方、インフォーマル金融は、全てが高利貸しではないとしても、金利は信用社に比べてかなり高い。その代わりに貸付のリスク、高金利自体が返済を困難にすることもある、信用社に比して遙かに高いと考えられる。したがって、農村インフォーマル金融は、一種の投機である。新型金融機関がこうした投機資金を吸収するためには相応の高い預金利子率を提示する必要がある。ただし、インフォーマル金融と同じ水準にする必要はない。新型金融機関がインフォーマル金融よりもリスクが低ければ、預金吸収は可能だろう。だが、新型金融機関は(投資公司ノンバンクを除けば)、純粹な私営銀行であり、新しく参入してきた銀行は農民の信認を得るに至っていないと考えられる。信認、言い換えれば新型金融機関のリスクの低さの認識は、簡単には確立されず、預金金利の高さに関わらず農民が預

金をためらう理由になる。

預本金利を高めることは、現行の預本金利に上限を設けている金融政策の下では難しいことである。他方で、信認は時間が経てば確立されるかもしれないが、預金量の拡大できないことは銀行経営の困難につながる致命的な問題である。

また、新型銀行が信用社や郵便貯金からの預金の移動を目指すとしても、信用社など優勢と競争しなければならない。信用社は今なお国家機関と信じられており、農家少額貸付(第2章)で見たように、農村・農業政策を担う機関で、相応の優遇・支援を受けている。これに対して農村新型金融機関への信認は弱い(阮2008、王2008)。

なお、投資公司(ノンバンク)は、預金を受け入れず、親会社(銀行)から資金を得て貸付を行う。このために、預金吸収の困難という問題はなく、農村への資金環流という意義もあるが、設立が困難なため設立数も少なく、普及は難しいだろう。

これ以外にも農村新型金融機関の競争上の不利がある。営業所が少なく、ネットワーク等インフラも整備されていないため、預金者にとってはより不便である。

## (2) 銀行を投資主体とする新規参入の条件の厳しさ

表4-1に示されるように、村鎮銀行の最大の株主または唯一の株主は、銀行業金融機関に限られ、しかも総資本金の20%以上を出資しなければならない。ノンバンクは50億元以上の資産規模を持つ国内商業銀行または農村合作銀行によって設立された全額子会社でなければならない。商業銀行や農村合作銀行が参加しなければ、村鎮銀行やノンバンクは設立できない。ノンバンクの設立条件はより厳しく、親会社(銀行等)以外の民間資金の投資が禁止されている。

そのため、現在までの農村新型金融機関の設立数は少ない。「中国には2,860の県、4万1,040の郷鎮と64万の行政村がある。各郷鎮に1つの新規参入があるとすると、4万以上の新規参入の金融機関が必要となる。2008年には約100の新規設立が予測されているが、広大な農村地域に照らしてあまりに少なく、新規参入の加速が必要といわざるを得ない」(阮2008、27頁)。

## (3) 銀行管理上の問題

こうした農村新型金融機関の設立に伴い、これらに対する監督管理の問題も生じる。仮に全国の県の半分にそれぞれ1つの村鎮銀行ができたとすると、それだけで約1,400にもなり、これを管理監督するには現行の銀監会の規模、システムでは明らかに能力不足である(阮2008)。信用社と同じように、地方政府(省・直轄市・自治区)が監督管理することも考えられるが、地方政府は未だ銀行を監督管理する体制が整備されておらず、経験も不足している。また、農村新型金融組織に対する財政支援、税収減免措置などがなく、政策上の

支援も不足している(王2008)。さらに、農家が分散しているために、その信用情報の把握が難しいという問題もある。信用社の農家少額貸付の際には、行政や党組織を動員した準行政的な信用調査でクリアした問題である。村鎮銀行の運営からみると、信用社と同様のグループ保証や村民委員会・村幹部の協力を得ることでリスク回避を試みているが、前述のように信用社以上の競争力があるとは言えない。

#### (4) 農村資金互助社

農村新型金融機関のうち、農村資金互助社はやや異質な金融機関である。郷鎮または村という単位で作られる農家と農村小企業の協同組合であり、組合員に対して貸付を行うとされる。農村資金互助社は預金や貸付及び投票に関して、次のようなルールがある。

まず、預金に関して、「農村資金互助社示範章程」(銀監会 2007a)と「農村資金互助社管理暫行規定」(銀監会 2007a)によれば、農村資金互助社の資金は主に社員の預金や社会の寄付、他の金融機関からの融資から構成され、社員以外の預金を吸収することができない。これは農村資金互助社の発展や規模の拡大、役割の發揮には極めて不利である。

また、社員代表大会は1人1票であるが、社員大会は1人1票ではない。前述の「農村資金互助社示範章程」と「農村資金互助社管理暫行規定」によれば、農民や農村小企業社は社員になるには最低限の株式を持つ必要がある。それぞれ株を持つべき最低限の金額が異なるが、どちらも持株(单一の出資者の出資)が株の総額の10%を超えることができない。すなわち、多くの投票権を持つのは、多くの投票権ありの株を持つことで実現できる。また社員大会では、持株が前×名の農民社員、前×名の農村小企業社員は基本的な投票権を持つほかに、ともに本社の基本的な投票権の20%の付加の投票権を有する<sup>(3)</sup>。この20%の投票権は、この10名社員の持株の金額あるいは割合によって配分される。

さらに、貸付金額に関しては、1人の社員に最高は純資産の20%、十大借りての貸付総額は純資産の50%を超えない。

ここで組合員に農村「小」企業を含む点で、弱小な農家の協同組合とは言えず、経営に対して企業が強い影響力を持つならば、協同組合の性格が希薄になることも考えられる。だが、政策的な意図としては、民主管理による協同組合制の金融機関である。後述するように、営利的な金融機関に弱小な農家への金融サービスを期待することができず、非営利的な協同組合が望ましい。また、農民や農村の生活に密着しているために、信用情報も得やすいという利点もある。このような農村資金互助社は農村におけるインフォーマル金融組織をフォーマル金融機関への移行するように導いていると考えられる。

ただし、問題点も多い。1つは金融機関としては余りに規模が小さいことである。規模の小ささは、第1に、銀行経営の相対的なコストを高め、赤字に陥る可能性を増大させる。非営利的な協同組合であっても、赤字経営では存続できない。第2に、村鎮銀行と同じく、銀行の監督管理が極めて難しくなることがある。金融機関としての健全性を維持するため

には適切な銀行管理を受ける必要があるが、農村資金互助社は村鎮銀行より遙かに多数になる恐れがあり、その監督管理は非常に難しくなるだろう。

さらに銀行業のノウハウの不足という問題もある。村鎮銀行では、経営者に銀行業経験者を充てることが条件になっていたが、銀行経営にはノウハウが必要だという点からいえば、妥当な条件である。他方、農村資金互助社にはこのような条件はない。実際、小さな非営利組織が銀行業経験者を求めるることは困難だろう。だが、銀行経営のノウハウ不足は民主管理では補うことができないもので、このために経営上、様々な問題を生じる恐れがある。

1984年頃には、人民公社の解体にともなって、郷鎮や村の積立金を管理し、その構成員に対して貸出を行う農村合作基金会という協同組合に近い組織が自然発的に出現した。政府がこれを認めたため、一時は全国の半数に近い郷鎮に広がった。1990年代前半には、農家や農村企業への貸出を活発に行なったが、運営管理の方法が定められず、十分な管理が行われなかつたために、解体に至っている(河原2005b)。運営ルールや監督管理の欠如と銀行経営に対するノウハウ不足が問題を引き起こした先例である。

したがって、農村資金互助社は弱者である農民に対する金融サービス提供に適した協同組合になりうる可能性があるが、多くの経営上の問題を解決しなければならない。

### 第3節 信用社改革における問題と原因の再考察

信用社は1996年に協同組合制として発展すると決められたが、協同組合制から離れる一方であった。農家の協同組合制への復帰が不可能である事実を認識した中国政府は、ついに2003年から信用社の協同組合制への改革を放棄し、株式制銀行を目指す所有権改革を開始した。こうした方向性は1999年に開始した政策金融の農家少額貸付と矛盾している。

#### 1. 信用社の「農家の協同組合制の変形」とその原因

この信用社の「農家の協同組合制の変形」は、信用社は農家の協同組合制から、農家と農村企業という2者の協同組合制(実は、農村企業の協同組合制)への転化ということである。信用社は元来、農家のみを組合員とする協同組合であった。だが、1984年から、農村企業を組合員として受け入れができるようになる。これとともに、農村金融の協同組合としての性格は大きく変化し始めた。

改革開放の開始後、農村経済は大きく変化し、とくに農村企業の出現と著しい発展があり、農村企業の資金需要に応えることが喫緊の課題になる。活発の発展に従い、そこで、1984年に政府は信用社が農村企業を組合員として加入させることを認めた。

1984年の「關於農村工作的通知」(中国中共中央)によると、農村の預金は農村で優先的に

使用し、預金が増えれば貸付も増やしてよいし、農家貸付の需要を満たすことを前提に、農村の商工業に対する金融業務を営んでもよいと規定した。この通達に沿うべく、次のような改革の方針が定められた。①信用社金融の本来の性格の回復：信用社は組織上の大衆性、管理上の民主制を回復し、官営を民営に転換しなければならない。農村の個人と集団組織、経済部門は等しく信用社に出資できる、出資の引き上げも可能だとする自由原則を貫徹しなくてはならない。信用社は出資社員への貸付を優先する。②信用社経済活動を活性化させる：信用社の資金は農村を優先して使用されなければならない。そのため、信用社の貸付先は、請負戸・専業戸、農業生産、流動資金を主とするし、農業の資金需要充足を前提として、農村商工業への貸付業務を行う（山本 1999）。

①によると、信用社を官営から民営へ移行するためには、出資者を明確にする必要があり、そのためには出資を募らねばならないが、農村の個人だけではなく、集団組織、経済部門まで無差別に出資できるとした。すなわち、農家に限らず、農村企業も出資によって信用社の組合員になれる。これによって農家の協同組合制であった信用社は、複雑な所有関係を持つ組織に変形された。

他方、②では、貸付先の優先順位が決められているが、これは守られなかった。1979年から1984年までは農業が著しい発展を遂げたが、その後は農業の発展は遅く、代わって農村企業が著しく発展し、農村経済は農村企業への依存を次第に強めて行く。こうした背景もあって、組合員となった農村企業は発言力を高め、信用社の貸付は農村企業に偏ることになった。組合員としては農家も農村企業も対等だという形式はあっても、農村企業は大きな出資者であり、信用社は農村企業の意向に左右されるようになる。その反面、農家は弱者として不利な立場に置かれることになった。信用社は経済上の弱者が助け合うために連合して結成された協同組合制の組織であったはずだが、農村企業が組合員となった時点で、農家が農村企業より弱い立場にあるため、信用社は弱者農家のための協同組合ではなくなった。

もっとも、この点は農村企業の急速な発展に対して、農業の発展が遅かったという点から正当化できるかも知れない。すなわち、農村経済の発展は農村企業の発展に強く依存しているから、発展が遅い農業に貸付を行うより、発展しつつある農村企業に貸し付けた方が農村経済全体としての発展を促進する効果が大きかったとも言えるからである。ただし、因果関係が逆である可能性もある。農業への貸付が少なかったので、農業の発展が遅れ、農村企業の急速な発展は信用社の貸付が農村企業に偏った結果だとも考えられるのである。

信用社は時と共にますます農家の協同組合から遠ざかっており、多くの信用社が協同組合制の内実を失ったといわれる（「1996年の決定」）。農家の資金需要の7割ぐらいがインフォーマルルートから調達されている（第1章）農村金融市场だが、信用社は農家の資金需要に応じるのではなく、農村企業への貸付に重点を置いてきた。その大きな起源はこの協同組合制の変形にある。

なお、この信用社の農家協同組合制の喪失による農家への資金供給不足は、農村金融の

重要な問題として繰り返し指摘され、協同組合制への復帰が求められてきた。1993 年の金融改革では、信用社を真の農民のための協同組合組織に再改造することが求められたが、実質的な進展がなかった。さらに、1996 年の農行との分離を契機として、信用社の真の協同組合制への復帰が求められたが、実効はなかった。農行と分離したとしても、信用社は農家の協同組合制の金融機関に復帰することができない。農村企業が組合員であり、信用社に多額の出資を行っており、その出資なしには信用社が成り立たない現状では、農家の協同組合に復帰することは現実的に不可能である。

なお、1999 年から開始された農家少額貸付は、信用社が個々の農家への貸付に積極的に乗り出す方向での経営方針の転換に見える面もある。確かに、信用社が今まで長い間疎遠であった個別農家と借り手あるいは出資者としての関係を回復したという点はある。だが、農家少額貸付は行政や党組織まで動員した政策金融であり、信用社は政策を担うことで補償や優遇措置(政策支援)を得るために行うようになった業務である。したがって、これを通じて、農民の出資者が増えたとしても、協同組合制の回復に結びつくものではない。

農家の協同組合制への復帰が不可能である事実を認識した中国政府は、ついに 2003 年から信用社の協同組合制への改革を放棄し、株式制銀行を目指す所有権改革を開始した。

以上より明らかなように、信用社の「農家の協同組合制の変形」および「農家の協同組合制」への回復が困難な原因是、農村企業と農家を同時に組合員として取り扱うことである。そのため、真の「農家の協同組合制」へ移行するためには、経済的に農家より強い農村企業を組合員から排除しなければならない。一方、農村企業と農家を同時に協同組合員として扱う場合、「農村企業の協同組合制」として改革するほうが良いだろう。

## 2. 商業経営の信用社に政策金融を実施させる原因

### (1) 農家少額貸付(政策金融)の実施

既に述べたように、信用社は農家のための協同組合から離れながら、商業銀行化を目指す農行の指導下で、同様に商業性経営を行うようになっていると考えられる。さらに、1996 年の農行との分離により、自立した市場経営者として商業経営を行っており、農家より農村企業への貸付に重点を置いている。それにもかかわらず、信用社は 1999 年から政策金融としての農家少額貸付を押し付けられている。この政策金融の業務を信用社に行わせることは、信用社の営利的な金融機関としての利益追求と矛盾している。

農家の資金需要を満たすために、商業経営の信用社に政策金融の農家少額貸付を実施させる大きな理由は、前述のように、農村金融市场を独占している信用社は、農家と農村企業への主な資金供給者という役割を果たしており、そして、農家より農村企業への貸付に重点を置いているためである。

## (2) 所有権改革の方向性と農家少額貸付などの政策金融の実施

政策金融の農家少額貸付は 1999 年に開始され、所有権改革は 2003 年から試行されており、信用社商業経営の深化を図る株式制への移行を目指している。所有権改革の方が後で始まっているので、その方向性と農家少額貸付との整合性が問われる。他方、少額貸付の拡大方針は不变のままであるが、所有権改革が進むにつれて、信用社が少額貸付から撤退する可能性がある。そうはならないにせよ、信用社の所有権改革が進展すれば、少額貸付をどう扱うかが問題になる。農家少額貸付は協同組合的な性格の強い事業であり、信用社が私銀行化し営利性を強めると、経営上の位置づけが難しくなるという将来的な問題を抱えている。

また、商業経営と政策金融との不整合は所有権改革の内部にも存在した。所有権改革が不良債権処理のために行われ、そして、株式制が他の株式合作制や協同組合制よりも不良債権の発生防止に有効だと考えられるが、多くの信用社は株式制の条件に達したとしても、株式合作制にとどまった。株式合作制では外部の干渉によって不良債権の発生を防止できないが、政策支援を受けられる。こうした政策支援を受けるために、多くの信用社は所有権改革では後者を選択した。

ここで、なぜ、国家はこうした支援政策を実施したのかという問題が浮かんだ。政策支援は農家の農業投資への政策金融の業務を代行することの見返りであるが、本来であれば、この業務は信用社が営利的な金融機関であれば、不要なものである。しかし、国家の立場から見れば、農家への資金供給も必要である。信用社が株式制に移行すれば、農家へ資金を供給する金融機関がなくなるので、農家の資金不足は一層深刻になる。そして、2003 年の時点では、農家に貸付を行っているのは信用社しかない。支援政策による農家貸付は農村企業貸付と同じように営利となるので、商業経営の信用社に実施される可能性がある。そのため、信用社は所有権改革を行ったとしても、農家への貸付を行い続けるように、これを実現する株式合作制へ移行するように支援政策が実施された<sup>(4)</sup>。株式合作制へ移行した信用社は商業金融を行っているが、政策支援の代わりに政策金融を行わなければならぬ。そのため、商業経営の信用社に農家金融を多く行わせるように支援政策が実施されたといえる。

以上より、商業経営の信用社に農家金融を実施させる主要な原因是、前述のように、信用社が農家と農村企業への資金供給を独占していると同時に、農家より農村企業への貸付に重点を置いていたためである。従って、農家と農村企業の資金需要を同時に満たすためには、信用社が農家貸付を大幅に増加させて農家と農村企業への貸付のバランスを取るような支援政策が実施されることより、むしろ農家と農村企業への資金供給における信用社の独占的な位置付けを変えるほうが良いだろう。

また、商業経営の信用社は、政策金融を行うこと自体が問題である。それだけではなく、前述のように、これはまた信用社の所有権改革<sup>(5)</sup> 及び政策金融の実施に影響している。従

って、政策金融を外し、農家貸付と農村企業貸付との分離を行う必要がある。この問題を解決するために、政策金融を実施する金融機関の再決定、信用社の農村金融市場における位置付けと役割の再認識、及び農村金融システムの構成の再思考を行う必要がある。

### 3. 農家と農村企業への資金供給の不足と信用社の独占的な位置付け

信用社は農家と農村企業への資金供給において独占的な位置付けにあり、農家と農村企業への主な資金供給者という役割を果たしている。しかし、商業経営のため、融資上で弱い立場にある農家より、企業への貸付に重点を置いている。農家の資金需要を満たし、信用社に農家金融を実施させようとするため、様々な支援政策が実施されている。これにより、農家貸付が営利的な金融商品となった。そのため、信用社は農家貸付を多く増加させ、農村企業貸付との差を縮小しており、2者への貸付のバランスを取っているようになった(第1章)。信用社は同時に農家と農村企業への主な資金供給者であるイメージが強くなった。信用社が成功すれば農村金融の改革が成功するという考え方より強かった。信用社はより多くの政策支援を得る可能性があるだろう。そして、その結果、農家と農村企業への資金供給市場における信用社の独占的な位置付けはより堅固になっている。

しかし、農家と農村企業の資金需要は、こうした独占的な位置付けにある信用社によって同時に満たされていない。信用社の独占的な位置付けは、農村金融の不備や競争のないことによる金融サービスの改善努力の不足、金融資源使いの非効率などの問題をもたらしている。

それに加えて、信用社は同時に2種の借り手に貸し付けているので、貸付金が一定の場合、貸付を受けようと競争している2種の借り手のどちらにより多く貸し付ければ、他の借り手がより深刻な資金供給不足に落ちるはずである。前述のように、農村企業は90年代の民営化の改革で、資金をより多く信用社に貸し付けてもらったが、得られなかった。一方、その時期に信用社は農家により多く貸し付けていた(第1章)。これは改革中の農村企業の資金状況を悪化するほかにはない。中国農村には2種の借り手があるので、2者の資金需要を同時に満たすことが重要である。どちらとも資金需要が満たされないと、もう一方への資金供給が影響されるはずである。

ここまで分析により、農家と農村企業への主な資金供給者としての信用社の独占的な位置付けはこれらの借り手への資金供給不足を同時に起こす主要因であることが分かった。

2006年末に農村新型金融機関の参入は許可されたが、農村新型金融機関の貸付先が農家か農村企業のどちらでもいいという同様の問題に直面している。

商業経営の信用社が融資コストと返済リスクが著しく異なる農家と農村企業を同時に主な貸付先にすること自体が問題である。また、様々な支援政策は商業経営の信用社に農家金融を実施させようとしている一方、信用社の独占的な位置付けをより堅固にしている。この結果、農家と農村企業への資金供給不足が改善されていない。

農家と農村企業の資金需要を満たすためには、この 2 者間の融資競争を改善し、農家と農村企業への資金供給における信用社の独占的な位置付けを改革することが重要である。これを実現するためには、ただ農村新型金融機関を増やすだけではなく、農家があるいは農村企業へ金融サービスを提供する金融機関をそれぞれに設立するように、信用社や農村新型金融機関の貸付先を考えるほうが適当だと考えられる。

#### 第4節 農村金融システムの将来像

##### 1. 農家のための専門的な金融機関が存在していないこと

現在でも農村金融をほぼ独占している信用社は、前述のように、1996 年から農家貸付の割合を高める傾向を示しているが、今なお農村企業へより多く貸し付けている。他方、農村企業や農家は、ともにその資金の半分以上をインフォーマルルートから調達している。営利性を強めつつある信用社は政策的な補償がなければ、積極的に低利で農家に貸し付けないはずである。農村企業より、固有のリスクを抱え担保がない農家のほうが融資上はより不利に扱われざるを得ないだろう。

また、新型金融機関のうち、村鎮銀行と貸出公司(ノンバンク)は営利性の民間金融機関である。その主要な出資者はいずれも商業性経営の銀行である。したがって、利益がなければ、農村金融市場に参入しない。営利性の金融機関は必ずリスク評価と利益の大きさによって貸付先を選ぶ。そこで、当然にも、固有のリスクがあり、担保のない農家に貸し付ける可能性は小さい。農家に貸し付けるとしても、営利を基準にして選ばれた農家に限られる。農村での貸付でも、主な貸付先は企業となるだろう。信用社の場合と同様に、多くの農家は貸付先から排除される。

もう一つの農村新型金融機関たる農村資金互助社はその出資者が農家、農村小企業の地域的・協同組合的銀行業金融機関である。出資者の構成から見れば、農村小企業<sup>(6)</sup>を含む点で、農家の協同組合とは言えない。小企業を農村企業と見なせば信用社の 2003 年までの出資者と同じとなる。「互助社」として「民主管理」を実現し、協同組合の性格を強めていけば、弱者のための協同組合となる可能性はある。だが、農村資金互助社は、上述のように、余りに小さな金融機関であるために経営上の困難を抱えている。

これらの新型金融機関は信用社のような農村における広範なネットワークを持たないし、政府の政策による支援もない。ここでの課題は政府の支援政策が何のために存在するかを検討することである。

現在の農村では、信用社であれ、農村新型金融機関であれ、どちらも利益の追求のための経営を行っている。これらの金融機関は農家のための専門的な金融機関ではない。農村金融システムには専ら農家に資金を供給する金融機関がない。そして、これらの農村金融

機関は営利的に経営され制度上の制限がなければ、農村では貸付を行わず、農村で集めた資金を農村外に使う可能性も存在している。農行や信用社は実際にそうであった。

## 2. 農家・農業のための専門的な金融機関が存在する必要性

農家・農業のための専門的な金融機関が存在する必要がある。その理由の一つは、前述のように、農村に 2 種の借り手が共存しており、支援政策がなければ、農村企業より農家は融資上で不利の立場にある。したがって、営利的な金融機関が個別の農家を貸付先とするることは非常に難しい。貸付が行われる場合でも、貸付額は限られ、かなり高い利子率を農家に求めることにならざるをえない。このために、農家の資金需要に応じるのは、インフォーマル金融となる。農家への金融には、営利性の金融機関では覆えない領域があり、これがインフォーマル金融の活動の場となっている。インフォーマル金融の高い利子は、農家の投資を制約し、農業の発展を阻む。

このように農家・農業金融には営利的な金融機関がカバーできない空白領域がある。この空白領域をインフォーマル金融に委ねるのではなく、フォーマル金融機関の金融サービスが及ぶようになるためには、農家・農業金融だけを行う専門金融機関が必要になる。こうした専門金融機関は 2 種のあり、1 つは非営利的な協同組合金融機関、もう 1 つは政策金融機関である。中国は、こうした小農経営の農家のための専門金融機関を欠いており、とくに協同組合金融が必要だと考えられる。

農村金融で独占的な地位にある信用社は、形式的には協同組合であり、農村企業と農家を同等の組合員として扱っているが、内実は農家の協同組合の性格を全く喪失している。その改革の目標は、農家のための協同組合制への復帰ではなく、営利性の金融機関である株式制銀行である。しかし、現状と改革の方向性からみれば、実態は農村企業へより多く貸し付けているので、日本の信用金庫や信用組合に類似した企業協同組合金融機関である。

信用社が農民の非営利的な協同組合に復帰できないとすれば、新しい協同組合制の金融機関を設立する必要がある。新型金融機関の 1 つのモデルである農村資金互助社は非営利的な協同組合として構想されており、農家の資金需要を満たす協同組合金融機関に発展する可能性がある。ただし、組合員が農家だけでなく小企業を含んでおり、農業・農家金融専門の機関ではない。このために、信用社と同様に貸付が企業に偏る恐れがある。加えて、すでに述べたように、規模が過小であることなどによって、経営困難が予想される。新型金融機関の試行でも、設立のハードルは高くないのに、設置は 2008 年 5 月までに 9 社にとどまっている。農村資金互助社は、新しい農業協同組合になりうる可能性はあるが、課題も多い。

もう一つは政策金融機関であり、農家(農業投資)への政策による支援を実施する機関が必要である。農業投資に対する支援政策は、以下の点から必要とされる。

第1に、農業は中国の最も多くの就業者を持つ産業であるが、労働集約的小農経営が大

多数を占め、近代化が遅れており、生産性が低い。このことが農村の貧困の原因であるが、農業投資を増加させれば生産性を上昇させる余地が大きい。農業の生産性向上のためには農業投資の増加が必要だが、貧困な農民は自力で十分な農業投資を行うことができず、政策による支援が不可欠である。この点は三農問題を解決するための鍵でもある。

第2に、農業は固有の予測が難しいリスクを持つため、営利的な金融機関による貸付が難しいだけでなく、凶作などによって、特定地域の借り手農家全体が一挙に返済能力を低下させるような事態が生じる。このような一挙的な返済能力低下が生じれば、農家に貸し付けている金融機関は一気に多くの不良債権を抱えることになる。農家とともに農業金融機関も破産の危機に陥る恐れがある。このような危機を回避するために、政府の関与が必要になる。多くの国では、政府の関与による農業に対する補償制度、農業保険制度などが設けられているが、中国ではこうした制度はまだ整備されていない。保険制度の有無にかかわらず、予測不可能な農業のリスクから生じる損害に対する政府の支援は不可欠である。

また、農業への政策による支援が効率的に行われるためには、これを実施する機関の性格が重要である。これまで、農業への政策的支援は主に政策性銀行(農行や農發行)と信用社によって行われてきた。農家への政策的支援は主に信用社によって行われている。政策執行の見返りに、政策実施機関は金融政策上の優遇・支援を受けている。政策支援の1つである人行の信用社への低利の再貸付は、近年増加しているが、営利的金融機関となった信用社はこの再貸付を農村で貸し出さず、農村外での貸付に回すという事態が生じている。前述のように、多くの信用社は株式制への移行の条件に達したとしても、国家の政策支援を受けられる株式合作制にとどまっている。農業の支援を意図した低金利による再貸付という政策支援は、営利的な金融機関となった信用社を通じて実施される限り、効果は乏しい。営利的な金融機関である信用社にこうした農業を支援する政策への誘導や押し付けは信用社の発展を阻害する。一方、農業を支援する政策を効率的に実施するためには、農業・農家のための専門的な金融機関が必要である。

### 3. 農村企業の資金需要に応ずる金融機関も必要—信用社の道

中小企業金融のための専門金融機関も必要である(齊 2003)。中小企業は資金、とくに長期資金の調達が困難であり、金利、担保、保証などの融資条件でも大企業に比べて不利な立場にされている。そこで、中小企業に対する資金供給のために専門機関が必要である。これは中小企業が大多数を占める中国の農村企業にも通じる。

第1章で述べたように、農家だけでなく、農村企業もインフォーマル金融に依存しており、フォーマル金融機関は農村企業に対しても十分な資金供給を行っていない。本来的には農家と農村企業の資金需要を同時に満たすことが重要である。したがって、農家・農業のための専門金融機関を設立すると同時に、農村金融市场を独占している営利的な信用社を農村企業のための金融機関として改革する必要がある。これは、商業経営の信用社はそ

の独占的地位を利用し、農村企業により多く貸し付けているためである。当然、中国で地域格差によって、信用社の貸付は全てそうであるとはいえないものの、各地域の状況に基づいて、信用社を農家の協同組合金融機関、農村新型金融機関を農村企業の協同組合金融機関に改革するほうがいいと考えられる。

注意すべき点は、農行と同じように商業銀行化すれば、信用社は農村市場から離れる可能性があり、預金が農村外に多量に流出する恐れもあることである。信用社を農村企業に対して十分な金融サービスを行える金融機関にするためには、営業地域を特定の農村に限定する必要がある。だが、こうした限定は私営銀行にすぎない信用社の経営の自由と衝突する。他方で、金融機関に営業の範囲や貸付先を限定する金融機関規制はどの国でも存在する。日本の信用組合や信用金庫が先例であるが、貸付先企業の規模や営業できる地域を制限する規制は、信用社が農村企業のための専門的な金融機関として有効に機能するための必要条件だと考えられる。

ただし、信用社が商業経営金融機関である場合は、このような規制は営業の自由と矛盾する。この規制が正当化されるのは、信用社が利益追求を目的とするのではなく、特定地域の農村企業に対する金融サービス提供自体を目的とする金融機関でなければならない。すなわち、農村企業を組合員とし、組合員への金融サービス提供を目的とする非営利的な協同組合制の金融機関に移行する必要がある。信用社は政府の干渉など様々な問題を抱える金融機関であるが、とりわけ所有権改革が現在のように株式制の私営銀行を目指す限り、農村企業に対しても十分な資金供給が行えない状況は打破できないだろう。

第3章で述べたように、不良債権の発生を防ぐためには株式制への移行は有効な手法であった。だが、株式制への移行は、農行の先例に見られるように、信用社の農村離れ、あるいは農村外への資金流出を招く可能性があり、農村企業に対する貸付が疎かにされかねない。他方で、農村企業の協同組合金融機関となれば、再度、不良債権の発生が危惧される。ここにも、もう1つのジレンマがある。

所有権改革で最も多く採用されている株式合作制では、農村離れは考えにくいという点で、農村企業への金融はある程度は確保されるだろう。しかし、株式合作制は政策金融に関わる代わりに優遇や支援が得られる反面、地方政府の強い影響が回避できない。すなわち、農村企業への貸付はなされるが、それが不良債権につながらない適切な貸付であるとは限らないということになる。

## 第5節 まとめ

本章では、まず、農村新型金融機関の問題を明らかにした。2006年に農村金融市场に参入する条件が緩まることで、三種の農村新型金融機関が農村地域で試行を開始した。これらの農村新型金融機関は信用社に対抗する競争力を持たず、預金難という問題や、設立に

既存の商業性銀行の関与を要するため、設立数が容易には増えそうにないという問題、あるいは農村資金互助社については規模が過小である問題などがあった。このために、信用社の農村金融の独占状態はそう簡単には変化しそうにない。

また、信用社改革における問題の原因、及び農家と農村企業への資金供給不足の問題を農村金融市場サイドから明らかにした。

①信用社の「農家の協同組合制の変形」および「農家の協同組合制」へ復帰することが困難な原因是農村企業と農家を同時に組合員として取り扱うことである。

②農家の資金需要を満たすために、商業経営の信用社に農家金融を実施させている。それを実現するために支援政策が実施された。商業経営の信用社に農家金融を実施させる主要な原因是、信用社が農家と農村企業への資金供給を独占していると同時に、農家より農村企業への貸付に重点を置いているためである。従って、農家と農村企業の資金需要を同時に満たすためには、支援政策より、むしろ農家と農村企業への資金供給における信用社の独占的な位置付けを変えるほうが良いだろう。

③農家と農村企業への主な資金供給者としての信用社の独占的な位置付けは、この 2 種の借り手への資金供給不足を同時に起こす主要因であることを明らかにした。

信用社は農家と農村企業への資金供給において独占的な位置付けにあり、農家と農村企業への主な資金供給者という役割を果たしている。しかし、商業経営のため、融資上で弱い立場にある農家より、企業への貸付に重点を置いている。そこで、農家の資金需要を満たし、信用社に農家金融を実施させるために、様々な支援政策が実施されている。これにより、農家貸付が営利的な金融商品となっている。その結果、信用社は農家貸付を多く行うようになり、農村企業貸付との差を縮小している。農家と農村企業への資金供給における信用社の独占的な位置付けはより堅固になっている。信用社の独占的な位置付けは、農村金融の不備や競争のないことによる金融サービスの改善努力の不足などの問題をもたらしている。そして、商業経営の信用社が農家政策金融を行うことは、信用社の所有権改革(商業金融の実施)及び政策金融の実施に影響している。そのため、こうした信用社の独占的な位置付けは、農村の 2 種の借り手への資金供給不足を同時に起こす主要因である。これに加え、商業経営の信用社が融資コストと返済リスクが著しく異なる農家と農村企業を同時に主な貸付先にすること自体が問題である。

2006 年末に農村新型金融機関の参入が許可されたが、信用社に対抗する競争力を持っていないばかりか、その貸付先も農家か農村企業のどちらでもいいという同様の問題に直面している。

その結果、農家と農村企業への資金供給不足が改善されていない。農家と農村企業の資金需要を満たすためには、この 2 者間の融資競争を改善し、信用社の独占的な位置付けを改革することが重要である。これを実現するためには、ただ農村新型金融機関を増やすだけではなく、農家があるいは農村企業へ金融サービスを提供する金融機関をそれぞれに設立するように、信用社や農村新型金融機関の貸付先を決めるほうが適当だと考えられる。

さらに、信用社は農家の協同組合制の金融機関に復帰することが困難であるので、農家は貸付先として農村企業より弱い立場にあり、貸付先として農村企業が優先され、農家は冷遇されざるを得ない。そこで、農家・農業の資金需要を満たすためには、農家・農業のための専門金融機関が必要となる。信用社は農家のための金融機関に復帰することが困難であるので、農家・農業のための専門金融機関を新たに設立する必要がある。

一方、農村企業のための金融機関も存在する必要がある。商業経営の信用社は、農家より企業へより多く貸し付けている現状から見れば、農村企業のための金融機関になりうる。ただし、営利的な経営の道を進む信用社は、農行と同じように、農村離れや農村からの資金流出を引き起こす恐れがあり、農村企業への貸付が不足する事態も予想される。そうならぬようにするために、信用社を、農村企業を組合員とし、組合員への貸付を目的とする協同組合に改革する必要があるが、これは現行の所有権改革の目指すものではないため、農村企業の資金需要が満たされない状況が続くと考えられる。加えて、協同組合への改組は不良債権の発生を招く恐れがあり、不良債権発生の防止を期待できる株式制との間にジレンマを生じる。そのため、協同組合金融機関としても発展するには、政策性金融の押し付けを止めて郷鎮政府からの干渉を防ぐことがより重要である。

#### 注記：

(1) 阮(2008)が銀監会の資料に基づいて「2006年末に全国3,302の郷鎮では金融機関が皆無の状態であり、域内に1店舗しかない郷鎮が総郷鎮数の20.1%に当たる8,231もある。郷鎮にある金融機関は基本的に信用社と郵政貯金のみである」と指摘した。

(2) 四川、甘肅、青海、吉林、湖北省と内モンゴル自治区である。

(3) その中の「×」は資金互助社によって決まるが、合計10名以下と決められている。

(4) 前章で述べたように、株式制へ移行した信用社はその政策支援を受けることができないが、株式合作制へ移行した信用社は政策支援を受けることができる。

(5) 信用社の所有権改革は信用社の商業的な経営の深化(商業金融の実施)や不良債権処理などと関わっている。

(6) 「農村資金互助社管理暫行規定」や「農村資金互助社示範章程」などの関連した法律は農村小企業について説明していなかった。以下の法規によって、「農村信用社小企業信用貸款和聯保貸款指引」によれば、小企業は商工業行政管理機関によって審査して登録された、年間課税売上高が1000万元以下の法人や経済組織である(銀監会2006b)。

## 終 章 結論

### 第1節 結論

本研究の目的は、信用社と農村金融市場という2つのサイドから、農村フォーマル金融供給サイドにおける問題とその問題の原因を解明し、農村金融供給システムの改革について提言し、農村生産者の資金需要を満たすことである。供給サイドにおける問題とその原因を解明するためには、農家と農村企業という2種の借り手が中国農村において並存しているという視点が重要である。以下、本研究の内容を述べる。

第1に、農村金融市場の需給状況を明らかにした。まず、資金需要サイドにおいて、農村の2種の借り手である農家と農村企業はフォーマル金融供給が不足した状態にある。これらの借り手は、資金の多くをフォーマル農村金融機関からではなく、インフォーマル金融から調達している。この問題は、1999年の農家少額貸付の推進や2003年からの所有権改革によっても大きく改善されていない。

また、農村フォーマル金融市場において、金融当局が企図した農村金融における住み分け構想は失敗し、その結果として信用社は農家と農村企業へ貸付を行う唯一の金融機関として独占的な地位を得た。この状態は農村企業への資金供給の独占だけではなく、農家の資金供給の独占でもある。すなわち、信用社は農家あるいは農村企業へ貸付を行う時、競争相手が存在していない。一方、信用社は同時にこの2者に貸付を行っており、これらへの主な資金供給者という役割を果たしている。こうして、農家と農村企業は信用社からの貸付を競い合う関係にある。

さらに、信用社の貸付の構造から見れば、農村企業貸付の割合が1996年から減少している一方、農家貸付の割合は増加している。また、農村金融に占める信用社のシェアと信用社の貸付構造によると、1993年から1996年までの改革時期を境目にして、信用社は農村金融供給市場における役割が大きくなると同時に、農家貸付を大幅に増加させ、2者への貸付のバランスを取っているようにみられる。すなわち、信用社は貸付の重点を農村企業から農家と農村企業という2者に転換していると見られる。

第2に、政策金融の農家少額貸付が営利的な金融商品であることを明らかにした。農家少額貸付は信用調査を中心としている。信用調査とは農家の信用に関する、信用社だけではなく、地域の行政機関や農家を動員して行われる大規模な調査であり、それによって予め信用戸を選定し、信用枠を与えるという独特の方式を探った。農家少額貸付は、信用枠内ならば、低金利で極めて簡単に素早く貸付を受けることができる。農家少額貸付の実態については、中国農家の約3割が農家少額貸付の恩恵を受けている。

このような状況にある信用調査の具体的な内容を明らかにすることを通じて、農家情報の収集・処理や、信用調査を支えるインセンティブ構造を解明した。信用調査を支えるイン

センティブ構造によって、信用調査はスムーズに進んでおり、入手した農家情報の信憑性が高くなっている。これにより、農家情報の非対称性が克服される。こうした情報に基づいて、貸倒れリスクの高い農家を信用戸から排除するように、信用戸の判定が行われている。そして、貸倒れリスクを減少させるために、信用戸格付けがなされ、貸付額が農家返済能力範囲に低く抑えられる。こうして行われている農家少額貸付は、借り手に対する返済へのインセンティブや圧力によって、高返済率が実現されている。

そして、こうした信用調査の費用の大部分は、信用調査を政治的キャンペーンにすることで、行政組織や党組織、そして住民の協力者に転嫁されている。そのため、農家への貸付コストを低くした。さらに、農家少額貸付を推進するために、人行は信用社に低利の貸付を多く行っている。その結果、農家少額貸付は営利的な金融商品となっている。これは商業経営の信用社が農家少額貸付を実施する大きな原因である。一方、政策金融としての農家少額貸付は、政府の支援政策がなければ営利にはならないといえる。

高返済率を実現するために、信用戸となる条件(換金できる資産)が高く設定され、貸付上限が農家の換金できる資産より低く決められている。そのため、農家の資金需要を満たせないことが起こりうる。これに対処するためには、次のような方法が考えられる。まず、高返済率を確保しながら、貸付上限を高め、農家の多額の資金需要を満たすために、信用戸の評定方法の改善や信用戸の級の細分などが求められる。また、XX 区における経験によれば、より多額の貸付が受けられるグループローンの発展に注力すべきである。さらに、信用戸となる条件を緩め、より多くの農家を信用戸と評定できるようにする必要がある。ただし、高返済率を確保するためには、信用戸となる条件を無制限に緩めることはできないので、極貧困農家への資金供給には限度があり、他の援助方法が必要である。また、農業の不確実性による貸倒れは、信用社などの金融機関自体だけでは対応しきれないところがあるため、政府の関与が必要であると思われる。

農家の資金需要を満たすために、商業経営の信用社に政策金融の農家少額貸付を実施させる大きな理由は、信用社は農村金融市场において独占的な地位にあり、農家に金融サービスを提供する唯一の金融機関であるためである。ただし、信用社の商業銀行化が進み、支援政策がなくなり、農家少額貸付は利益が乏しいため放棄される可能性が大きい。

第 3 に、信用社の不良債権の発生の原因を分析し、不良債権処理のための所有制度の改革の結果を考察し、多くの信用社が政府の干渉を受けることにつながる株式合作制へ移行する原因を明らかにした。

信用社は所有権が不明確な状態にあるため、上部機関や政府に干渉されかねない。干渉による貸付の多くが不良債権となつた。これが不良債権の発生の主な原因である。

不良債権処理と所有制度改革において二つのジレンマが生じた。一つは、所有権の改革が不良債権処理のために行われ、そして、株式制が他の株式合作制や協同組合制よりも不良債権の発生の防止に有効だと考えられるが、多くの農村信用社は株式制の条件に達したとしても、株式合作制にとどまった。株式合作制では外部の干渉によって不良債権の発生

を防止できないが、政策上の政策支援を受けられる。多くの信用社の所有権改革では、後者が選択された。政策支援は農家への政策的融資の業務を代行することの見返りであるが、この業務は信用社が営利的な金融機関であれば、不要なものである。このような政策金融は、信用社が協同組合、つまり非営利的に組合員の利便を図る組織であればこそ肯定されるもので、営利的な金融機関の事業としては選択されがたいと言えよう。

もう一つは、郷鎮など地元政府の干渉が不良債権の主要な源泉である点からみて、その発生を防止するためには郷鎮など地元政府の干渉から逃れが必要であるが、所有権改革にともなって、信用社を管理する権限が地方政府へ移行された。このことにより、郷鎮など地元政府の干渉を断つことが出来ないばかりか、その干渉が強まる可能性が高く、したがって、干渉によって、新たな不良債権が発生せざるを得ない。古い不良債権は公的資金の投入によって部分的に処理されたが、こうした内部に矛盾を含む所有権改革は新たな不良債権の発生を招く恐れが強く、営利的な金融機関への信用社の移行をむしろ阻んでいる。

所有権改革で、多くの信用社は政府の干渉を受けることに繋がる株式合作制への移行を選択した。これは前述の不良債権処理のためでもあるが、農村金融供給における独占的な位置付けや役割を維持するためでもある。一方、所有制度の改革が徹底されていない原因は、現段階で信用社が農村金融市场を独占している状態にあるため、信用社によって政策金融を担ってほしいという国家の希望にもよる。

そのため、信用社の不良債権を処理するためには、まず、農家への政策金融を信用社に実施させず、信用社の農村金融における独占的な地位を改善し、これにより、条件が整った信用社を株式制へ移行させ、また、コーポレートガバナンスを確立して政府からの干渉を断ち、さらに、公的資金を投入することなどが必要である。

## 第2節 農村金融市场からの再考察と農村金融システム改革のための提言

ここまで的研究では、信用社の改革、改革における問題、問題発生の原因を、信用社のサイドから解説した。ここで、これらの分析を踏まえ、農村金融市场サイドから、農村新型金融機関が信用社と競争できない原因、矛盾した改革が行われた原因、農家と農村企業への資金供給不足の原因を明らかにする。

第1に、農家の資金需要を満たすために、商業経営の信用社に農家金融を実施させる主要な原因是、信用社が農家と農村企業への資金供給を独占していると同時に、農家より農村企業への貸付に重点を置いていたためである。商業経営の信用社が政策金融を行うことは信用社の所有権改革及び農家金融の実施に影響している。従って、農家と農村企業の資金需要を同時に満たすためには、農家と農村企業への資金供給における信用社の独占的な位置付けを変える方が良いだろう。

第 2 に、農家と農村企業への主な資金供給者としての信用社の独占的な位置付けは、この 2 種の借り手への資金供給不足を同時に起こす主要因であることを明らかにした。

信用社は農家と農村企業への資金供給において独占的な位置付けにあり、農家と農村企業への主な資金供給者という役割を果たしている。しかし、商業経営のため、融資上で弱い立場にある農家より、企業への貸付に重点を置いている。そこで、農家の資金需要を満たし、信用社に農家金融を実施させるために、様々な支援政策が実施されている。これにより、農家貸付が営利的な金融商品となっている。その結果、信用社は貸付の重点を農村企業から農家と農村企業という 2 者へ移転していると見られる。そして、農家と農村企業への資金供給における信用社の独占的な位置付けはより堅固になっている。信用社の独占的な位置付けは、農村金融の不備や競争のないことによる金融サービスの改善努力の不足などの問題をもたらしている。そして、商業経営の信用社が農家政策金融を行うことは、信用社の所有権改革及び政策金融の実施に影響している。そのため、こうした信用社の独占的な位置付けは、農村の 2 種の借り手への資金供給不足を同時に起こす主要因である。

農家と農村企業への資金供給不足が改善されていない。農家と農村企業の資金需要を満たすためには、この 2 者間の融資競争を改善し、信用社の独占的な位置付けを改革することが重要である。これを実現するためには、ただ農村新型金融機関を増やすだけではなく、農家あるいは農村企業へ金融サービスを提供する金融機関をそれぞれに設立するように、信用社や農村新型金融機関の貸付先を決めるほうが適当だと考えられる。

第 3 に、農村新型金融機関の参入は、信用社に対抗する競争力を持っていない。その大きな原因是その貸付先が農家か農村企業のどちらでもいいという信用社と同様の問題に直面していることである。

その上で、農家と農村企業の資金需要を同時に満たすために、農村金融供給システムの改革に提言を行う。

以上より、農村企業と農家を同時に組合員として取り扱う信用社の「農家の協同組合制の変形」によって、信用社は農家の協同組合制への復帰が困難であることが分かった。そして、農家は貸付先として農村企業より弱い立場にあり、農家の資金需要を満たすためには、農家のための専門金融機関が必要となる。一方、農村企業のための金融機関も存在する必要がある。商業経営の信用社は、農家より企業へより多く貸し付けている現状から見れば、農村企業のための金融機関になりうる。ただし、営利的な経営の道を進む信用社は、農行と同じように、農村離れや農村からの資金流出を引き起こす恐れがあり、農村企業への貸付が不足する事態も予想される。そうならないようにするために、信用社を、農村企業を組合員とし、組合員への貸付を目的とする協同組合に改革する必要があるが、協同組合金融機関としても発展するには、政策性金融の押し付けを止めて郷鎮政府からの干渉を防ぐことがより重要である。

## 参考資料

以下の写真等は、第2章の実地調査に関する主な調査資料である。

### 1. 調査地の写真

調査地 XX 区信用聯社



## 2. 翻訳した調査資料

翻訳した調査資料には、「農家信用調査表」(中国語の「農戸信用状況調査表」と「検査表」(中国語の「農戸信用度、貸款限度額評定、年検表」)がある。

農家信用調査表

住所： 郷 村 組(自然村)			記入日： 年 月 日			
基本状況	戸主名前		身分証の番号		人口数	
	奥さまの名前		身分証の番号		生産能力を持つ人口数	
固定資産			収入予測	支出予測		
固定資産	個数	市場価格	一年目総収入		総支出	
部屋			農業収入		農業	
車			労働収入		生活	
馬			投資収入		税金	
			二年目総収入		総支出	
			農業収入			
			労働収入			
			投資収入			
			三年目総収入		総支出	
			農業収入			
			労働収入			
			投資収入			
合計						
投資項目	投資総額	保有の現	借金額			

		金				
農業生産用						

調査を行う人の意見 :

サイン :

年　月　日

出所:内モンゴル自治区の XX 区信用聯社より筆者翻訳。

注 : (1) この表は 2 部あり、一つは貸付の契約書に付し、もう一つは信用社のファイルとして保存される。

(2) その中の固定資産は 300 元以上のものを指す。

検査表

申込者： 郷 村 組(自然村)				年 月 日				
評定標準	持ち株		固定資産の現価	年総収入	年純収入	保有の現金	債務	素行
	時間	金額						
信用格付公布時間		異議	評定チームの意見					
年 月 日		(有無)	信用レベル		級	貸付限度額		元
信用調査評定チーム	組長			(サイン)	メンバ 一	(サイン)		
評定意見	審査評定委員会の討論、審査によると、この農家は信用レベルが（　級）であり、貸付限度額が（　元）である。貸付契約を結び、貸付証を配ると許可する。							
年度検査状況	去年貸付の元利の返済状況				純収入及び信用社での預金			
	年度検査によると、この農家は信用レベルが（　級）であり、貸付限度額が（　元）である。有効期限が　年　月　日までである。 審査評定委員会のサイン(印鑑) 年　月　日							
年度検査状況	去年貸付の元利の返済状況				純収入及び農村信用社での預金			
	年度検査によると、この農家は信用レベルが（　級）であり、貸付限度額が（　元）である。有効期限が　年　月　日までである。 審査評定委員会のサイン(印鑑) 年　月　日							

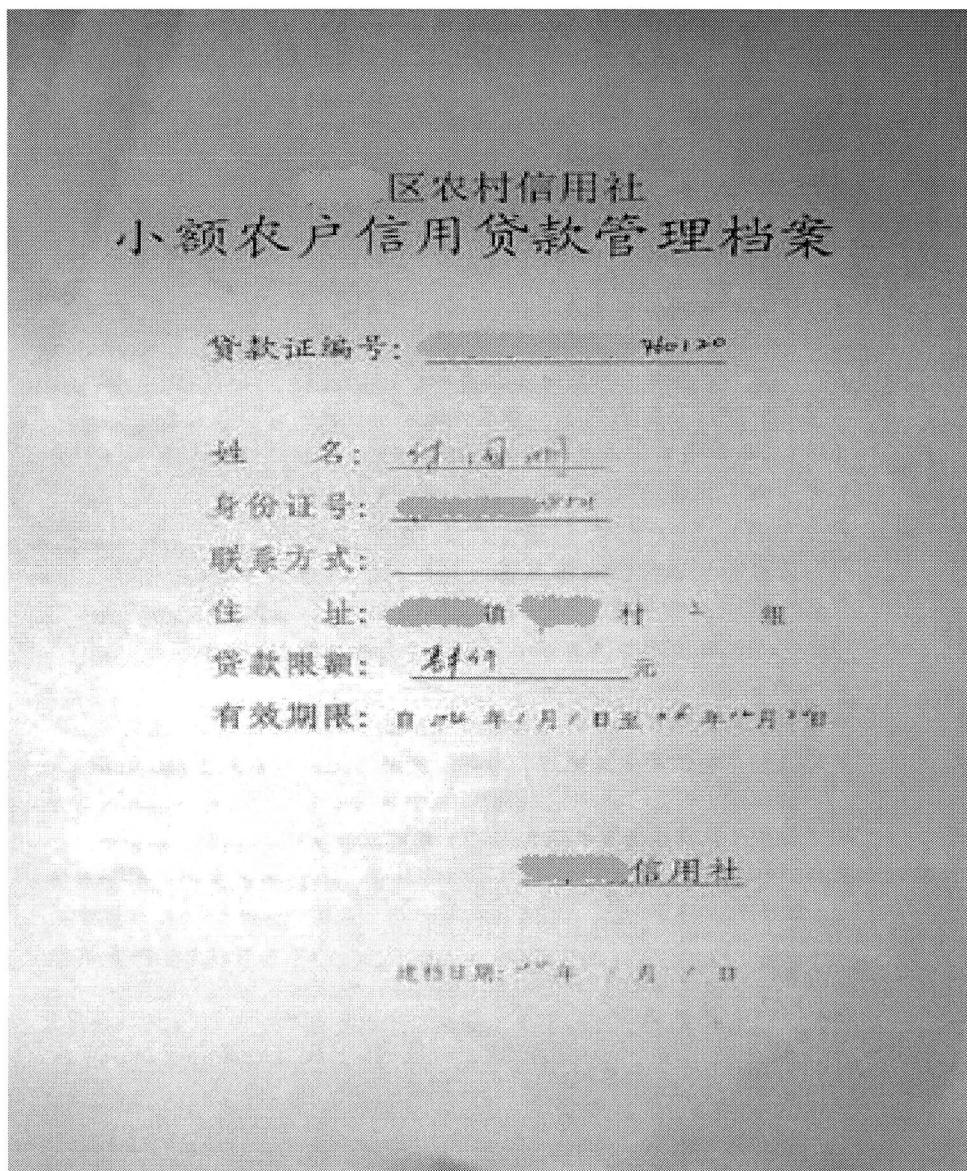
出所：内モンゴル自治区のXX区信用聯社より筆者翻訳。

注：この表は2部あり、一つは貸付契約書に付し、もう一つは農村信用社のファイルとして保存される。

### 3. 「小額農戸信用貸管理档案」

この「小額農戸信用貸管理档案」(1人の農家)は次の「小額農戸信用貸管理档案の表紙」、「借款合同」(貸付契約書)、「農戸信用状況調査表」、「農戸信用度、貸款限度額評定、年検表」からなる。

小額農戸信用貸管理档案の表紙



## 借款合同

**区农村信用合作社**  
**农户限额信用借款合同**

编号：\_\_\_\_\_ 编号：\_\_\_\_\_

借款人： 王明礼  
借款人： 王明礼

根据国家有关法律、法规、规章的规定，本着公证、公平、互惠互利的原则，经借款人、借款人充分协商，签订本合同，共同遵守。

**第一条** 借款人根据自身资金能力和借款人的信用度及资金需求，从2012年1月1日起至2013年12月31日止，向借款人提供限额贷款(大写) 壹拾万元。在此限额和贷款期限内随用随贷，随有随还，周转使用，不再另行签订农户限额信用借款合同。

**第二条** 借款人自愿将可变现的家庭全部资产做为偿还贷款本息的保证。

**第三条** 在上述期限内，每笔贷款的最后到期日不得超过上述终止日。每笔贷款的金额、用途、期限、利率，以借款借据为准，借款借据作为合同的组成部分，具有同等的法律效力。

**第四条** 借款人在限额期限内，每次借款保证按期归还。借款人因特殊情况，不能按期偿还，在贷款到期日前 15 天，向借款人提出展期申请，经借款人同意，签订展期协议后，方可延长还款期限，期限不得超过原定终止日。

**第五条** 借款人保证在展期期限终止日前清偿全部贷款本息，逾期按日利率万分之 3.5 计收利息。同时，借款人一年内不能享受信用农户限额信用贷款。

## 借款合同(续)

第六条 借款人保证按照借款用途使用贷款，不得擅自转移贷款用途。借款人擅自转移贷款用途，贷款人有权按挤占挪用处理，按日利率三倍计收利息，并有权提前收回贷款，同时，借款人1年内不能享受信用社农户定期信用贷款。

第七条 信息方式：口头

第八条 本合同未言明事项按《中华人民共和国经济合同法》、  
《贷款通则》等有关规定执行。

第九条 本合同经借贷双方签章后生效。

合同文本一式三份，借款人、贷款人各执一份，报贷款方主管部门一份。

贷款方： <u>信用社</u>	借款方： <u>王小明</u>
借款人(公章)：	
法定代表人(签章)：	
担保人(签章)：	借款人(签字)盖章： <u>王小明</u> <u>2014.5</u>

签约时间：二〇一四年五月一日

签约地点：信用社

## 農戶信用狀況調查表

区农村信用社 信標2 農戶信用狀況調查表							
家庭詳細地址:		戶(組)	村	組(自然村) 2007年 10月 1日			
基 本 情 況	戶主姓名	林桂明	身份證號碼			S123	家庭人口
	配偶姓名		身份證號碼			有生產能	戶均勞動力人
固定財產易變現財物				收入預測	支出預測		
名 稱	數 量	詳 情	項 目及預測	收 入	生 產、生 活重 大項 目	支 出	
不動產	4	24000	第一年總收入 10000 -	總支出 10000 = 0 元			
農地	1	100	耕種收入 1000	耕種支出 1000	1000		
林地	1	100	營利收入 1000	營利支出 1000	1000		
			第二年總收入 10000 -	總支出 10000 = 0 元			
農地	1	100	耕種收入 1000	耕種支出 1000	1000		
林地	1	100	營利收入 1000	營利支出 1000	1000		
			第三年總收入 10000 -	總支出 10000 = 0 元			
農地	1	100	耕種收入 1000	耕種支出 1000	1000		
林地	1	100	營利收入 1000	營利支出 1000	1000		
合 計	4	24000					
主要經營項目、用途 需要資金 自籌資金 需要貸款							
糧食作物	1000	2000	2000				
調查人意見: 2007年 10月 1日							
(簽字) (蓋章) 2007年 10月 1日							

注: (1)此表替代被調查人借款申請書和信譽情況調查評議報告,此表一式兩份,一份用於評審,一份歸檔存查。

(2)首先要說明的是以下由被調查人所擁有的財產或資本。

(3)首先要說明的是以下由被調查人所擁有的財產或資本。

## 農戶信用度、貸款限度額評定、年檢表

区农村信用社 农户信用度、贷款限额评定、年检表									
申请人: <u>王立明</u>		(镇) <u>村</u> <u>组(自然村)</u>	填(盖章) <u>2015年1月10日</u>						
评分 依据	人品		财产及高定 流动价值		家庭年 收入	纯收入	资金 实力	性 情	品行
	时间	金额	家庭年 收入	纯收入	资金 实力	性 情	品行		
04/10/2015	10000	26000	20000	10000	极好	极好	极好		
评估公布时间		有无 异议		评 定 意 见					
2015年1月10日		信用度		级	贷款限额(大写)		元		
经济小组	社 员	(签字)	成 员	(签字)	贷款限额(大写)		元		
评 定 意 见		经评定委员会讨论审定,该户信用等级为 <u>极好</u> 级,贷款限额为 <u>10000</u> 元。 签订合同,准予放贷。 有效期自 <u>2015</u> 年 <u>1</u> 月 <u>10</u> 日起至 <u>2016</u> 年 <u>1</u> 月 <u>10</u> 日止。 评定委员会主任签字: <u>王立明</u> 2015年1月10日							
年 检 况	上年贷款本息归还情况		纯收入及在信用社存款情况						
	2014年		2014年						
经年检审定,信用等级为(大写) <u>极好</u> 级,贷款限额为(大写) <u>10000</u> 元。 有效期 <u>2015</u> 年 <u>1</u> 月 <u>10</u> 日止。		评定委员会盖章 <u>2015年1月10日</u>							
上年贷款本息归还情况		纯收入及在信用社存款情况							
2015年		2015年							
经年检审定,信用等级为(大写) <u>极好</u> 级,贷款限额为(大写) <u>10000</u> 元。 有效期 <u>2016</u> 年 <u>1</u> 月 <u>10</u> 日止。		评定委员会盖章 <u>2015年1月10日</u>							
注:此表经代理的社员填写后交回 此表一式两份,一份归档,一份归还给客户。(以双方签字为准)									

## 参考文献

### 1. 日本語の参考文献

- 朝倉孝吉(1949)、『農業金融論』、思索社。
- 上西英治(2007)、「マイクロファイナンスの意義とその課題」、『地域政策研究』、第 10 卷第 2 号、63~75 頁。
- 内田多喜生(2003)、「農家構造の変化と農協の組織基盤への影響」、『農林金融』、第 7 号、農林中金総合研究所。http://www.nochuri.co.jp/index.html (2008 年 4 月 26 日)。
- 王雷軒(2005)、「中国の農村金融システム——その構造と問題点を中心にして」、『中央大学大学院研究年報』、第 35 号、商学研究科篇、173~190 頁。
- 大里貴志(2006)、「中国の農業金融に関する基礎研究」『経済研究』(東京国際大学)、第 7 号、107~130 頁。
- 岡本真理子、栗野晴子、吉田秀美編(1999)、『マイクロファイナンス読本：途上国の貧困緩和と小規模金融』、明石書店。
- 加藤譲(1983)、『農業金融論』、昭和 58 年、明文書房。
- 河原昌一郎(2005a)、「中国における農村金融の展開と信用社の組織的性格(上)」、『農林水産政策研究』、第 8 号、1~31 頁。
- 河原昌一郎(2005b)、「中国における農村金融の展開と信用社の組織的性格(下)」、『農林水産政策研究』、第 9 号、1~32 頁。
- 河原昌一郎(2005c)、「中国における農村金融の展開と信用社の組織的性格」、『農林水産政策研究所レビュー (PRIMAFF review)』、第 17 号、25~30 頁。
- 経済産業省(2005)、「通商白書—我国と東アジアの新次元の経済的な繁栄に向けて—」『ぎょうせい』。
- 厳善平(2002a)、「中国における郷鎮企業の発展と融資問題(協同研究:体制移行と経済開発に関する総合的研究)」、『総合研究所紀要』、第 28 卷第 2 号、57~74。
- 厳善平(2002b)、「改革時代の中国における農村金融制度と実態」、『桃山学院大学経済経営論集』、第 44 卷第 2 号、107~126 頁。
- 剣伐(2004)、「差し迫って重い改革」、『北京週報』(日本語版)。  
http://www.bjreview.cn/JP/2003.32/32-china3.htm (2009 年 5 月 3 日)。
- 齊藤正(2003)、『戦後日本の中小企業金融』、ミネルヴァ書房。
- 斎文波(2000)、「中国農村協同組合金融の現状と改革」、筑波書房。
- 関志雄(2002)、「四大銀行の株式上場は成功するか—国に支配されたままではコーポレート・ガバナンスの確立は不可能—」、『实事求是』、中国経済新論。  
http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/index.htm (2008 年 6 月 12 日)。
- 全国信用協同組合連合会(2007)、「信用組合の Q&A」、全国信用協同組合連合会。

- [http://www.zenshinkumiren.jp/deai/deai\\_q\\_and\\_a.html](http://www.zenshinkumiren.jp/deai/deai_q_and_a.html) (2009年5月26日)。
- 孫家蓉(2002)、「中国信用社の合作制改革について」、『中京商学論叢』、第48巻第2号、125~160頁。
- 谷内満、増井彰久(2007)、「加速する中国金融改革の分析」、『開発金融研究所報』、第34号、36~70頁。
- 譚偉(2004)、「四大国有銀行が25万人をカット」、『北京週報』(日本語版)。  
<http://www.bjreview.cn/JP/2004.02/02-jinji9.htm> (2009年5月15日)。
- 坪井ひろみ(2004)、「グラミン銀行の社会開発における役割に関する研究」(博士論文)、山口大学大学院東アジア研究科。
- 坪井ひろみ(2002)、「グラミン銀行における借り手集団の相互信頼関係：ネットワーク分析」、『アジア経済』、第43巻第9号、2~30頁。
- 鄭蔚、谷口憲治(2006)、「中国農村金融システムの再構築について——天津市A、B、C三県の調査に基づいて(個別報告の部〔地域農林経済学会〕大会個別報告論文)」、『農林業問題研究』、第42巻第1号、191~196頁。
- 鄭蔚、谷口憲治(2003a)、「中国における協同組合化政策の展開要因の政策構造論的考察——中国農村信用合作社の場合」、『協同組合研究』、第22巻第4号、1~16頁。
- 鄭蔚、谷口憲治(2003b)、「中国農村信用合作社における協同組合的経営改革の展開——T市農信社連合社(吉林省)の事例から」、『農林業問題研究』、第39巻第1号、1~11頁。
- 鄭蔚、谷口憲治(2003c)、「中国農村金融における協同組合化改革展開論の課題と方法——中国農村信用合作社を対象として」、『島根大学生物資源科学部研究報告』、第8号、63~69頁。
- 鄭蔚、谷口憲治(2003d)、「中国農村信用合作社の地域性に関する一考察」、『日本農業経済学会論文集』、2003年度、375~380頁。
- 鄭蔚、谷口憲治(2002)、「中国農村信用合作社における組織構造と経営上の特質——天津市津南区信用社連合社の事例を中心に」、『農林業問題研究』、第37巻第4号、283~287頁。
- 徳永清行、三木毅(1958)、「新中国の金融機構」、昭和33年、有斐閣。
- 内閣府(2002)、「世界経済の潮流」(2002年秋)、国立印刷局。
- 原弘平(2007)、「中国の農村金融改革と我が国農協制度」、『農林金融』、第60巻第3号、巻頭1頁。
- 韓俊(農林中金研究所訳)(2008)、「中国信用社改革の評価と農村金融改革の課題」、『農林金融』、第4号、2~16頁。
- 藤田幸一(1990)、「バングラデシュにおける土地なし貧困層への金融～グラミン銀行をめぐってー」、『アジア経済』、第31巻第6/7号、143~160頁。
- 日暮賢司(2003)、「農村金融論」、筑波書房。
- 松井範惇(2006)、「マイクロクレジットの役割と有効性」、松井範惇、池本幸生編、『アジアの開発と貧困—能力、女性のエンパワーメントとQOL』、明石書店、153~185頁。

- 三重野文晴(2004)、「マイクロ・ファイナンスの金融メカニズム」、絵所秀紀、坂穂光彦、野上裕生編、『貧困と開発』、日本評論社、130～158頁。
- 杜進(1997)、「中国農村金融市場の実証分析—農家の金融取引と投資決定の考察を中心にして」、中兼和津次編、『改革後の中国農村社会と経済』、筑波書房、184～220頁。
- 杜潤生(2001)、『杜潤生中国農村改革論集』、白石和良、菅沼圭輔、浜口義曠、ルアン・ウェイ編訳(2002)、農村漁村文化協会。
- 蘭辛珍(2004)、「西部大開発実施 5 年の成果と問題点」、『北京週報(日本語版)』、No. 51。 <http://www.bjreview.cn/JP/> (2009年4月10日)。
- 阮蔚(2008)、「中国農村金融自由化の背景と可能性—農村活性化のカギを握る資金供給の拡大—」、『農業金融』、第4号、16～29頁。
- 阮蔚(2005)、「今月の焦点 海外経済金融 再度の改革に突入した中国信用社—中国初の農村株式協同組合銀行の事例」、『金融市場』、第16巻第1号、43～47頁。
- 阮蔚(2000a)、「今月の焦点 農業生産資金の需要に対応しきれていない中国の農村金融体制—」、『金融市場』、第11巻第9号、12～16頁。
- 阮蔚(2000b)、「外国事情 中国農家の資金需要と農村金融の体制—農業生産資金の需要とフォーマル金融機関の問題を中心に—」、『農林金融』、第53巻第11号、757～775頁。
- 安田原三(1978)、『信用組合の研究』、日本経済評論社。

## 2. 中国語の参考文献

- 曹力群(2000)、「農村金融改革与農戸借貸行為研究」、『中国農村研究報告』、香港中文大学中国研究服务中心。 <http://www.usc.cuhk.edu.hk/> (2009年3月9日)。
- 陳更新、巢瑞芹、倪劉洋(2006)、「拼搏争先与裂变—全国農信社首批改制試点張家港農商五年裂變發展的理論總結」、張家港農村商業銀行。 <http://www.zjgrcb.com/> (2008年7月10日)。
- 陳劍波(2003)、「当前農信社改革的幾個問題」、『中国經濟時報』(7月3日)。
- 重慶市農調隊(2005)、「農戸小額信用貸款存在的問題与建議」、中国三農調査網。 <http://www.sannong.gov.cn/> (2006年7月3日)。
- 杜小山、劉文璞(等)(2001)、「小額信貸原理及運作」、上海財經大学出版社。
- 郭林田、高建偉(1999)、「貧困県信用社不良貸款の現状、成因、活化対策」、『経済師』、第12期、82～83頁。
- 郭沛(2003)、「農村非正規金融：内函、利率、効率与規模」、『中国農村金融改革學術検討会論文集』(8月)。
- 郭曉鳴(2005)、「四川省農戸金融供求現状調査」、『農村經濟文稿』、第5期、43～60頁。
- 韓俊(等)(2007)、「中国農村金融調査」、上海遠東出版社。

- 韓瑞芸(2004)、「29 省農信社全面試點 決策層觀注四大改革難題」、『21 世紀經濟報道』(8 月 30 日)。<http://www.nanfangdaily.com.cn/> (2005 年 6 月 29 日)。
- 何廣文、李莉莉(2005)、『正規金融機關小額信貸運行機制及其績效評價』、中国財政經濟出版社。
- 何廣文、馮興元(等)(2005)、『農戶信貸、農村中小企業融資與農村金融市場』、中国財政經濟出版社。
- 何廣文、李莉莉(2005)、『正規金融機關小額信貸運行機制及其績效評價』、中国財政經濟出版社。
- 何廣文(2002)、「農戶小額信用貸款的制度績效、問題及對策」、『中國農村信用合作』、第 11 期、11~13 頁。
- 何廣文(2001)、「中國農村金融供求特徵及均衡供求的路径選擇」、『中國農村經濟』、第 10 期、40~45 頁。
- 何廣文(1999)、「從農村住民資金借貸行為看農村金融抑制與金融深化」、『中國農村經濟』第 10 期、42~49 頁。
- 霍學喜、屈小博(2005)、「西部傳統農業區域農戶資金借貸需求與供給分析—對陝西渭北地區農戶資金借貸的調查與思考」、『中國農村經濟』、第 8 期、58~67 頁。
- 姜春海(2003)、「中國農村企業融資來源及結構分析」、『經濟評論』、第 6 期、58~74 頁。
- 姜信(2006)、「扶貧貼息貸款管理使用中存在的問題及建議」、巴林左旗扶貧開發辦公室、『扶貧開發信息』第 72 期。赤峰扶貧開發網、<http://www.cfwl.cn/> (2008 年 6 月 6 日)。
- 李春(2005)、「農戶借貸行為演變趨勢比較研究—以 1986~2002 年浙江 10 村固定跟蹤觀察農戶為例」、『農業經濟問題』、第 9 期、16~22 頁。
- 李莉莉(2006)、「農村小額信貸」、中国社会出版社。
- 李瑩(ying)星、汪三貴(2005)、「信用社緣何熱衷轉貸?」、『調研世界』、第 1 期、42~43、49 頁。
- 劉明康(2006)、「調整放寬農村地區銀行業金融機構準入政策 積極支持社會主義新農村建設」、中国銀行業監督管理委員會。<http://www.cbrc.gov.cn/> (2008 年 7 月 4 日)。
- 柳松、程昆(2005)、「中國農村非正規金融：績效、缺陷與治理」、『農業經濟問題』、第 8 期、35~38 頁。
- 盧漢川(2001)、「現代中國信用協同組合事業」、当代中国出版社。
- 呂莉萍(2004)、「關於治理信用社不良貸款的幾點思考」、『金融與經濟』、第 11 期、54~55 頁。
- 梅爾·布朗、程恩江、英格里·德費希爾、ADB 技術援助專門家(2005)、「内モンゴル自治区における農村金融改革及小額信貸機関発展」。
- 内モンゴル自治区統計局(2001 と 2003~2007)、「内モンゴル統計年鑑」、中国統計出版社。
- 瀋明高(2004)、「省聯社壟斷醸(yun)釀道德風險」、『金融信息參考』、第 11 期、9 頁。
- 卜強、罗(luo)志宏(2002)、「信用社不良貸款居高不下的成因分析及化解措置」、『甘肅

金融』、第8期、37~38頁。

人民中国(2008)、「中国農村企業が30年で増加値332倍に」(8月22日)、人民中国。  
<http://www.peoplechina.com.cn/> (2008年11月20日)。

譚標(2008)、「貴州省聯社黔東南弁事処情系雷山信用村」、中国農村金融網。  
<http://www.2000y.net/> (2008年5月2日)。

湯小青(2002)、「我国農村農戸小額信用貸付制度構造および役割」、金融時報。  
<http://www.qzagri.gov.cn/> (2006年7月3日)。

田耀飛(2003)、「降低農信社不良貸款若干対策—浙江省縉雲県農信社抓降調査」、『浙江金融』、第9期、46~47頁。

王君(2004)、「中国農信社改革須激励兼容」、『財經』、第19期、54頁。

王麗萍、李平、霍学喜(2007)、「西部地区農戸借貸行為分析—基于陝西248家農戸の調査与思考」、『電子科技大学学報(社科版)』、第9卷第1期、22~27頁。

汪三貴、李莹(ying)星(2004)、「中国西部地区農村信用社の治理結構、行為与業績研究」、『農業経済問題』、第6期、38~42頁。

王晓珍(2008)、「設立村鎮銀行の可行性及運営中の問題」、『金融会計』、18~21頁。

温鉄軍(2001)、「農戸信用と民間借貸研究—農戸信用と民間借貸研究課題主報告」、中国50人論談。<http://www.50forum.org.cn/Articledetail.asp?ArticleID=509#> (2009年3月9日)。

吴国宝(2001)、「中国小額信貸扶貧研究」、中国経済出版社。

徐忠、袁国良、2007、「中国非政府組織小額貸款の実践与評価」、『上海金融』、第3期、19~23頁。

熊德平(2005)、「農村小額信貸：模式、経験と啓発」、『財經理論与実践』、第26卷第2期、39~43頁。

姚耀軍(2006)、「中国農村金融發展状況分析」、『財經研究』、第4期、103~114頁。

楊大楷、郭春紅(2007)、「小額信貸可持続発展：困境与出路」、『上海金融』、第3期、14~18頁。

楊家才(2003)、「農戸小額信用貸款実証研究」、『金融研究』、第3期、86~97頁。

楊駿(2005)、「商業性小額信貸试点工作順利推進」、『中国金融年鑑』(2006年)、627~628頁。

楊蓮娜(2005)、「当前農村非正式金融的運行状況及發展前景」、『財政科学』、第4期、129~134頁。

楊林娟(2005)、「信用社農戸小額信貸存在的問題与対策—以甘肃省肃州区为例」、『甘肃農業大学学報』、第40卷第4期、571~574頁。

楊明玉、陳建玉、王定栓(2004)、「降低信用社不良貸款の途径」、『金融理論と実践』、第10期、63頁。

楊培新(1958)、「我国籌集發展資金の道路」、『経済研究』、第1期。

- 易憲容(2005)、「農信社改革：花錢能否買機制？」、『中國經濟時報』(1月9日)。
- 于建剛(2002)、「析我國信用社不良貸款的成因和對策」、『上海金融』第12期、32~33頁。
- 蔣景範(2008)、「信貸支持農業和糧食生產政策—合作部蔣景範主任中國政府網在線防談實錄」(6月5日)、中國銀行業監督管理委員會。<http://www.cbrc.gov.cn/> (2008年9月25日)。
- 趙芝玲、鄒帆(2003)、「促進農民增收的一種有效方式—淺析農戶小額信用貸款的績效」、『華南農業大學學報』(社會科學版)、增刊、153~157頁。
- 張家港農村商業銀行(2007)、「五載春秋書輝煌—書在張家港農村商業銀行新大樓落成開業之際」、張家港農村商業銀行。<http://www.zjgrcb.com/20070516.htm> (2008年7月10日)。
- 張勝林、李英民、王銀光(2002)、「交易成本與自發激励：對傳統農業區民間借貸的調查」、『金融研究』第2期、125~134頁。
- 張軍、季虹(2003)、「農村金融與鄉鎮企業民營化」、『改革』、第4期、93~98頁。
- 張桐(2007)、「中國農村企業發展成就及展望」(6月27日)、北京市房山區工業局。<http://gyj.bjfsh.gov.cn/html/> (2007年10月26日)。
- 鄭雷、鄭少鋒(2005)、「淺析信用社依法收貸的難點與對策—以陝西省隴縣農信社為例」、『安徽農業科學』、第33卷第8期、1530~1532頁。
- 中國財政部(1988)、「關於金融保險公司的財務制度」、『中國金融年鑑』(1989年版)。
- 中國財政部、國家稅務總局(2006)、「關於延長試點地區信用社有關稅收政策期限的通知」(5月14日)、中國財政部。<http://www.mof.gov.cn/> (2007年10月20日)。
- 中國國務院(2004)、「關於進一步深化信用社改革試點的意見」(8月17日)、中國銀行業監督管理委員會福建監管局(2004)、「深化信用社改革文件資料匯(hui)(二)」。
- 中國國務院(2003)、「關於深化信用社改革試點方案的通知」(7月24日)、369信合網<http://www.xy369.com/> (2004年6月17日)。
- 中國國務院(1996)、「關於農村金融体制改革的決定」(8月22日)、『中國金融年鑑』(1997年版)。
- 中國國務院(1993)、「關於金融体制改革的決定」(12月25日)、中國中共中央文獻研究室(1996)、「『14大以來的重要文獻の選編』(上)、人民出版社。
- 中國金融學會(1979~2007)、「中國金融年鑑」、中國金融年鑑編輯部(1990までは中國金融出版社であった)。
- 中國農業部(2001~2006)、「中國農業統計提要」、中國農業信息網。<http://www.agri.gov.cn/> (2008年11月18日)。
- 中國農業部(2006)、「農村企業「十一五」規劃」、中國經濟網。<http://chinacounty.ce.cn/> (2007年10月26日)。
- 中國農業年鑑編集委員會(2006)、「中國農業年鑑」、中國農業出版社。
- 中國農業發展銀行(2005)、「中國農業發展銀行の簡略」、中國農業發展銀行。

<http://www.adbc.com.cn/>(2007年7月2日)。

中国農業銀行(2002)、「中国農業銀行信貸管理基本制度」(2月7日)、北大法意。  
<http://www.lawyee.net/>(2007年10月16日)。

中国農業銀行(1997)、「中国農業銀行貸款管理制度」(8月14日)、『中国金融年鑑』。

中国農業銀行(1979~1989、1996)、『中国農村金融統計』、中国統計出版社。

中国農業銀行(1988)、「農村信用合作社農村企業貸款管理暫行弁法」(4月6日)、『中国金融年鑑』。

中国人民銀行(2002~2008)、「中国貨幣政策執行報告」(第1~4季度)、中国人民銀行。

<http://www.pbc.gov.cn/>(2008年6月7日)。

中国人民銀行(1997)、「農村信用合作社管理規定」(9月15日)、北大法意。

<http://www.lawyee.net/>(2007年10月16日)。

中国人民銀行(1996)、「貸付通則」、『中国金融年鑑』(1997年版)。

中国人民銀行甘南州支店調査研究組(2003)、「對甘南州銀行及信用社不良貸款成因的調查与分析」、『甘肅金融』、第8期、49~51頁。

中国人民銀行蘭州支店課題組(2002)、「成因与対策：化解信用社不良贷款的若干思考—甘肃省信用社不良贷款分析」、『甘肍金融』、第6期、39~42頁。

中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会(2006)、「關於印發信用社改革試點專項人民銀行票据兌付考核指引的通知」(4月21日)、中国人民銀行。<http://www.pbc.gov.cn/>(2008年7月7日)。

中国人民銀行、中国農業銀行(1986)、「扶持貧困地區專項貼息貸款管理暫行弁法」(11月7日)、『中国金融年鑑』(1987年版)。

中国國家統計局(1984~2005)、「中国統計年鑑」、中国統計出版社。

中国國家統計局農村社會經濟調查總隊(dui)(1999)、「中国農村統計年鑑」、中国統計出版社。

中国小額信貸發展促進會籌備組(2005)、「中国小額信貸的政策」、中国小額信貸網。

<http://www.chinamfi.net/>(2008年4月11日)。

中国銀行業監督管理委員会(2007a)、「農村資金互助社示範章程」(2月4日)、銀行業監督管理委員会。<http://www.cbrc.gov.cn/>(2008年12月30日)。

中国銀行業監督管理委員会(2007b)、「農村資金互助社管理暫行規定」(1月22日)、銀行業監督管理委員会。<http://www.cbrc.gov.cn/>(2008年12月30日)。

中国銀行業監督管理委員会(2006)、「關於調整放寬農村地區銀行業金融機関准入政策 更好支持社會主義新農村建設的若干意見」(12月20日)、銀行業監督管理委員会。<http://www.cbrc.gov.cn/>(2008年12月30日)。

中国銀行業監督管理委員会(2006b)、「農村信用社小企業信用貸款和聯保貸款指引」(1月20日)、中国銀行業監督管理委員会。<http://www.cbrc.gov.cn/>(2009年1月2日)。

中国銀行業監督管理委員会(2003)、「中國人民共和國銀行業監督管理法」(12月28日)、

中国銀行業監督管理委員会。<http://www.cbrc.gov.cn/> (2008年5月5日)。

中国銀行業監督管理委員会(2004)、「農村商業銀行章程」(6月14日)、中国銀行業監督管理委員会福建監管局(2004)、『深化信用社改革文件資料汇(hui)(二)』。

中国中共中央(1993)、「關於建立社會主義市場經濟體制若干問題的決定」(11月4日)、『人民日報』(1993年11月17日)。

中国中共中央(1984)、「關於農村工作的通知」(1月1日)、『人民日報』(1984年6月12日)。

周婧(2007)、「信用社不良貸款的非参数統計分析」、『商場現代化』、中旬刊、354頁。

### 3. 英語の参考文献

Gao Wen and Masaaki Ishida、2005、「the Entry of the Chinese Rural Credit Cooperative into Microfinance Market —A Case Study in Chengdu-City Sichuan-Province—」、『The bulletin of the Faculty of Bioresources、 Mie University』、No. 32、pp15～29。